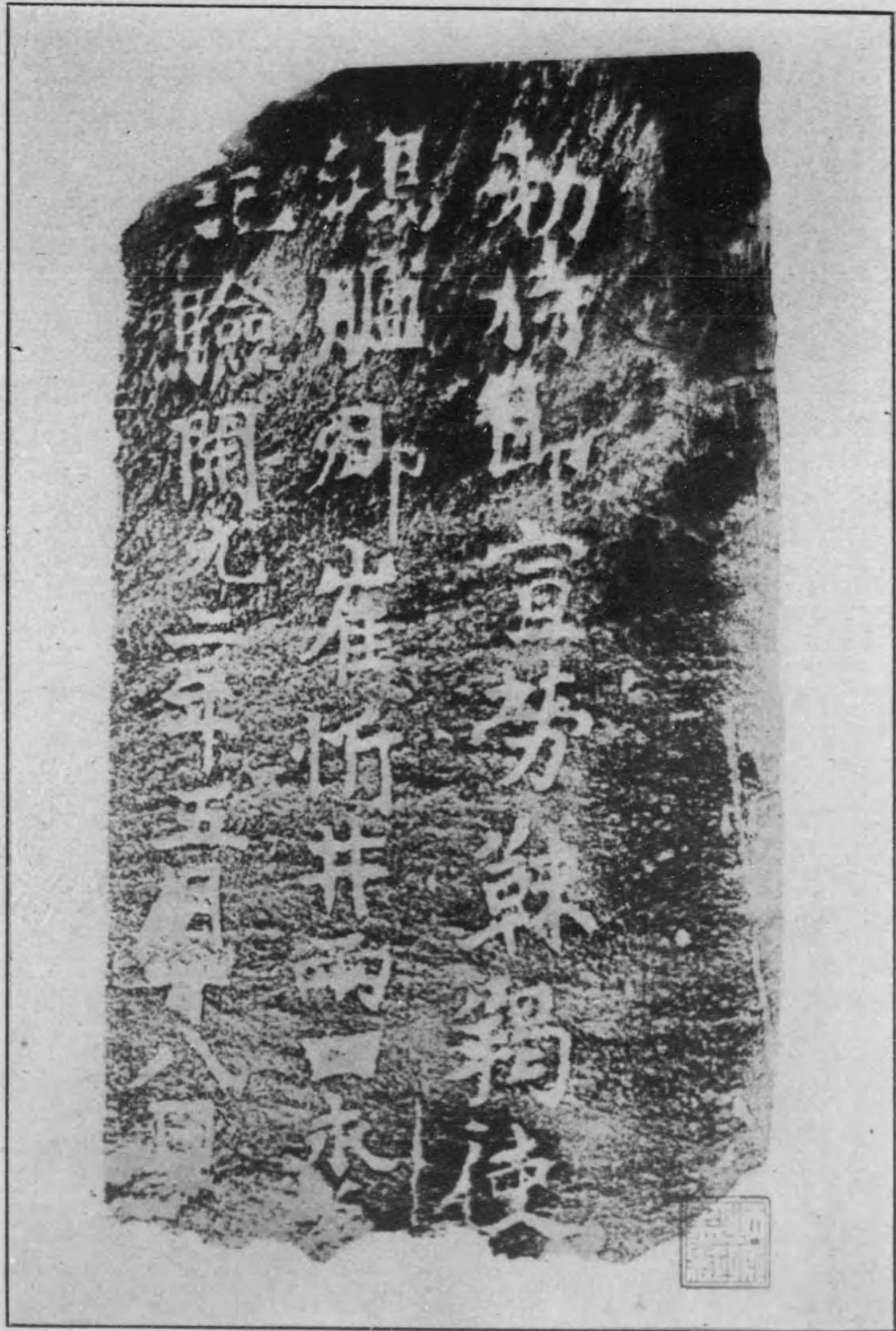


島嶼を辿り、旅順の沖から廟島列島に由り、さて登州に上陸したのである。吾人は幸にも吾人の説の誤らざることを證すべき唯一の左券を今に旅順なる黄金山下の鑿井碑文に求むるを得るのである。碑文は、唐の開元二年（七一四）中、勅持節宣勞、使鴻臚卿崔忻が渤海國に使した途中、今日の旅順に立寄りた時に記念のために鑿井したところの文字に外ならぬのである。崔忻等一行が何が故に遼西道を通過しないで、かゝる迂路を経たかといふことは、契丹人の營州即ち今の朝陽を奪取して、遼東方面との交通を遮断したことで想像されるのであらう。

營州道と契丹道 唐書は、次に長嶺府は營州道であるといひ、扶餘府は契丹道であるといつて居る。長嶺府は今日の興京の北約百二十浬なる英額城の附近に在つた。賈耽道里記は、安東都護府（遼陽）から蓋牟奉天の西南及び新城（奉天附近）を経て長嶺府を過ぎ、而して後渤海王城に至るとあるから、大約を渾河流域を往來したものといふことが來る。渤海人は、右の如



唐の旅順鴻臚井刻石



き通路に由りて遼陽に出で、それから遼澤を渡つて義州附近に在つた汝羅  
守捉に出で、大凌河の谷地を辿つて營州(朝陽)に到達したのであらう。扶餘  
府と上京との交通は、多分今の張廣才嶺に由り吉林に達し、かくて扶餘府農  
安に出でたこと、思はるゝが、それより以西は、多分今の懷德奉化の線に沿  
ひ、鄭家屯に至り、法庫門から彰武臺門に達したものであらう。契丹は、當時こ  
の一帶をば、その根據地としつゝ、あつたのである。渤海國は、右五大道路の  
外に、尙ほ幾多の交通路を開拓したことが想像される。さしあたり、吾人の知  
るところを以ていへば、此國の北方には、黒水靺鞨の大集團があつて、渤海に  
附庸となつたこともある。此國の會長は、かつて自ら唐の營州に參勤した  
こともあるといふから、渤海の營州道をば、經たことであらう。それらの場  
合に於て、忽汗水(瑚爾哈河)は、兩間の交通路をなしたもので、渤海人は、やがて  
松花江を下り、黒龍江に浮ぶことを得たので、渤海の鐵理府は、今のハバロフ  
スク附近に創建されたらしく思はれる。以上の外に、ニコリスク附近にあ



つた率賓府烏蘇里江流域にあつた定理府などは、いづれも、それ、交通路の開拓を想像せしめ得るのである。

### 五 東蒙古の諸道路

勿吉及び失韋の旅行者 南北朝時代に勿吉といふ國は、長白山の北方今の琿春附近から、黒龍江方面に互りた一大集團であつた。勿吉といふのは、靺鞨と同音異字でかなあらう。後魏の延興、太和、中乃ち五世紀末に、その國の使者が和龍との間を往復した記事がある、それによると、和龍即ち今の朝陽から程を起した使者は、北してナラツト河の流域に出で、尙北行して如洛壞水といふ河を渡つた、如洛壞は饒樂の轉音で、今の西拉木輪遼河をいふものであらう。使者は、之よりさらに北行して太魯水に至つた、太魯とは、今の洮兒河のことで、古くは它漏又は滔爾と呼ばれて居つたのである。洮兒河よりは、路を東北にすること十八日、その國に到着する、國に大水あり、濶さ三

里餘、速未水と名くとあるが、速未は粟末ともいひ、松花といふ音の轉訛である。反對に勿吉から出發した使者のいふところには、下の如くであつた。初めその國を發してから、船で難河を遡り、西して今の洮兒河に出でた。そこで船を沈めて、南方に陸行し、洛孤水を渡つて契丹の西界から和龍に出たといつて居る。難水は、捺水ともいつて、黒龍江のとだといふ説もあるが、今の嫩江をいふのであるまいかといふ疑がないでもない。吾人の所見では、勿吉の使者は、黒龍江より松花江に出で、さらに嫩江を溯りて洮兒河に出で、今の洮南府あたりから陸行し、開魯縣に由り、奈曼部に出で、かくして朝陽に到着したものであらう。同時に失韋といふ國が、黒龍江の上流地方に在つた。朝陽を出發した旅行者は、北して西拉木輪を渡り、又た洮兒河、綽兒河、嫩江等を過ぎ、さらに北行して、齊齊哈爾に出で、墨爾根に由り、愛琿もしくは、ブラゴエスチエンスク附近に至つたものとを解せられるから、勿吉の行程と比較して洮兒河附近まで、同一交通路を経たことを想像し得るのである。



これ恐らくは東蒙古縦斷の交通路として最古のものゝ一たるを失はぬであらう。そしてそれらの出發點が、いづれも今の朝陽で、洮南府附近が、其北方の分岐點であつた、いふまでもなく、幾多の枝線は、この幹線の處々から發せられたことと思はれる。

契丹の遼東道 契丹といふが、こゝでは九一五年代のことをいふのであるから、この部族が、一大強國として、シラムレンの上流にその首都を置いた時代をいふのである。神冊四年(九一九)といへば、太祖阿保機即位の四歲に當るので、此年に契丹は、今の遼陽を漢人の手から奪ひ取つたのである、そこで以てシラムレン上流にあつた上京(臨潢府)及びラオハ河上流の大名城に置かれた中京と、此府(南京)との間の交通が頻繁を加ふるに至つた。遼陽から興中府(朝陽)までは、大體唐代のそれと異なるところがない、曾公亮といふ宋人の書いた記録に由るに、遼陽から遼河の岸までは百五十里、唐里それから八百八十里で中京(大名城)に至ると計算して居る。驛館として擧げられた

ものは、先づ遼陽の西六十里に鶴柱館又た九十里に遼水館といふのがある、こゝで遼河を濟つたらしい。次に七十里で闕山館、これは醫巫閭山中にある。又た九十里で獨山館、又た六十里で唐葉館、又た五十里で乾州、徽北六十里にして楊家砦館、又た五十里で遼州に至り、北六十里で宜州に至るとある、宜州は即ち今の義州をいふ、宜州から百里にして牛心山館、又た六十里にして、霸州に至る、霸州は今の朝陽である。又た七十里にして建安館、又た五十里で富水會安に至る、中京(大名城)に至るには、三驛程で、各相距ること七十里であるといつて居る。以上の行程の外、中京より幽州(北京)、中京より錦州、中京より黃龍府に至る里數を示してあるから、それゝ驛館の設備があつたものと思はれる。遼末五代になつて、山海關道の大に開通するに至つたことは、これ又吾人の知らざるべからざるところであらう。

### 六 宋金の交通路



宋金交通の初期 北滿洲に起つた女真人(金)は、久しく契丹に妨げられて、直接の交通を支那本部に求むるを得なかつたが、宋の徽宗が政和七年(一一一七)八月高麗師といふ使者を、金國に派遣するに至つて、兩地の交通が開始せられ、ついで、翌重和元年(一一一八)宋は再び馬政といふものを發遣した。藥師の時でも、馬政の時でも、共に山東の登州から、旅順に上陸したものである。藥師がどの地點までいつたが、或は、十分に上陸が出来なかつたかと思はれるが、馬政は、深く金國の内地に侵入した、記録では、閏九月九日に、下海、二十七日に、女眞の居所なる阿芝川、深流河に至つたとあるから、旅順から、約そ十五六日目で、ハルビン地方に達したことがわかる。女眞でも、十月にその答禮使を宋に派遣し、國書の外に、北珠生金、貂皮、人參、松子を禮物として持参したが、この時は、十二月二日に、登州に上陸したといふから、同じく海路に因つたことが知れる。宋金の初期の交通の、かく海路に由つたことは、當時契丹人が、尙儼として、遼西道を扼しつゝ、あつたところから、宋は、已むなく、此の

通路を擇びたのであつた。宋人の交通は、その與國契丹をば、女真人と夾撃しやう否な女真人を指嚇して、與國を亡ぼし、自らは、そのかつて蠶食された北京附近の土地を取り回へさうとするのであつたから、その私交たるは、いふをまたない。ともあれ、此計畫は、その後歳を追ふて發展し、一一二一年、女真人が契丹を、その根據地から驅逐してより、宋金兩國の使聘は、さらに頻繁を加へたのである。

許亢宗の行程録 宋は、種々なる外交の手段を弄して、今の北京附近を金國の手から受取ることを得た、それらの交権やら、何やらで、宋からは、宣和七年(一一二五)を以て許亢宗といふ人を、金の首都なる上京會寧府に派遣することゝなつたが、その名目は、金の太宗の即位を賀するためだといつてある。右の許亢宗には、奉使行程録といふ當時の旅行日記があつて、その日記が從來東西の史家に研究された。西洋では、東洋學者の權威を以て知らるる。佛國のシャヴァンヌ氏により、アジア協會學報に發表せられ、ついで本邦で



は文學士松井等氏により滿洲歴史地理で詳細な研究が公にせられ、シヤヴ  
 アンヌ氏との異見の相違をも加へられてあるが何故に許亢宗の行程録に  
 かくは格段の注意の拂はれたかといふに古來支那人の記録で、此日記ほど  
 長距離に比較的正確なる地名と里數とを收めたものは、滿洲方面に見當ら  
 ない、これが一つ、此の行程録は今の支那本部から北滿洲に通ずる道程に大  
 なる一致を示すといふことが二つ、それや、かれやで、多大の趣味が加へられ  
 た。右の行程録の外に同じ宋代には張棟の金虜圖經に收められた行程表  
 洪皓の松漠紀聞に收められた行程表及び趙彥衛の御寨行程といふのがあ  
 つて、それぞれ支那本部と北滿洲なる金都との交通路を指示して居る。吾  
 人は今その詳細を語ることを避くるが、許亢宗のそれは、その文字の秀麗な  
 る、當代の文學としても、蓋し上乘なるもので、一面當代國際間の儀禮や國境  
 の形式を窺ふことが出来るのである。

國境形式及び儀禮

請ふ吾人をして少しく岐路に入りて、趣味多き彼れ

の行程録を語らしめよ、彼れは、玉田(今の玉田)から韓城鎮に至り、さらに五十  
 里にして、清州に至つた時に、下の如きを語つて居る。

第十程、韓城鎮より五十里、北界の清州に至る、鎮を出て東行十餘里、金人立のつる  
 ところの新地界に至る、並ひに溝壘なし、唯だ兩小津墩を以て、高さ三尺許、其兩  
 界の地、東西闊さ約一里内、兩界の人口、耕種するを得ず、行人並びに奉使契丹條例  
 に依り、至る所の州、車馬を備へ、護送して界首に至る、期に前つて國信使副の職位  
 姓名を見して、虜界に關牒し、車馬人夫を備ひ、以て待つ、虜中亦た期の如く、接待使  
 を差し、界首に副ひて伺候す、兩界各幕次あり、行人先つ引接せしめ、國信使副の門  
 狀を齎らして彼れに過らしむ、彼れ亦引接せしめ、接待使副の門狀を以て回示し、  
 仍て界を過きんを請ふ、例に於て三請し、方きに馬に上り、各々兩界の心に於て馬  
 を對立し、引接して互に門狀を呈し、各々鞭を擧げ、虛揖儀の如し、次を以て行く。

右は、定めて宋と契丹との國界通過條例に依つたものであらう。後世の  
 例でいふと、兩界内の空地約一里といふは、寧ろ狹窄に過ぐる、百里の空地を  
 置くことは通則であつたらしく思はれるのである。



### 七 元明時代の交通路

元代の站赤 宋代に於て漢人の記録はその道程を金の上京即ちハルビンの東方白城に止めたものであつたが明人の所録はこれより尙ほ東北出して黒龍江を極はめ北して呼倫泊の地方に達して居る、これらは蓋し明人の創造といはんより寧ろ前代元朝の站赤を襲つたものと解すべきであらう。站赤といふは元史の解釋によると驛傳といふことの譯名であるといつてあるが站は蒙古語 *stanz* の音譯で驛といふ意に外ならぬ、そして赤即ち紅といふことは蒙古語の接尾語であるから站赤を正しく譯すれば驛人ともしよべきであらう。滿洲に驛傳を置いたことの歴史は必しも元代に始まるとはいはれないが彼等のそれはその最も完備したものとしてよろしいのである。元(蒙古)が何故にしかく驛傳の整備を見たかといふにそれは蒙古が一大軍國であつたといふこと及びその版圖が極めて廣大であつた

といふことに與らねばならぬのである。たゞそれ軍國であるが故に交通機關の整備を要求する絶大の版圖を保有するが故に四方の連絡を站赤の周到なるに待つといふ事由から一段の發達を遂げ得たものであらう。南北滿洲のそれは元史に詳述されてないが明代のそれはまさにその配置の方向を推知し得るのである。尙附言すべきことがある、それは蒙古は站赤の基礎たる馬匹に於て極めて豊富であつた。

開原より朝鮮への通路 明初に於て今の開原は南北滿洲交通の出發點をなした形に在る。遼東志といふ明代の地誌には開原から陸路朝鮮の後門に至る站として、下の名が擧げられた。

- 坊州城今の海龍の南 — 奚官今の海龍又 — 納丹府城今の納丹佛勒 — 費兒忽今の富爾 — 弗出今の富 — 南京今の延吉 — 隋州縣今の — 海洋今の
- 哈河邊? — 兗魯川今の端 — 散三今の

以上の地名を基礎としてその道路を考ふるに開原からは清河に沿ふて東



進し、英額門あたりから東北に折れて、輝發河の流域を下り、松花江との會合點に達する。かくて、旅行者は、松花江の上源地を繞り、窩集嶺から、海蘭河を下つて、今の間島に出で、ブルハト河の左岸なる延吉府に達した、さて延吉府よりは、東南行して、豆満江を渡り、鍾城に入り、鏡城、吉州、端川、北青を経て、咸興に至つたが、この道路は、恐らくは、冬季に専用すべき道路であつたであらう。文學士箭内互氏の考證するところによれば、此交通路は、元代でも大差なかつたものと推測されるのである。(滿洲歴史地理卷二參照)

納丹府より東北陸路 納丹府即ち輝發、松花二江の會流點から、東北の交通としては、同書に下の地名が擧げられてある。

那木刺站今の那木 善出今の善 阿速納哈今の阿速 潭州今の潭 古  
 州今の州 舊開原今の開原 毛憐今の毛憐 凌河今の凌河  
 以上の諸地名から推測するに、納丹、佛勒から松花江に沿ふて下り、吉林の對岸から、略ぼ今の額木索街道に由り、寧古塔を經由して、フルハ河を下り、直に

三姓に達したものであらう、毛憐即ち今のモリン河へ向つた道路は、寧古塔から分岐して、東向し、かくて東海岸に進出したものと思はれる。

開原よりの北陸路 開原から伊通河の松花江に合する地方への交通路として、下の地名が擧げられた。

賈道站——漢州站——歸仁縣今の歸仁——韓州今の韓州——信州城今の信州  
 ——韓本城——海西賓州站今の海西——龍安站今の龍安——費顏站

以上は、大抵今の鐵道の西に接近して平行しつゝ、あつた道路と思はれる。

海西よりの西陸路 海西といふのは、今の松花江が屈折して嫩江に合流する附近をいふのである、その地方の通路として、下の地名が擧げられてある。

肇州今の肇州 南珠家今の南珠 城子今の城子——龍頭山——哈刺場——洮兒河——台州今の台州  
 ——尙山——札里麻爾今の札里 爾河今の爾河 流域——寒寒寨——哈塔山——兀良河今の兀良  
 以上は、珠家城子出發後、伯都納附近を過ぎ、松花江を越えて、洮兒河下流に出



て、北に向つて雅兒河に至り、それ以西は今の東清鐵道と略ぼ同じくして、滿洲里驛に達したものであらう。

海西より東方への水陸城站 海西から東方への水陸城站は、元明時代に於て最も異彩を放ちた交通路といはざるを得ない。遼東志に收められた城名や站名は、五十五個の多きに及びて居るが、それらの中で、今日に尙ほ指されるものを擧ぐれば、左の如きものがある。

阿朮河站今の阿朮河——海胡站今の海胡——尙京城今の尙京城——斡朶里站今の斡朶里  
——托溫城今の托溫城——可木今の可木——乞列迷城今の乞列迷城——滿涇站今の滿涇站

以上は、珠赫店から東に進み、阿勒楚喀を經、東北に向つて、松花江左岸に出で、それから東もしくは、東北に向ひ、松花黑龍二江の沿岸を通過して海に至つたものである。遼東志は、今の烏蘇里江の黑龍江に合する地方より下には、狗站今の狗站が置かれた、一にそれは水狗站ともいひ、夏月には船に乗り、冬月には扒

犁今の犁に乗り、大概二三人を載せて、それをば狗に曳かしむる、疾きこと馬の如しといつて居る。明人が幸にも右の驛站今の驛站を利用し得たのは、十五世紀の初頭であつたことであらう、この交通路は、明國の衰勢ともに、早くも放棄せられたのであつた。



邛笮新通道。祁連苦。川師。郎官武功爵。  
 騎射羽林兒。漢使齎犀犀。夷王飲二月支。  
 禁中思願牧。魏尙老誰知。  
 漢律猶秦法。申韓虐可歎。諸生修禮樂。  
 天子溺儒冠。城且書猶用。岐周運已殘。  
 董生頗獻策。經術恐艱難。……孫衣言

## 第九章 滿洲の封禁及び其の價值

### 一 明代の拓地荒廢す

滿洲存亡の關節 明清戰爭の滿洲に及ぼした影響に就て吾人は、今や十分の回顧を拂はねばならぬ。戦は、一六一七年以來、二十餘歳の久しきに亘つたので、明の防禦戦も、一と通りや二た通りでない、戦費濫出といふやうなことは、認められるが、或る意味からいふと、支那本部の財政は、困憊と紊亂とに陥りて、假令滿洲人の侵略がなくとも、北京朝廷は、晏然たるを得ない、否な識者の間には、その運命すら既知數であるといはれたものであつた。然らば、滿洲側は、如何であるかといふに、これ又決して樂觀することを得ない、若し試みに諸葛亮の言を適用せしむるならば、漢と賊とは、兩立せず、滿洲は、明國を倒さざる以上、その自存の道さへ疑はざるを得ないほど、危急存亡の



秋に瀕しつゝあつた。尤も太宗は、民衆の心理を利用する上に、巧妙な手腕のあつた人であつたから、容易にその缺點を曝露するといふやうなことはない、反對に、今でも北京乗込みの成立するやうなことを、夢に托してなど吹聴したこともあつたのであるか、その内面には、頗る焦慮したこと、認められるのであつた。吾人は、敢て危急存亡の秋といふ、蓋しその原因には數端ある。

土地の荒蕪は自然 吾人は、その原因の主なるものとして、第一に土地の荒蕪を挙げざるを得ないのである。何處でも、同じいことで、繁榮な土地も一旦鐵火の衝と化すれば、自ら荒蕪に歸することの免れないのであるが、滿人と漢人とは、單に交戦國であるといふ外に、人種の競争が加はつたので、太祖の治世中には、明人と視たら斬殺するか、格別の恩典でも、奴隸に取り立てたほどのものであつた。奴隸の役目といつたら、諸王の旗下に分屬して、それぞれ農事にも親ませたのであるが、戦時のことであるから、耕作に専ら

なることも出来ない、且つ又たその數も僅少で、かつて、明朝の遼東都司がその遼河流域に開拓した三百萬餘畝は、愚るか、その十分一すらすも、耕地として保有することを得なかつた。遼東の明人が、此悲惨な戦争に逢着して、逸早く逃亡したことは、朝鮮の平安道北部に、非常に多數なる支那人の部落の現はれたことや、戦争の行はるゝ都度、難民の大集團が、山海關内に逃げ込み、たといふ事實でも知るを得るのである。北方支那の漢人は、北人から劫掠されたことの歴代頻繁なるに拘はらず、巧みにその繁殖力を維持して行くのは、それらの漢人が、兵亂に慣れて居るといふこと、又た主として、農業に忠實であるといふことに、與からねばならぬのであらう。孫承宗といふ、明末の政治家が、山海關外に守備をした時の記事を検すると、僅々三四年の間に、幾ど完全に近いほどの兵備を整ひ得たる外、五千餘頃の土地を開いたとあるが、これは、孫承宗その人の技倆といふよりは、却て漢人の農業に對して、いかに忠實なるやを證するに外ならぬのである。滿洲人は、それに反して



居る。吾人は彼等が果してどの程度まで農民として成功しつゝあつたか、またそれらの習慣なり智識なりが、いかなる程度にあつたかについては怪まざるを得ない。搗て加へて、彼等は軍國の壯丁である、彼等は擧りてその戰場に馳驅せざるを得ないのである。遼東の土地は、一旦明人によりて開墾された熟地であるが、それが再び荒蕪に歸した、全然耕作力の缺乏を告げた遼東に、かくあるべしとは、何人も想像し得るところであらう。

滿洲兵力の集注と間空地 右は、單に明代の遼東についていふのであるが、一般滿洲の全土は、如何であらうか、これ又た吾人をして、遼東のそれと同一であつたことをいふに憚らぬものである。清國兵力の計數は、これに關連した問題であらねばならぬ。記録の示すところでは、太祖が今の興京に旗上げをした時代に於て、既に八旗の完整されたことをいつてある。一旗は、七千五百人であるから、全八旗總數、六萬人である。滿洲が長白山下に覇を稱するに甘ずるならば、それでも不足はあるまいが、彼等は、今や明國と對

戦し、沫よくば、北京を乗取らんとしつゝある場合であるから、兵力は、單なる八旗で、十分とすることを得ない。彼等は又た數十回の大小戦で、兵力の補充といふことも、切實に感じつゝあつたのである。彼等は、その隣人に蒙古と朝鮮とのあることを知つて居る、そこで彼等をさへ征服して、徵兵を自由にしたらば、これ又た補充の一法であるといふ思念もあり、且つそれに着手したのであるか、國軍の基礎をなすところの滿洲八旗なるものは、同族同種の人の間より徵發せざるを得ぬといふ思慮のあつたので、益々滿洲部族を驅り集めるといふことに腐心したらしい。そこでもつて、太祖太宗二代の政策は、一面に明國と交戦しつゝ、その他面には、頻りにその兵力を北滿洲の一帶に差向くことに傾注し殆ど間斷なく、その地方からの壯丁を俘虜としつゝ、之を奉天の朝廷に送付するのであつた。これが、滿洲八旗補充の方法である、これあるにより、幸にも所謂滿洲の勁旅は、他の畏憚を買ひ得たのであるか、然らば、それら壯丁を徵發された地方は、いかに成行きしやと考



ふるに、吾人は、その土地の農業の衰退し果てたといふは、想像をまたず、往々にして、無人の野の出現したといふことを確か得るのである。吾人は、今、それらの煩瑣なる考證を擧ぐるを避くるが、豆満江では、茂山の谷地、東間島及び西間島（鴨綠江）の如き、即ち自然の間曠地帯を見るに至つた。茂山といふところは、今では朝鮮の領地にあるが、明末には、瓦爾喀（又は老土）といふ女眞の一種族が居つたので、朝鮮は、それらの種族を防禦するに、多大の犠牲を咸鏡、南、北道に費したものであるが、それが偶然にも空地となつた、いかにして無人になつたかといふに、建州の老哈、赤清の太祖が、その民戸を悉く引き上げていつた結果に外ならぬと、朝鮮人は、いつて居る。滿洲は、古より許多民族の足跡を印したところであつて、之を處女地といふを得ないが、清朝の兵力集注策は、偶然にも、人為的の處女地を將來に提供するに至つた。それ然しながら、從來自國內から徴發し得たところの物資は、爲めに著しく減殺したことを知るべきである。

**民族の大移動** 次ぎに考慮すべきは、清國が北京を占領したことにより、從來遼東一帯に在つた滿洲人が、先きを争つて支那本部にその脚尖を向けたことであらう。吾人は、今移動の幾何であつたかを精確に計上することを得ぬのであるが、幸にも吾人の同胞は、その引き越しの光景をば、目撃して下の如く語つて居る。

一、韃靼の都（奉天）より大明の北京迄、道中平に於て御座候、山の有所も御座候、道の幅七八間斗つゝ結構に作り候、道中宿々日本の結構には無之候へ共、大形能候、三十五日の間、海邊通り申候、一日路程御座候、小川は候へ共、航渡程の河無御座候、北京より少し前方、モクテヨと申所二町程の川御座候、舟橋をかけ申候、道筋の脇に大名の居城いか程も御座候、日本の者北京へ參候時分、韃靼（奉天）より引越候男女三十五六日か間、引も不切候、荷物扱はるゝ（路駝）に付申候、韃靼にて馬を被申候鞍は置不申候、背中に物敷せ、筋こふの脇繩をかけ、下腹へ廻はし括り候て、荷物をつみ申候由、是は見不申候、象は澤山にみえ申候。

以上は「韃靼物語」として知られた漂流譚の一節であるから、多少の斟酌も



加へられるであらう然ども滿洲族がその卅年の憧憬を満足せしめんとて、老若男女の北京行きが道に相屬したといふ光景は眼前に髣髴たらざるを得ないのである。滿人からいへば北京は眞に天國であつた彼等は、今や顧みて故土の方向から吹き來るところの風すらも嫌焉たらざるを得ないのである。ともあれ以上の事實は疑ひなく滿洲全土の開拓を遲滯せしめた最大原因に外ならぬと觀取される。

## 二 招民例の効果顯著ならず

順治初年の勸農 幸運なる滿洲人は遂に北京に乗り込むことを得たが、何分にも北京そのものは鬪賊に劫掠せられ京外はいかといふにこれ又同じ悲境を呈しつゝある。滿人の南方討伐は北京遷都を以て一段落を告げたのではなく寧ろ大戦役の一階段であるとも解せられるので戦費は益々増加して度支繼かずといふ始末、そこでもつて滿洲新政府は順治元年一

六四四に法令を出し全國の地方官に勸農開墾の急を説かしめた記録によるに、右は無主の土地をば流民や官兵に分給し有主のものは原主を招いて開墾せしむるをして政府は牛具籽糧といつて耕作の農具や種子を施給するといふことにしたらしい。これも戦亂の間のこと、どの程度まで行はれたかは知るに由ない反對に遼東などには何等これらの法令の適用されたと思ほしきことを認めないのであるが順治八年になつて山海關外に荒地が多い開墾の希望者には山海關道の保證の下に居住分地を許すといふ法令も出た遼西地方はこれで多少の効果の擧つたことも認められ中央政府が漸次その祖宗發祥地の荒蕪になりゆいたのを顧念するの兆向は窺はれた。果してその政策は順治十年(一六五三)に現はれて居る。中央政府は先づ命じて遼陽を府となしこれに海城遼陽二縣をば附屬せしめついで著名なる遼東招民開墾例を公布した。

遼東招民開墾令の内容 招民開墾令の内容を検すると政府は第一に招



民をば招頭といふ世話人に請負はしめ、それに報酬を與ふることゝしたのである。報酬は金銭でも何でもないのである、それは官吏たるべき資格を與ふることであつた。右の例(規程)には、下の如きものがある。招頭が文官を希望するときは知縣を武官を希望するときは、守備を授くる、そして又た招頭の數が多寡によつて、任官の階級が區別される、乃ち六十名以上、百名未満を招き得たものには、文官ならば州同判武官ならば千總に任官する、五十名以上は、文官は縣丞主簿武官は百總を授け、さらに多數を招き得たものには、農民百名を加ふる毎に、記録一級を加ふるものとした。任官の手續は、下の如くである。招頭は、先づ移民農民の姓名と數目をば、戸部に通知し、移民を引率して、山海關を出で、移住地たる遼東各府縣官に引き渡したる後、該府縣官から發給した移民人引受證明書を携へ、文官を望むものは、吏部に、武官を望むものは、兵部に赴き、その官職を受くるといふことゝしたのである。第二には、招民そのものゝ給與規定である。それによるに、移住農民は一人について、

毎月食糧一斗、我が五升七合餘、開墾耕地一畝、我が六反餘、毎に種子六升、毎百名に農牛二十頭を貸與する、但しその食糧と種子は、秋穫後に返還することゝした。大體から見ると、この招民例の、過大なる報酬を拂つたことを知るであらう。然らば、その成績は、いかゞであつたかといふに、吾人は必ずや、不結果に陥つたことを斷言せざるを得ないのである。

成績不良の一根由 官爵を懸けて、招民の効果を求むるといふことは、一面からいへば、賣官制度と同一の徑路を辿るものといはざるを得ない、清朝の賣官は、康熙朝の三藩平定に始まつた財政やり繰りの拙策であつた、何ぞ拙策であるかといふに、政府は、それによつて、財政の融通に何等の満足を得なかつたからである。康熙十六年(一六七七)代に、宋德宜といふものが、下の如き献言をした、曰く、頻年、内帑を出して、兵餉を辨ずれども、度支は繼くを得ない、そこで、已むなく、捐輸(賣官)の例を開いたが、計るに、三年間に得るところは、二百萬兩に過ぎぬのである、そしてその捐納(賣官)の多いのは、知縣で、それ



も五百人の多きに至つた、請ふ戸部をして期を限りて停止せしめやうとある。三年で二百萬兩といへば、一年に六十萬兩内外にしか過ぎぬ、而もそれが康熙十六年代のことであるを思へば、順治十年代に於て、いかに官爵の報酬を懸くればとて、その成績の擧らざるは、自明の理であるといはざるを得ないのであらう。大約そ賣官の功過は、その政府の信用なり權威なりに正比例するもので、滿人が北京遷都の後、幾もあらずして、かやうの態度に出でたといふのは、聊か世間知らずといつてもよいやうである。況んや、南北の交戦は、尙ほ紛々として、歸着の未だ決せざるものあるに於てをや、果せるかな、招墾令は、一六五五年代に追加されて、開墾の面積の多寡により、授官の進級を與ふるといふことや、扁額を賜給して、門閭に旌表するといふことや、を公示したが、五八年、五九年、六三年、六七年代には、それぞれ格外の恩典を追加された。招民の不結果は、これで想像することを得るであらう。一六六八年に至り、康熙帝は、遂に招墾令を撤回したのである。

列邑の殘破依然 一六六八年の招民令撤退は、その内面に種々なる理由もあつたらしいが、第一には、その効果の擧がらなかつたことに歸すべきもので、或る一部の見解に、康熙以降農民の移住は、漸次多きを加へ、今や又た招墾の必要なきに至つたとあるのは、甚しき誤謬であるであらう。若し果して説者の如くんば、恩典の追加は、斯くも頻繁に加へられなかつたのである、吾人は、以上の推測に關して一六六一年即ち康熙帝即位の歲に提出されたといふ奉天府尹張尙賢の意見について、次ぎの事情を聽くことを得る。

盛京の形勢、興京より山海關に至る東西千餘里、清里、開原より金州に至る、南北亦た千餘里、又た河東西の分あり、外を以てして言へば、河東は、北、開原に起り、西南より黃泥窪、牛莊に至る、乃ち明季昔日の邊防、牛莊より三岔河により、南、蓋州、復州、金州、旅順に至り、轉じて而して東し、紅嘴、歸復、黃骨島、鳳凰城、鎮江、鴨綠江口に至る、皆な明季昔日の海防、此れ河東邊海之大略なり。河西は、山海關より以東、中前所、前衛後所、沙河、寧遠、連山、塔山、杏山、松山、錦州、大凌河に至る、北面皆邊、南面皆な海、所謂一條邊のみ、獨り廣寧一城、南、閭陽、遼、拾山、站、右屯衛の海口に至る、相去る百餘里、北、我朝新挿の邊に至る、相去ること數千里、東、磐山、驛、高平、沙嶺に至り、以て三岔



河の馬圍に至る、此河西邊の大略なり、河東河西の邊海を合して以て之を觀るに、黃沙滿目一望荒涼、儻奸賊の暴發、海寇の突として至るあらば、猝に捍禦に難んず、これ外患の慮るべきものなり。内を以て言へば、河東城堡多しと雖も、皆な荒土と成る。獨り奉天遼陽海城の三處、稍と府縣の規を成せり、而も遼海兩處、仍耕種する能はず、又た生聚なし。隻身なるものは、逃去ること大半、略ぼ家口あるものは、僅に此處に老死し、實は地方に益なし、此れ河東腹裏の大略なり。河西城堡更らに多く、人民は稀少なり、獨り寧遠錦州廣寧、人民湊集すれど、僅に佐領一員あり、地方の如何か料理すべきやを知らず、これ河西腹裏の大略なり、河東河西の腹裏を合せて之を觀るに、荒城廢堡、敗瓦頽垣、沃野千里、土ありて人の全く恃むべき無し、此れ内憂の甚しきもの、臣朝夕思惟するに、外患を弭めんと欲す、必ずや當きに隄防を籌畫すべし、内憂を消せんとすれば、必ず當きに根本を充實し以て久遠之策を圖るべし。

右の意見書は、遺憾なく清初に於ける遼東の光景を叙述したものと視ることが出来るであらう。張は遼河以東に城堡は多いが、それは皆な荒土となつた奉天遼陽海城の三處は、稍と府縣の形をなせども、遼海二處には何等

城池の設けすらないといひ、さらに駭くべきは、蓋平鳳凰城金州の三要地が、區々數百人の居住人あるを見、鐵嶺や撫順を充たすものは、流罪の人々のみであるといつて居る、彼れは、又た遼東遼西を通觀して、荒城廢堡、敗瓦頽垣、沃野千里にして、而も人の恃みとすべきものがないと歎息を發して居るのである。吾人は前にも述べた如く、彼れの意見書は、康熙帝即位の春であるから、順治十年の招墾例が公示されてから、約そ八年の久しきを經たものと解せられるに關はず、遼東遼西列邑の殘破は、依然として、目もあてらぬ光景を呈しつゝあつたといふ、果して然らば、順治年代の招墾例か、幾何ほどの効力をも顯はさなかつたといふことを明白に想像し得るのである。かくて、吾人は康熙初年に於て、頻りに右の招墾例の上に、格外の恩典の追加せられた事情に思ひ及ばざるを得ない。一六八八年、康熙帝によりて發せられた招墾例停止は、別に甚大なる政策の意味に於て考察せざるを得ないのである。



傳説の移民原地に對する吾人の解説 吾人は、滿洲の舊慣調査に従事しつゝある人々によりて、遼東現在の舊戸か、その原籍地について、一種共通の傳説あることを知つた。それは、彼等が自己の祖先は、皆な順治の初に於て山東直隸及び小雲南貴州天雲南雲南等の他省から撥遣移住されたものであるといふ傳説である。そこで解釋するものは、山東直隸二省の民の撥遣は、解すべきも、雲南や貴州の人民の順治年代に撥遣されるといふは、年代に相違がある、何とならば、吳三桂の叛亂は、康熙十三年で、その平定されたのは、約そ七年の後であるではないか、且つ當時の俘虜は、擧げて臺丁に編入したもので、官莊の壯丁に採用されたことは斷じて無いといつてあるが、吾人は、此解説に對しては、速かに同意し難いものがある。いふまでもなく、解説者の見の如く、遼東の雲貴移住者といふものを、吳藩平定後のものとすればこそ、さる疑ひも起るのであるが、若しその以前に於て、右の機會があつたとすれば、解説者は、それを否定するを得るであらうか、吾人の見解では、清軍の愈

愈雲南府に入つたのは、順治十六年代で、その前一年を以て貴州に進入して居る。當時の將軍には、吳三桂も加はつて居つたが、郡王貝子の滿洲貴族も、ともどもに兵を進めたのであつた。雲南平定の際には、幾何の俘虜やら、投降者やらを收容したか、その精確を知らぬのであるが、滿洲貴族が、それらを引率して北京に凱旋し、やがては、自己の官莊の壯丁として、遼東に撥遣したといふことも、道理ある想像とせざるを得ないのであらう。舊慣調査の人の報告によるに、官莊旗丁の皆な北京遷都後、清朝に歸服したものであるといふことは、この想像と併せ考ふべきである。

### 三 如何に帶地投誠を見る

帶地投誠とは何ぞ 帶地投誠は、帶地投充とも書かれてあるが、いづれにしても、漢人が自己の所有地を携帶して權威ある滿人に降服するといふ意味に外ならぬのである。帶地投誠は、投誠者が、獻地を行ふと雖も、その耕作



權の依然たることは吾人の豫め知らざるべからざるところであらう。清の太祖太宗は兵力を以て遼東を取つた、その地方に在つた漢人は、土地を所有したまへ、投誠する古の所謂國君が、その社稷を奉じて降るといふ形を行くのであるが、被投誠者たる清廷は喜びて之を受け、安じて之を愛撫するのであつた。尤も右に關しては、例外も行はれたであらう。されど、大體に於て、投誠地は原狀のまま、地主の料理に一任するを便宜としたのである。何故に、清廷は、投誠者の耕作權を剝奪せず、却りてそれを利用したかといふに、これは、吾人の前節に指摘した如く、清國それ自らが久しい交戦の結果自らの糧餉に缺乏を告ぐる糧餉缺乏は種々な原因もあるが、第一には耕作力の缺乏から來るといふので、成るべくたけ、農民を招徠することゝなつた、そこでもつて、帶地投誠者は、争ひて新興國たる清廷に走るといふことになる。

田産攘奪の奸手段

帶地投誠は、北方支那に於ける漢人の如き、歴代兵革

の間に浮沈する百姓にとりては、寧ろ當然であるとも思はれざるを得ないのである。兵革の衢に生死する人民が、自ら干戈を採りて捍衛するといふ武力に缺如たる限り、南人來れば南人に附し、北人來れば北人に附して、自全の道を講ずることは、これ又た必由の經路と考へられ、その帶地投誠の法は、永久にその自家を保有する名案であると認められるが、かゝる場合に於て、不逞無頼の徒は多く、他人の財産を指して、自己の所有産業であると強辯し、その結果は甚しい紛争を醸すに至つた。不逞無頼の徒は、帶地投誠に混じたといふよりは、帶地投誠が殆ど不逞無頼の徒によりて満たされたといふことは、これ又た吾人の知らざるべからざるところである。彼等は、始めよりしして、此の名目をば、田産攘奪の手段とするのであるから、その剝奪は、寧ろ到らざるところ無しといつてよいほどであつた。彼等には、地租又は差役を廻避するがために、親貴の門に投誠したものもある、官命を拒否するものもある、進では賊巢をなすほどのものもあつた。投充漢人に剝奪され



た結果自らも憤慨し投誠して争證をなすものもあつたといふに至りては、沙汰の限りであらう。大約これら漢人の所業は、北方支那と限らず、一般不良漢人の性格でもあるから免れぬところであるが、そのこゝに至らしめたことについては、尙ほ吾人の思念すべき原因があるのである。

清室諸王の跋扈 吾人は、右の主もなる原因として、清室に於ける諸王の跋扈を指摘せざるを得ない。清朝の初年は、太祖の時代を考ふるに、諸王の財産は即ち太祖の財産で、その間に何等の睽離を見なかつたのであるが、太祖没後に於ける清廷は、實に諸王の聯立内閣ともいふべきものであつた。吾人はかつて小著に於て下の一節を加へたことがある。

金國諸王の不和

太祖の根未だ冷かならざるに、早くも宮廷に、一種の悲劇を演ぜしが、太宗即位して、一時の靜平を買ひ得たるは、前に言ひ及べり。いふまでもなく、こゝは太祖が明確に汗位承繼者を指示せざりしに原因すれども、實は諸王の勢力の各々相持

して下らざるに基く。太祖には十六子ありけるが、長子褚英の萬曆中に罪を獲て殺されし外、何れも健在せり。加之金國には、太祖が遺子の外に、弟舒爾哈赤の遺子の存在せることを知らざるべからず。彼等の多くは、實に太祖の下に在りて千軍萬馬に馳驅せる百戰の將軍にして、且つ又た強勢なる兵力を掌握せしなりき。左表は、天命十一年即ち太祖死没の際に於ける諸王の年齢を表出す。

姓	名	年	齡 (天聰元年)	卒	去	年	月	備考
褚英	(一)	未	十	順治	萬曆	四	十三年	正法
代善	(二)	未	十	順治	順治	十	八年	
阿拜	(三)	未	十	崇德	崇德	五	十年	
湯古岱	(四)	未	十	崇德	崇德	五	十年	
壽古爾泰	(五)	未	十	天聰	天聰	六	六年	追削
塔拜	(六)	未	十	順治	順治	十	三年	
阿巴泰	(七)	三	十	順治	順治	三	三年	
太宗皇極	(七)	三	十	崇德	崇德	七	三年	
巴布泰	(九)	未	十	順治	順治	十	七年	
德格類	(一〇)	三	十	天聰	天聰	九	九年	追削

第九章

滿洲の封禁及び其の價值



巴布海	阿濟格	額布	多爾袞	多爾濟	費古	阿敏	濟爾哈朗	杜度	尼堪	岳託	碩託	薩哈璘	瓦克達	
(一一)	(一二)	(一三)	(一四)	(一五)	(一六)	(以上太祖諸子)	(以上舒爾哈齊の諸子)	(一)	(二)	(以上褚英の諸子)	(一)	(二)	(三)	(四)
未	未	未	十	十	未	三	四	未	未	未	未	未	未	未
詳	詳	詳	三	五	詳	歲?	十二	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳
崇	順	順	順	順	未	天	聰	崇	崇	崇	崇	崇	崇	崇
德	治	治	治	治	治	聰	聰	德	德	德	德	德	德	德
八	八	三	八	八	六	十四	十四	七	六	四	八	元	九	九
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
誅	誅	誅	誅	誅	詳	黜	死			誅				
死	死	死	死	死	死	死				死				

滿達海	祐塞	阿達禮
(五)	(六)	(以上薩哈璘の諸子)
未	未	未
詳	詳	詳
同	治	崇
三	八	八
年	年	年
		誅
		死

以上の中、代善は最年長者たりしを以て大貝勒といひ、次に阿敏を二貝勒といひ、次に莽古爾泰を三貝勒といひ、太宗はその次位にありしを以て四貝勒と稱したり。總じて此等の名號は、太祖が生時に定められしものにて、金國開創の四本柱とも視るを得べし。然れは、太祖死して彼等が自立の念に驅られしは、寧ろ想像するを得べく、但た明國に對する交戦の必要に迫られ、遂かに國內の一致を贏ち得たるものと解すべし。吾人は此等の諸點より觀取して、太宗の即位は、幾ど有名無實にして、實は、彼等四大貝勒の合議政治に外ならずとす。天聰元年一月の記録によれば、金國の實位は、必しも太宗が獨占ならずして、代善、阿敏、莽古爾泰の三人は、兄行を以て太宗の左右に列坐して拜を受く。凡そ朝會の儀例此の如くありきとあるに徴すれば、吾人の想像は寧ろ誤らざるを信ずべし。あり體に告白すれば、太宗の天聰朝は、何等絶對の君位を占めしものあらざして、諸王の



暗闘は久しきに亘りて持續しぬ。太宗にして内、金國を統御せんと欲せば、自ら此等の問題に對して一大考慮を費さざるを得ざりき。(清朝全史上卷二六九—二八〇)

右の如き諸王の暗闘は、太宗が清國の國號を掲げ、自ら帝位に即いた時を以て、一時終熄したかに思はれたが、その實際は、然らずして順治康熙の二代を經、雍正帝に至りて、漸く諸王の跋扈が禁遏することを得たのであつた。然らば、この諸王の跋扈が、帶地投充に如何の關係を有するかといふに、諸王は、皇室の利益といふことよりは、先づ自己の莊園を擴大せんことを企圖するの念が熾烈である。眼底に皇家なく、唯た私財をのみこれ圖るといふ諸王の遣口は、清初でも清末でも同じことであるが、これが即ち不逞漢人の利とするところたらざるを得ない。皇室といふもの、滿洲人で成り立つことは、いふまでもないことで、滿洲本位といふことも、十分に看取さるゝが、北京遷都後の清廷といふものは、既に他の一面を抱容した。奉天にその昔小

朝廷をなしたつゝあつた時代に、金漢金人と漢人の權衡を得るといふことも、時には低聲で唱へられたが、今日では、滿漢包容の大旗を掲げて進まざるを得ないのである。清廷の滿洲本位なる偏見も、かくて調節され、殊には、内治行政に關して、その萬曆(明代)の初政に復するといふ誓約も、提倡されたる手前、朝廷は、手厳しく不逞漢人の行爲を取締まらざるを得ないのであつた。諸王貝勒の親貴等は、これに反對する。

帶地投充の禁止令出づ 吾人の想像は、違はずして、朝廷は、一六四七年(順治四)を以て、愈々帶地投充を永遠に禁止するの命令を公示した。公示された上諭の大意には、多數の漢民が、貧富を論ぜずして、相率ゐて投充し、投充後は、横暴至らざるなく、官命に服せぬものがあるかゝるは、窮民を軫恤するの初意に反するといふのであつた。政府の意思の如何やうであつたかは、これで明白であるが、さてその實際の十分に行はれたといふ保證は無い否な或る時期には却て投充の激増したこともある。畿輔通志によるに、順治



康熙雍正の三朝で、八旗に投充した直隸一省の莊園は、總計三百三十六萬三千二百畝の巨額に達し、内務府官莊は、尙ほ此外に在るといはれてあるに徴し、順治代の禁止令の効力なかつたことを想像し得るであらう。そして同書の記事によると、右の投充は、右の三朝以降に互りて、尙ほ續行し、光緒年間に至りても、その實現が認められた。勿論、その分量は、國初に比較して減少したことであらう、されど、その根絶の不可能は、證せられる。吾人を以ていはしむれば、これやがて、支那人氣質の一斑を語るに外ならぬので、清代以前にも、そのことの認められ、また同様の事實の繰り返へさるべき將來の想像も、絶對に拒否するを得ぬのである。

#### 四 封禁政策の初期

封禁政策は一貫 封禁とは何ぞやといふことは、第一に、吾人の前に發せらるべき問題であらねばならぬ。封禁は、文字の示す如く、滿洲の疆界を嚴

にして外人なり、外人の勢力なりを防禦するといふことである。解するもの、説には、封禁は、滿洲人が、その祖宗發祥地を長へに保存するといふ意義に於て採用された政策であるといつてある。そして、右の政策は、唐の太宗や、明の永樂帝や、元の世祖など、匹敵するも、遜色を見ないといふ康熙大帝の劃策であるとも附言される。いづれも、首肯される見解であるといつてよい。されども、吾人をしていはしむれば、事の成るは、成るの日に成るに非ず、必ずや何等かの順序を経て、その大成の域に達するものである。手近かい例をいへば、支那で著名な萬里の長城は、秦の始皇によりて創建されたといふが、實際を語れば、始皇は、その前代戰國の時に、燕なり趙なりの國々で、北狄防禦の必要から築造して置いた長城を、連接して、それに一大修繕を加へたもので、何も彼れによりて創建されたのではなかつたのである。長城創建といふことは、前代にも必要なりし如く、秦代にも必要又たその後代にも必要であつた、いはば北狄を防禦するには、長城の形で行くといふ一貫した



思想の、秦によりて大に成就されたと解せられ、歴史の表面には、此の一大功業は、始皇帝であるといふことに記載せられるのである。吾人は、滿洲封禁といふを以て、同様に解せざるを得ない、それを大成したのは、康熙時代ではあらう、然ども、封禁の濫觴は之を前代に求めざるを得ない、封禁は清朝一貫の政策に外ならぬ、勿論時代により、事件によりて、意識されたこともあり、意識されざることもあつたが、女真人(滿人)の立場は、かくあるべきを要求したのである。

**山海關と漢人** 吾人は、第一に支那本部と滿洲とを連結するところの山海關について、吟味せざるを得ないのである。滿洲人が、北京遷都以後、直ちに此關門を把握して、往來を諷察したといふことは、これ又た容易に首肯するべきことである。彼等は、絶對に漢人の滿洲侵入を拒絶せんと欲したらしい。然ども、それは、不可能であつた。何とならば、彼等には、帶地投充の漢人もあれば、漢軍旗人のそれもあつたのである。そこでもつて、彼等の政府

では、山海關道に命じて、路票を出さしむることとし、それを所持せないものは、法に問ふといふこととした。路票の形式は、本人の貫籍や職業の記載は、いふをまたず、その行先き地點の記入を要するのである。路票下附には、徵稅があつた、當初の稅額は一粟につき制錢十七文の定めらしく思はれるが、果して定制の如く行はれたかどうかは、疑はざるを得ない、かくして漢人は、その目的の旅行を終へて、再び山海關に差しかゝるや、そこで所持の路票を關吏に返還して、やがて自由の身となるのである。山海關には、天下第一關といふ扁額をかゝりてある、それは、清初も清末も渝りがないが、この關上で試みられた漢人禁遏法は、やがて、設定された柳條邊牆の各邊門に適用さるゝのであつた。

**蒙古防歴の劃界行はる** 次ぎには、蒙古人の滿洲侵入に對する防歴か講ぜられた。吾人は、この時代の初期を以て、順治五年(一六四八)より同七年(一六五〇)前後に定めたのである。清朝の會典事例は、吾人に下のことを語



つて居る曰く外藩邊外蒙古の地畝の丈量は順治五年に行はれたので蒙古人をして各々その疆界を守らしめ境を越ゆることを許さない。同じく順治七年にはこの規程が詳密にいつて外藩蒙古は每十五丁に廣さ一里(清里)縦二十里の土地を給與することゝなつたとある。蒙古人は彼れが如く游牧の民で所在に青草を逐ふて轉徙するのであるからそれらの上に土地を限定するといふことは事實上非常の艱難であるともにもその當時に果して實行されたかどうかといふことは始めより疑はざるを得ない。然らば此法規はどの點まで信を置けるかといふに滿洲と蒙古との境界線は此分の施行の結果として自ら劃定せらるゝに至つたのであらう。記録には錦州の新臺邊門は順治十一年(一六五四)に創建されたことを報じて居る。吾人は以上の觀測の下に滿蒙境界の第一期は遼西に行はれた即ち土默特及び喀喇沁蒙古と滿洲との地界は略限定されたものとする。第二期に至りては科爾沁の西部と滿洲との地界のそれであらう法庫邊門の康熙元年

に建設されたことに徴すれば劃界のことも此年の前後に行はれたことを想像し得るのである。

滿蒙劃界吉林に及ぶ 第一期と第二期とに於て山海關から遼西の北邊を繞り法庫門に達する一線の略ぼ劃定され而も開原以北は尙ほ自然に放任されつゝあると觀測されたが一六八一年には巴彥佛羅伊通赫爾蘇佈爾圖庫巴爾罕の四邊門が速かに創建されたのである。右四邊門の位置は吉林の北馬當溝といふ松花江の沿岸から今の長春の東にある石碑嶺の西を過ぎ殆ど南滿鐵道に併行し開原の威遠堡門外に達する線上に設けられ、それを連接した一線は滿蒙の境界であるといふことに定められた。清朝が何故にこの一線を限定したかといふにそれは多分松花江の支流と東遼河との分水嶺を基礎としたものでなあらう。馬當溝即ち松花江の對岸には法特哈門といふのが設けられ殆ど一直線に五常廳の界に一線を劃せられた線内は乃ち吉林線外は蒙古といふことになつて居る法特哈に駐防八



旗を置いたのは、やゝ後であるけれども、打牲烏拉の國初太祖に設定されたことを思へば、この一線も他の四邊門と略ぼ前後して劃定されたことを想像し得るのである。尙ほ附言すべきことは、遼西の如き山地であるならば、邊門は獨立して先づ設定せられ、然して後に劃界の標識も議せられるであらうが、開原以北の如き地方では、境界の多くが平地に設けられたのであるから、邊門設定といふことは、直に劃界を語ると解するを得るのである。以上吾人の所説にして、大差なしとすれば、蒙古人防壓の警戒線は、一六五〇年代から着手せられ、一六八一年代で略ぼ決定を見たといつてよいのである。然り、それらの警戒線は、略定であつて、必しも不動であるといふことを得ないのである。

**朝鮮防壓の劃界** 鮮人の竄入に對する防壓は、國初太祖以來屢講究せられたことを想像し得るのである。一六三八年代に、太宗は、橈盤といふ鴨綠江下流の地方から鳳凰城を經今の曠場邊門に達する一線に於て防壓

工事を施したことがあつた。當時戶部のいふところを見るに、新界は舊界に比して、各々五十里を展出して居る、そこで工事に費すところの釘椿やら繩索やらに、鳳凰城一地だけでは不足を告げた云々とあるに、微して舊界にも、それらの工事の施されつゝあつたことを推測し得るのである。吾人は、此地點に防禦工事を施したといふことについて、多少の疑問を抱かざるを得ない。朝鮮と滿洲との間には、鴨綠江といふ大河がある、それにも關はず、太宗は、何が故にかゝる地帯に於て、邊界を劃したのであらうか、清朝側でも、朝鮮側でも、右に關しては、何等の記録も徵證されぬのである。橈盤から曠場邊門までといへば、略ぼ鴨綠江の側面を防禦するに足るのである、然らば、それより以北、旺清邊門より進みては、長白山地帯に出て、尙東して豆滿江の流域に出る一帶に於ては、如何の状態であつたであらうか、これ又た吾人の知らんとするところであるが、兩國の記録は、聊かも、その實相を傳へぬのである。果して然らば、太宗の用意は、遂に右の地域には及ばなかつたであら



うかといふに、吾人には、それを打ち消すに足るべき左券は、何程も提供され  
るといはざるを得ない、左券とは何ぞや、それは、清國と半島の王廷とは、明の  
萬曆以降、無窮の葛藤を重ね、半島は太宗によりて、前後兩回ほど大兵を加へ  
られたが、その問罪の主題の一として、毎々越境といふことを標榜するので  
あつた。

空間地帯の設定行はる 請ふ吾人をして、越境問題の一端を語らしめよ、  
清朝では、天聰元年(一六二八)を以て、江都會盟をば、朝鮮の宰臣との間に訂約  
したのであるが、右の盟文には相互に封疆を嚴守して、相犯かさすといふこ  
とが認められてある。既に封疆嚴守といふことの盟府に載せられてある  
以上、兩國使臣の間には、それぞれ意見の交換も行はれたであらう、例へ今日  
の如き精確な地界を指定する能はさりしにせよ、相當の疆界線は決定せら  
れたであらう、吾人は、斯く解するを以て、妥當の見解であるとするのである。  
朝鮮は、爾後その約束を守らずして、やがて外交上の紛議を起したことは、下

の文書で證することを得るのである。

今年(天聰五年)五月内、貴國(朝鮮)の十人九馬、我國のト兒哈兔地方に至りて  
獵を行ひ、札怒に捉住せらる、四人九馬は放ち回す、その六人は逃散せり、九  
月内、貴國人灰扒地方に來りて、空參(人參採掘)し、その人と對戦し、貴國人殺  
さる、又九月内に於て、貴國人島人と同しく、寬典に來りて、空參し、我人に一  
名を捕へ得らる、平壤の官反て、東南明(清國人名)に對して、説く、此人逃れて  
我國に在りと、盟好より以來、只貴國人の屢々界を越て、事を生ずるあり、我  
國會て一人の界を越へしありや否や。(下略)

この文書にト兒哈兔地方とあるのは、今の東間島の地方をいひ、灰扒とある  
のは、今の輝發をいひ、その寬典とあるのは、寬甸縣をいふのであるから、その  
地方が當時清國の領土であつたといふことを得るのである。ともあれ、こ  
の紛擾は依然として繼續し、一六三七年に、再び戰端が開かれた。前役の後、  
正さに十年にして、半島は殆ど蹂躪され、その國王は、面縛して、太宗の脚下に



哀を乞ふた。此際の和約にも、越界逃人の送附のことの認められてあるところより察して、境界といふことも重ねて約定せられたと想像し得るのであるが、これ又た何等兩國に於ける當時の文献の徴すべきものがない。然るに、佛人デユアルドのデヌクリプション、ド、ラ、シーヌといふ書中には、滿洲方面の實側圖があつて、それによるに豆滿江外に於て鹿屯を包括し、黒山山脈から寶鬚山に互り、鴨綠江の上流に入る頭道溝より十二道溝に至る諸水と、松花江の西大源諸水との分水嶺たる長白山の支脈から、修佳江本流の稍々西方を経て、大小鼓河の水源より、鴨綠江と鳳凰城の中間に至る線を、その圖上に劃し、そして之が説明としては、

鳳凰城の東方には朝鮮國の西方の分界標がある蓋し滿洲は支那を攻むるに先ちて朝鮮と戦ひ之を征服したのであるが、その際長柵と朝鮮の國境との間に、無人の地帯を置くことを議定した、此の國境は圖上點線を以て表出したものこれである。

と認められてある。此記述は、一七〇九年康熙四十八年に於て、清國の聖祖(康熙)の命を奉じ、清韓の國境實側に從事した西洋人レージ(雷孝思)の備忘録より引用したものであるから、決して根據のないものではない。無人地帯は即ち間曠地域であるが、何故にこの方法をとつたかといふに、それは鮮人の頻繁なる竄入に對してかくするが、最上の防禦策であると思惟したらしい。雍正九年中、朝鮮からの咨文には、此邊柵及び空間地帯が、太宗朝に設定されたものといつてある。

### 五 柳條邊牆とは何ぞ

劃界上に置かれたる邊牆の形式 以上吾人の所説によりて、滿洲とそれに隣接した國々との境界が、略ぼ順治康熙の間に取り決められたことを知るであらう。境界は單なる境界ではない、實に外人防禦の意味で劃定されたことであらば、その形式には、格段な意義の加はつたことを知らざるを得



ないのである。清廷は熱慮の末、愈々邊牆をその境上に設定するといふことに決意した。邊牆なるものは、これまで支那人によりて支那本部にも滿洲にも採用せられた外敵防禦の形式であるが、彼等支那人は漸次にその組織を改め、明代になつて長城の多くの部分は堅固なる磚で築き上げられ、その要衝には堡壘やら烽燧臺やらが配置せられた。長城の上には墩臺といふのもある、それらは圓形の磚體で、繩梯子で上下したものである。長城も、多くの場合は、邊牆の名で呼ばれた。滿洲に於ける明代邊牆の形式について、吾人は、かつて、次きの八種を挙げたことがある。

- (イ) 劈山牆。此種類の邊牆は、天然の地形乃ち山脈を利用し、それに多少の人工を施したるを指す。開原の東北、及清河城等の外邊は大方此種類に屬せり。
- (ロ) 石牆。此種類の邊牆は、天然の地形を利用し、その上に石造の短牆を施したるものゝ如し。錦州の虹螺山附近、鳳凰城附近は、大方此種類に屬せり。
- (ハ) 石梁牆。石を疊み上げたるものなり。
- (ニ) 山險牆。此種類は、全く天然の地形を利したるものにて、大山脈或は險阻な

る嶂壁に據れり。寧遠の西北の一帯のことき即ちこの種類に屬すべし。

- (ホ) 土牆。此種類の邊牆は、土を用ひて築造したる厚き壁なり。主として遼河の沿邊を包圍せり。廣寧の東北にては、其高一丈二尺なりき。遼東にても大方此丈尺を越えざるべし。土牆の内外には、各一條の壕を穿てり。
- (ヘ) 柞木牆。此種類は、一種の木柵なり。清河城附近の太子河豁谷には、此種の邊牆を施せり。
- (ト) 木板牆。此種類は、木板を用ひて作りたる障塞なり。清河城の外邊に間々使用せらる。
- (チ) 磚牆。磚にて築造せらる。海城遼陽の西邊に於て、此種のものありき。

(滿洲歴史地理二卷第五三九—五四三頁参照)

右の八種邊牆は、支那本部のそれと接續すべき近似の組織で支持せられて居る、そして、どちらといへば支那人が各種の地方、各別の時代に於て採用した形式を雜然として一處に併設したかの觀がないでもない。邊牆なり長城なりが、絶對の効力あるかどうかといふことは、これまた疑はざるを得ないので、内外の形勢次第その効果のほども測度せられるのである。清廷は



いかなる意向で、その形式の標準を定めたか、明文の徴すべきものを發見せぬのであるが、大體に於て、柳條邊牆のそれを擇ひたことは、現存の形式で知ることが出来る。

樹柵と邊濠 柳條邊牆は、二個の要件から成立ちつゝあるのである。邊牆は、その外面に邊濠を穿ち、邊濠の内側に沿ふて土堆を置き、土堆の上に柳樹の柵を植列するを以て、通則としたらしい、それは乾隆十年中御史和其衷といふものが、向來各邊木を編みて柵を爲し、以て内外を限り、柵外に濠を竣ひ、以て越度を禁ずとあるので、知ることが出来る。いづれにしても、柳條邊牆は、邊濠と樹柵とを必要なる條件とするものなることは、いふをまたない、清未遼西の旅行者は、彰武臺邊門の邊牆修理に關し、邊門吏から、奉天將軍に呈出したといふ見積書を吾人に下の如く報告する。

西三臺邊柵例式程途里數清單

邊濠 深八尺、底寬五尺、口寬八尺、

邊柵 一步三桿粗應四寸、高應六尺、塗土埋二尺、降利四尺、邊外大路二丈六尺寬、

區內馬道一丈一尺寬、

首臺 自彰武臺邊門西邊牆起、至二臺子封堆、計五十四里半

中臺 自二臺子四封堆起、至三臺屯封堆、計五十三里半

西臺 自三臺屯封堆起、至四臺門東邊封堆、計五十里半

以上自彰武臺邊門至四臺門、計程 百六十二里半

以上の外、旅行者の親しく邊吏に就いて聽取したところを綜合するに、土堆は高さ三尺、幅三尺、濠は幅五尺、深さ五尺といふのだから、土堆は濠を合せて、高さ八尺、幅八尺である、牆の一説には、土堆を中央にして、内部に幅七尺、深四尺、五尺の濠を、外側にも幅八尺、深さ四五尺の濠を穿ちたとも傳へられる。土堆に植えられた樹柵について、旅行者は下の如く觀測する、柳樹は長さ六尺の材を地中に二尺、地上に四尺を現はし、之に横に柳木二本を以て栓ひ、或は柳枝を以て編條をつくる。柳樹の間隔は約一尺七寸、即ち五尺の間に、三本を植ゆるといふ割合である。吾人は、大體に於て、此の旅行者の報告に聽



從せざるを得ないのである。然らば乃ち今の柳條邊牆なるものは、柳樹で成立つところの長柵に外ならぬので、柳樹は容易にそれらの地方に根づくところから年月を経るにつれて長大しやがて千里の長林を形成したものであらう。若し柳邊紀略の著者が稱するところの柳樹を挿邊しつゝあるといふやうな文字に拘泥して始めより柳を植えつけたものと解することは、吾人の首肯する能はざるところである。

予が見たる現時邊牆と邊門 予は明治四十年中、開原なる威遠堡門を訪ふて、その邊門外に、柳條邊牆を踏査した後、數年、長春から石碑嶺にいつた時に、ゆくりなくも再び柳條邊を通過した。予の柳邊に對する智識は、以上二回の實見に依るのであるが、不幸にして、兩處ともに千里の長林を見るを得ないで、徒らに截斷せられた無數の老株を望むに過ぎなかつた。ついで之を邊門の老吏に質せば、それは三十七八年役に、日露兩國兵によりて切り取られたのであるといつて居る、それらの事情は、たしかに今日の落莫を致し

たであらうと思はれるが、久しく馬賊や金匪の横行に委ねた滿洲のことであれば、必しも、此戰役の影響といふを得ない、邊濠そのものについて視ても、或る部分などは土堆と併行して何等の深さも痕跡も、今日に留めないところが多い、滿洲旅行者の實査によれば、西柵は、概して猶ほ原形を認むところあるも、東柵は殆どその痕跡を留めない、往時關門の設けあつた村落の名稱で僅にその方面を搜り得るのみといつて居る。

邊門は、邊内外の交通路に設けられた關門で、俗に門上又は邊上といつてある、通例それらの地には、下の如き邊門が置かれたのであつた。

長城(山海關東)より開原威遠堡に至る間

明水堂門(寧遠州)

白石嘴門(同)

梨樹溝門(同)

新臺子門(寧遠州及錦縣)

松嶺子門(錦州及義州)

九關臺門(義州)

清河門(同)

白土廠門(廣寧縣)



彰武臺門(新民府)

法庫門(法庫廳)

科昂門(開原縣)

山老大門(昌圖府)

馬千總大門(同)

布爾圖庫門(同)

半拉山門(昌圖及奉化縣)

赫爾蘇門(奉化)

伊通河門(長春府)

巴彥俄佛羅門(同)

法特哈門(吉林)

開原より鴨綠江口に至る間

威遠堡門(開原)

英額門(同)

旺清門(興京及通化)

蠟廠門(興京及懷仁)

鬮陽邊門(鳳凰城及寬甸)

鳳凰邊門(鳳凰城及安東縣)

右の邊門について滿洲旅行の實查者は、下の如く語つて居る、各邊門の官吏は、規程によると、蘇喇章京一人、筆帖式一人、披甲十名の定めてあるが、實際に於て章京防禦一人の下に、部下三十人乃至四十人の旗兵がある、是等の旗兵

は、通常十人を一班とし、交代に邊門を守備する、その任務は、關門の開閉、交通往來の監視などである、されども、遼西地方の關門は、廢頽せるもの多く、全く門扉をすら缺けるものもあつた、然り今日では、有名無實ではあるか、關門は皆要衝であるから、地方官は大抵此等邊門の所在地に税局を設けて、徵税を掌りつゝあると、是れまさに清朝末期の光景であつたのであらう。

### 六 封禁政策の三大因

漢人竄入の防壁 吾人は、今や清廷の何が故に滿洲全土に對して封禁政策を施したかといふことについて、適當の批判を加ふべき順序に到着した吾人は、その第一原因として、漢人竄入に對する防壁といふことを挙げざるを得ないのである。漢人の國家即ち明國と女真人とが、互にその國界を嚴守して、苟くもせなかつたことは、實は今日に始まる問題ではないのである。清の太祖實錄によると、今の開原の東南から、清河城方面に亘つて、遼東



の漢人と太祖との間には、かつて界標を立て、苟くも越界者あらば、その何國の人たるを問はず、直に死罪に處するといふ約束の結ばれたことがあつた。太祖は之れを遵奉し、自國人の犯罪者をば、見出して之を界石の土で斬殺した。明人には、始めより遵奉する意志がない、そこで、毎年竊かに竄入して攘奪を肆にするから、自分は、捕へて之を死罪に附したところが、彼等は却て我が態度を否認し、遂に我が使者を界上に殺したといつて居る。太祖の後年、獨立旗を翻した時に、右の事實を告天七大恨の一として數へつゝあるに察して、そのいかに漢人竄入を重大視しつゝあつたかといふことを了解するを得るのである。然れども吾人をしていはしむれば、太祖が告天の恨事とするのは、漢人竄入によりて生ずるところの軍事上や國防上の損害をいふのではないので、全くそれにより減殺さるゝところの經濟上の影響をいふのである。經濟的影響とは、何ぞや外ならず、人參私掘事件即ちこれである。

人參私掘は國家の致命 野生人參の採掘と、その貿易によつて得ると

この利益の滿洲唯一の財源であつたことは、今更らに吾人の嘔々するを要せぬのであらう。清朝全史上卷五五―七七柳邊紀略の著者は、遼東野人の諺語として、遼東に三件の寶がある、貂皮、人參、護臘草のそれであるといふが、同じく寧古塔人の間にも、寧古塔に三様の寶がある、人參と貂皮と烏臘とをいふといつてある。いつれにしても面白い諺語である、貂皮が珍重され、人參の同じく貴ばれることは、自ら明かであるが、護臘草(烏臘)の尊重さるゝといふ意味は、前二者と自ら異なる性質を帯びて居るのである。護臘草といふのは、一種燈心草のやうな草がある、滿洲人は、それを採收して、乾燥し、冬の活動期に入つてから、凍傷を免るゝために、その草を用ひて脚先を包み、その上に牛皮で作つた粗大なる靴を穿つのである。奉天の宮殿には、昨今までも太祖や太宗の穿たれた靴と、この草との保存せられてあつたことを記憶するのであるが、吾人はそれを見て、清朝祖先の生活の、いかやうであつたかを想い出さざるを得なかつたのである。彼等は護臘草あるによりて得意に



山野を跋渉して貴重な天産物を採收するを得るのであつた。話は思はず餘談に走つたが、ともあれ、人參そのもの、採取權を保護するといふことが、女真人の急とするところであり、それや、かれやで、太祖は遂に擧兵の已むなきに至つたものと観測されるのである。説をなすものあり、曰く太祖の時に於ては、或は然るべし、順治、康熙の時代は、既に支那本部に君臨したるに非ずや、國家の資源を索むる、何ぞ曩時の陋態を學ばん、封禁の意味を這般人參問題に求むる、亦た誤らずやといふものもあるが、吾人をしていはしむれば、順治、康熙の際であればこそ、一層この問題に接觸したるなれといふの一語を以て回答せんと欲するのである。

人參の價值 貿易市上に於ける人參の價值について吾人は、尙ほ二三の説明を要するのである。支那人の記録によると、黃參一兩、我一〇、夕一七、強が、五千文乃至銀十兩といふ相場は、康熙五十年代のことであつた。それが乾隆十五年代になると、銀一兩六錢で人參一錢、一夕一七一に易ひ、同二十八

年代には、三兩二錢乃至二兩五錢の相場となつた。乃ち康熙時代に、一分我一厘〇一七、十錢といふのが是に至つて、二倍乃至三倍となつたわけである。それが、又た道光年代になると、十餘倍に上り、中人十家産不滿一杯味といふことになつた。諸種の記録を綜合するに、太祖や太宗の時代で、朝鮮人の明人に賣りつけた北京相場は、一斤大概二十五兩内外であつたらしく思はれるから、彼等の平和時代には、大約その見當て取引したもので、彼等に十萬斤の收獲あつた場合には、その價値は、二百五十萬兩を計上することゝなるのである。人參が從來國家の至重政策を以て視られたことは、自ら明白であるであらう。新に北京に遷都したばかりの滿洲朝廷の財政は、しかく悲觀されたであらうが、切言すれば、滿洲より得るところの利源に對して、彼等は、注意を拂はぬまでにその度支が潤澤を告げたであらうが、これは、何人も想像し能はざるところであると斷言せざるを得ない。吾人は、康熙帝が、その即位の翌歲（一六六三）を以て山海關で從來發行して來つた滿洲出入許可



票を取り上げて之を中央の兵部で發給するといふことに更改したことは、此間の眞消息を説明するものであると判断する。

山海關の人參夾帶取締 人參とのみ限らない、貂皮でも、東珠でも、約そ滿洲方面から徴せらるゝところの天産物に對して、康熙初年の朝廷が、いかに神經を鋭敏にしたかといふことは、下に摘記するところの柳邊紀略の記事で知るを得るのである。

山海關：額して天下第一關といふ、今、和敦大員、佐領八員、驍騎八員、兵三百六十四名を設け、永平府通判一員を移す、過客を護して、(人參)貂皮を搜るのみ。凡そ出關者(滿洲)への旅行者は、旗人は、須らく本旗固山額眞より牌子を送りて、兵部に至り、滿文票を起すべく、漢人は、兵部に呈請するか、或は、隨便の印官衙門より漢文票を起す。關に至れば、旗人は、和敦大の北衙に赴きて、記檔驗放(人名票號の登錄濟)し、漢人は、通判の南衙に赴きて、記檔驗放す。…進關者支那本部へ入るものは、出時に檔案臺帳に記有さるゝあれば、蓋貂を搜せられし後、查銷放進登錄記號銷除せしむ。否らざれば、漢人は、關衙門(山海關道)に赴いて票を起し、かくて南衙より驗進せしめ、旗人は、北衙に赴きて即進す、蓋し外より入關するに、旗人は、

必ずしも、部票を起せず。人叢(人參)に至りては、惟た朝廷及び王公の歲額のみ、入ることを得、餘は皆な入るを得ず、入るものは、死せしむ。こゝを以て、蓋(參)買は、敢て公行せず、或は守關者に贈賄し、或は夜間城を踰えて入り、或は書間草車轡車を雇するに托して許入す。康熙己庚午の間(一六八九—九〇)天子屢々守關の吏を責め、或は死罪に或は流罪に充て行へり、賄賂乃ち行はれず、やがて他口より入り亦た海に浮びて、天津登州より來るものあり。貂皮の禁は、稍々寬なり、然とも、その一等貂貢貂は三等に分つを携へて來るものは、必ず查問に遇ふ、その數量の少にして醜ければ、則ち已み、多くして且つ佳なれば、中央部に送解し、一等貂は、抜いて内務府に送り、その餘は官より價を給するものとす(下略)。

之によつて見れば、人參の採掘權は、全然滿洲皇室及び王公の獨占に屬するもので、一般人民は旗人でも、許されなかつたことが、明白である。況んや彼等漢人に於てをや。人參の貴重さるれば、ただそれだけ、一般漢人の慾望を刺激し、これと同時に、政府の禁令の布かるれば、布かるゝだけ、それだけ秘密の行動が累加するのである。吾人の想像では、順治代に於て滿洲旅行票は、山海關道で隨意に發行して居つたものであつたが、請托やら、收賄やら



で、一向その効をなさぬところから康熙代に至つて直にその發行權を中央に收めたものがなからう。柳邊紀略の著者は、帝の累次の禁令と執法とで、贈賄の行はれなかつたことをいつて居る。然とも、これは極めて暫らくのこと、何時まで効力あつたかは、寧ろ疑はざるを得ない、山海關の防壓の嚴重なる結果、反對に天津や山東から、旅順口や鴨綠江方面の海岸に上陸するものが續出したといふが、これも信ぜらるべき事實であらねばならぬのである。若しも、かやうの事柄を、際限なく考ふるときは、吾人が前に指摘した康熙七年の招民例停止は、或は人參問題と、何等かの交渉あるやも測りがたいのである。

**朝鮮防壓も人參問題** 人參問題は、同じく、鮮人の防壓に對しても、適用される。野生人參の産地については、前にも言ひ及びたが、概して長白山彙から沿海州の西部を走るところの完達山彙を主とするので、それらの土地が朝鮮に接續して居るといふことは、吾人の知らざるべからざるところであ

る。人參に關する記録によると、野生人參は、朝鮮の東北部乃ち長白山の東南山谷にも發生する然ども、その産物は、山の西北部に生じたものに比して、勝るといふことはないといふのが、定評であつた。そこでもつて、韓人の脚先は、絶えず、滿洲の内地を侵して、彼等の寶庫とするところを蠶食するのである。江都會盟（一六二七）の結果に成つた國境貿易の不結果について、滿洲側から、半島の王廷を詰問した文書には、下の如き一節がある、

和好より以來、朕原と一歲中四季に互市せんことを欲せしも、爾が國允さず、定むるに春秋二季を以てす、後止々義州に在りて互市すること、二次仍ほ約に負て中止せり。曩きに、復價入參の價一十六兩と定む、爾が國云ふ人參は我國用なしと、たゞ九兩を給す、既に用なしといふ、乃ち毎年爾が邊界を出で、我が疆土に入り、罪戾を顧みず、此の無用の棧を採る、何を爲すや、爾が國の市を閉づるは、我國衣服の需なるを以て、相困めんと欲するか、知らず、我が爾が國と未だ市せざる以前、何ぞ嘗て服御に缺かん、遼東原と



自ら棉を産す我國義に仗りて兵を興し諸國を臣服す管籥の貢絲象相繼ぐ故と織布を以て意と爲さざるのみ。

この文書は吾人がかつて趙翼の所説として引用したものと併せ見るべきものである(第六章參照)滿洲人が唯一の人參販路たる支那本部方面の交戦の結果で閉鎖されたところから已むなく朝鮮の國境貿易によりてその滿足を補はんとしたことや反對に鮮人がそれらの弱點に乗じて參價を減給したといふことはこれで明かであるが滿洲側の主として詰問するところは鮮人が稱するところの減價の口實であつたのである。鮮人は人參などといふものは本國に不用であるといふそこで北京で一斤二十五兩もするやつを滿洲から十六兩といふことで引き取らんと約定し愈々となると九兩を仕拂ふのみであつた。果して鮮人の口實の如くならば九兩又た不廉とせずであるが、かゝる不用な人參を何ぞ危険を犯してまでも我が長白山地帯に侵入して私堀するかといふことが滿人の憤るところである。吾人

は、今その詳細を語るの違はないが、兩國の國交が、這般年々の私堀者捕縛によりて破壊せられ、遂に一六三八年の兵禍を醸すの一大動機を與へた。吾人は、この觀測の下に、鳳凰城一帶の長柵は、鮮人の人參夾帶を取締る關門であるとして、解し、それより以東は大摩天嶺の谷地に侵入するところの鮮人防壓に對して設けられた長柵であると解釋したい。乾隆年代にあつた空間地の會哨制度などは、自ら別個の問題とせざるを得ないのである。

漢人東限の政策 漢人と視れば、惡玉であると信じ切つて居つた滿人に於て、彼等とその發祥地たる滿洲に出入するの自由を東限するといふことは、寧ろあり得べきことと認められるのであつた。この政策は、吾人が前に指摘した經濟問題といふやうな當面の利害ではない、どちらといへば滿洲の民族精神ともいふを得べきもので、康熙帝でも、雍正帝でも、恐らくは、これを以て國家最高の政策として採用したであらう。滿洲の國俗が北京遷都以來月に歲に文弱に流れつゝあつたことも、此政策を攻究する上に於て



思念せざるを得ない。かつて太宗の奉天に居つた時に、金史の世宗本紀を讀みた感想であるとして、下の如き論文を示したことがある。

此書の言ふ所は、爾等、宜しく審かに之を聞くべし。世宗は、蒙古漢人の諸國にて聲名顯著なる賢君なり。故に後世有識のもの咸な稱して小堯舜となすといふ。朕、滿文に譯述せしめ、自ら此書を讀みて、嘆賞に勝えず。それ太祖阿骨打、太宗吳乞買が創意せる法度は、熙宗及び完顏亮の君となるに至りて盡く之を廢し、酒色に耽り、般樂度なく、漢人の所爲に效へり。世宗位に即くに及び、惟だ子孫の漢人に模倣せんことを恐れ、預め禁約をなし、屢々諭して祖宗の舊制を忘るゝなからしめ、女直の服を服し、女直の言を言ひ、時時騎射を練習せしめたり。垂訓此の如くなれども、後世の君皆な漢俗に染み、其騎射をも忘れ、哀宗に至りて社稷傾危し、國遂に亡びぬ。乃ち知る、凡そ君たるもの酒色に耽りて亡びざるものあらざるを。先時、儒臣大海、榜式、庫爾、綱、榜式、屢々朕に勸めて滿洲の衣冠を改め、漢人の服飾に效ひ、漢人の制度を學ばしむ。朕の從はざるを見て、輒はち以らく朕は諫を納れずと、然れども、朕試みに身を以て之を驗ふるに、汝等假りに寬衣大袖、左に矢を佩び、右に弓を挟み、つゝありてこゝに會するとせよ、今、忽ち勞薩、泰科、落巴圖魯の如き勇者に突入されたらんには、我等能く之を禦くべきか、騎射を廢し

て、寬衣大袖を學び、他人の肉を割くを待ちて、後、食はんは左手を尙ぶの人と何を以て異ならんや。且つや朕の此言をなすは、一世の計を爲すに非ず、恐らくは後世子孫の舊制を忘れ、騎射を廢し、以て漢人に效はんことを、故に常に此の慮に切

なり。(清朝全史上卷三七三—三七四)  
以上の論文は極めて簡明に、女真人自からの國粹保存を宣じたものである。彼れは、此意義の下に、國語を獎勵し、國俗を主張し、漢人から來るところの一切の影響を排斥せんとした。彼れは、かく思惟し、かく努力するを以て、滿洲族の武力を安固にするを得ると考へたのであつた。彼れは、朕の此言をなすは、一世の計を爲すに非ず、恐らくは、後世子孫の舊制を忘れ、騎射を廢し、以て漢人に效はんことを、故に常に此慮に切なりといつて居るが、太宗の深慮は、思想文化に根底なき女真人に取りては、寧ろ當然であらねばならぬ、太宗には、かつてその武力に因て、漢地支那本部を占領するも、その土地に遷住することの幾分考慮を要するものであるといふ意向、それについて却て危懼を抱きつゝあつたことの窺はれるが、北京占領の今日となりて、さる回顧の



いかに處置すべきやは太宗の承繼者たる人々の胸底に新らしき注意を喚起したものと想像せざるを得ないのである。滿洲封禁の第二因は、恐らくは右の如き意義に於て發動した國家の至上政策に基因するであらう。附言するが、後世乾隆朝に行はれた移民禁止は、此政策と關聯するも、而も亦た別個の問題として、取り扱はるべきものである。

圍場(狩獵地)の防護

第三の原因は蒙古人に對する狩獵地の防護である。

狩獵地として指定せられた地域が、光緒初年に於ても、その南滿洲に於ては今の東平西豐海龍輝南磐石の各境を包括しつゝあるに見て、その國初に於ける範圍のいかなりしやを想像し得るのであらう。吾人をしていはしむれば、山海關附近より法庫門地方に至る一線は、主として漢人の蒙地を迂回して竄入するを防禦するもので、それより以北は海龍一帶の圍場を蒙古から防護するの目的で創設せられ、開原から興京の東北に折れて、鳳凰城の一線に接續する邊牆も、同じく圍場防護の目的で延長されたことを斷言し得

る。右の邊牆の創造年代は明白でないが、一六八二年康熙帝の遼東巡幸の時に、英額邊門あたりで、柳邊を越えたといふのであるから、或は開原以西のそれと同時に着手せられたものであらう。盛京通志によると、鳳凰城から開原に至り、西して山海關に至る邊牆は、週圍一千九百餘里(清里)で、之を老邊といひ、開原から吉林北方に至るものは、長さ六百九十餘里(清里)挿柳結繩して、内外を定むる之を柳條邊といひ、亦た新邊と名くるとあるが、こゝで指すところの老邊は、明代の邊牆をいふのではない、柳邊の築造年代に新舊の別あることをいつたものである。

人邊山採捕山及び圍場の區別に就ても吾人は一言を費したい。人邊山といふのは、長白山東西の人參産地をば、八旗に分別して貸與し、各々その地界を侵犯せないうやうにしたものである。採捕山も、これと同一に、貂鼠とか、黄狐とか、水獺とか、虎豹とかを採捕せんかため、それぞれ八旗に分屬する。海龍の圍場には、一百五圍ほどある、そして、御園即ち巡幸に備ふるもの、王多



羅東圍即ち内務府の直轄に屬せるもの、鮮圍即ち奉天の八旗などが献上の乾肉を作るために設けられたものなどの區別があつた。吉林なる打牲烏拉にも、略ほそれと同一の規制もあつたが外に松花江を採捕場とした珠軒といふのが、凡そ五十九戸ほどあつた、珠軒は乃ち東珠を採收する八旗で康熙年代には、歲額五百二十八顆を徴したこともあつた。北滿洲からの天産物は尙ほ多く採收されたのである。

### 七 長白山の定界

長白山之神崇祀せらるる 太祖太宗時代に於て、かつて崇祀せられなかつた長白山が、康熙帝に至りて、新たに長白山之神として、愛新覺羅氏の敬禮を受くることとなつたのは、依然女真民族の物興に與かりたる現象であらねばならぬのである(第一二六頁參照)康熙帝は、自己の祖先の發祥地の、的確なことは知らなかつた。吾人は、かつて小著清朝全史上卷九三―九五に於て、

次ぎの意見を公にしたことがある。康熙帝はその勅撰の皇輿表に、祖宗發祥の地として知られた俄朶里城をば、興京の東千五百里に在りとはいつたが、その四至は考ふるなしといひ、遂にその的確なことは、指示するに至らなかつた、然らば東一千五百里(清里)といふ數は、いかにして推算されたかといふに、これは實錄に祖先が、俄朶里から西、一千五百里なる黑圖阿拉(興京)に遷つたといふを基礎となしていつたまでに止るものであらうと判斷した。帝は、たしかにその所在を知るを得なかつたが、何とかして、その髣髴をだに知らんと欲するの念慮があつたらしい、長白山崇祀なるものは、この意味からいふと、帝の内心の慰藉とも解せられるが、帝は、尙も、その山の實體を測定して、確實に之を版圖の内に、包括せんとする希望を抱いたのである。

定界の經過 朝鮮との紛糾乃ち越界に伴ふところの人參私堀や流民の潜住や、それら瑣末の事件は、依然として清國の視聽を鋭敏にしたので、康熙帝は、愈々松花鴨綠兩江の水源地を實査せしめ、兩國の界址を確定せんこと



を命令したのである。帝のこの第一次計畫は、康熙十六年中内大臣武木訥の松花江上源地の踏査に始まり、ついで二十三年駐防協領勒出の鴨綠江遡航となつたが、三道溝附近で朝鮮人の狩獵者に銃傷を負はせられたので、これ又た目的を達せなかつたのである。國境上の犯罪は、依然として踵を絶たない。そこでもつて、康熙帝は、一七一〇年(康熙五〇)を以て、烏拉吉林總管穆克登に國境審定の主意を授け、翌年の上諭で大要下の如きを公示した。

天上の度數は俱に地の寛大と膽合す、周時の尺を以て之を算するに天上の一度は即ち地下の二百五十里あり、今時の尺を以て之を算するに天上の一度は即ち地理の遠近を推算せず、故に差悞するもの多し、朕は前に特に能算善畫の人を遣はし、東北一帶の山川地里を以て俱に天上の度數に照して推算し、詳かに繪圖を加へて之を視るに混同江は長白山後より流出し、船廠(即ち吉林)打牲烏拉より東北に向て流れ、黑龍江に會し海に入る、此れ皆な中國の地に係る、鴨綠江は、長白山より東南に流れ出で、西南に向て往き、鳳凰城と朝鮮國の義州との兩間より流れて海に入る、鴨綠江の西北は、中國の地方に係り、江の東南は朝鮮の地方に係り

江を以て界となす、土門江は、長白山東邊より流れ出で、東南に向て流れ、海に入る、土門江の西南は朝鮮地方に係り、江の東北は中國地方に係る、亦江を以て界となす、此處俱に已に明白なり、但た鴨綠江、土門江、二江の間、地方は之を知ること明かならず、即ち部員二人を遣はし、鳳凰城に往きて朝鮮人李萬枝の事を會審せしめ、又た打牲烏拉總管穆克登を派出して同しく往かしむ。伊等訓旨を請ひし時、朕曾つて密諭して曰く、爾等此行併せて地方を查看すべし、朝鮮官と同じく江に沿ひて上り、若し中國地方行くべくんば、即ち朝鮮官と同じく中國所屬地方に在りて行け、或は中國所屬地方に阻隔通せざる所あらば、爾等俱に朝鮮所屬地方に在りて行け、此便に乗して極盡處に至り、詳かに閱視を加へ、務めて邊界をもつて査明し來り奏せよと、想ふに伊等已に彼より起程前往せしならん、此番地方情形庶くは明白なるを得ん。

同五十一年五月穆克登は、既に此上諭の主旨を奉じ、興京の東北邊門より進み、十小舟を作つて頭道溝に出で、鴨綠江に入り、水陸並に進み、湖行して厚州に至り、朝鮮發遣の伴使及び監司等に相會し、更に進みて惠山に至り、こゝにて舟を捨て、長白山にさしかゝつたのである。彼等は、險峻を排して登山



した山麓より山頂に至る約三百清里、遂に江源を窺めて山上の潭水と鴨綠、豆滿二江の源とを實測し、石に刻して界碑を潭畔の東下十里許の地に建立した。界碑の文字は實に下の如きものである。

大清烏喇總管穆克登等奉旨查邊至此審視、西爲鴨綠、東爲土門、故分水嶺上、勒石爲記、康熙五十一年五月十五日、筆帖式蘇爾昌、通官二哥、朝鮮軍官李義復、趙台相、差使官許樸、朴道常、通官金應德、金慶門、以上八十三字、碑は高さ凡そ二尺七寸、廣さ一尺七寸、石質は青く、琢して磨せぜざるものと知られてある。

此審界の結果、西は鴨綠江の本流を東は、土門江を以て界となしたれば、多年の繋争は、是に至りて、全く一段を告げたのであるが、碑文の所謂土門江は、名稱に疑似がないでもない、何とならば滿洲には、豆滿江を指したること疑はれないけれども、土門と豆滿との區別は、後代に至りて、枝節を生じ、二者がともに、女眞語「Tumen」の譯字たりしを、朝鮮は、いつかな是認せない、遂に土門

は豆滿に非ず、松花江の上源地のそれであると公言するに至り、所謂東間島問題は生起したのである。

### 八 露國南下の防壓

滿人は西へ露人は東へ、滿洲人が頻りに遼東を取り、遼西を陥れ、漸次その馬首を西へ西へと進めつゝある間に、露西亞人は、駭くべき速度を以て反對にその馬首を東へ東へと進めた。西伯利亞の第一殖民地は、トボルスクに置かれたオストログをば、その東征の第一鎮とするのであるが、トムスク、エニセイスク、ヤクーツク、オコツクといふ順序で、早くも一五八七年から一六三八年に至る間に、建造せられたといふから、西伯利亞全土は、僅々五十年内外で占領されたといふことが出来る。吾人は、オストログの内容を語るの違はないが、その始めは、粗末な山寨で、彼等コサツク人は、四方の土人よりの剝害を防禦するの目的で、築造したに過ぎない、切言すればオストログな



るものは、西比利亞に於ける土人を誅求するところの策源地であるのであるから、オストログの数の増加すれば、彼等土人の受くるところの壓迫は、強大を加ふることとなるのである。彼等は、今や東西に離散するの運命に迫られた。彼等は西してコサツクに投ずるか、然らざれば、蒙古や滿洲に投せざるを得ない、尙ほこれらの事情を適切にいふと、露國の兵力の東漸は、西比利亞民族の一大動搖を馴致したので、清國の側からいふと、かつて北方に無限の領土を有するとしつゝあつた思念の上に、駭くべき恐慌を來たすこととなつたのである。コサツクは、一六三九年代にオコツク海に到達したといふが、その一隊は、トンダス人から黒龍江の名を探知し、やがては、シルカ失耳喀河を發見し、こゝに於て、洋洋たる一大河の南流することを確め得たのであつた。アルダン河とか、精吉里、ゼーヤ河とか、それら黒龍江の上源地は、彼等コサツクの狩獵場と化し去り、その地方に居つて、滿洲人に貢物を出しつゝあつた、ダクイルやソロン(索倫)人は、彼等の剝害に苦まざるを

得ざるに至つたのである。

露清の接觸漸く迫る 一六五八年(順治一五)に露人の先鋒は、今の尼布楚河の河口に一要害を建造し、之をネルチンスクと命名した、ついで彼等は、雅克薩にアルバチンの要害を建造したが、清の寧古塔將軍に攻撃されて、一たまりもなく退散したといふから、その基礎の薄弱であつたことは、想像されるのである。然ども、清國でも、この場合、兵を黒龍江の上流に用ふるといふことは、實際に於て、一時の懸軍たるに過ぎないので、退師の後、露人の先鋒が依然として、ネルチンスク、アルバチンの諸要害を回復するを如何ともすることを得なかつた。西比利亞に於ける露人が飽くまで、清國と戦を交ふるの決心あつたか、どうかといふことも、此際に考察せられねばならぬのである。露人は、いふまでもなく、天産物(毛皮)を、西比利亞の土人に徴して、その豊かなるを致したが、その輸出先きとしての何處を擇ふべきかは、これまた眼前に横はるところの問題であつた。彼等は、十六世紀の初頭よりして、支那



貿易に得た經驗を思ひ出さすには居られない。彼等は、やがて、北京へ貿易官を派遣し、伏地礮頭により、辛うじて、通商を得たが、さればといふて、黒龍江方面の侵奪は、依然として頻發する、吾人を以ていはしむれば、康熙帝が、一六七一年以來、滿洲の官吏に命じて、戦備を急がせたといふことは、寧ろ當然の處置で、彼等と呼ぶに羅刹なる惡名の近似音を求めたことも、露人自ら招いたところの禍たるをいふに憚らぬのである。

**滿洲の戦備** 滿洲の防備は、支那本部の内亂に妨げられて、十分のことを得なかつたが、一六七八年に、吳三桂は、死没し、八一年に臺灣の鄭經死で、これ又た版圖に入つたので、大體に於て、小康を得た形に在る。そこでもつて一六八二年、康熙帝は、奉天なる太祖太宗二陵、興京なる四祖陵を訪らひ、かたがた發祥の山川を見舞ふべく、北京を出發した。帝は豫定の行程を経て、興京に至り、英額邊門から大圍場を横斷して、伊通州街道に出で、烏拉吉林に到着した。帝の此旅行が、單なる觀光ではない、全然露國の南下に對する防壓の

畫策であつたことは、爾後帝の指示するところの方略で知るを得るのである。帝は、この年將軍郎談、彭春、巴海、薩布素といふ人々に、小戰鬪を、ネルチンスクの官將に開始せしめつゝある間に、着々水陸の戦備を整ひつゝあつた。吾人は、帝の戰略によつて、新たなる一個の教訓を得たのである。それは、帝は、遼河の水運と、松花江の水運との連絡を、伊通河に由つた。帝は、物資の供給に、缺乏せる吉林、黒龍江一帯に、兵糧を輸送せんは、此戰爭に於ける最も重要な準備である、と考へたらしい。そこで、第一には、遼河の水運を利用して、新民屯の東、巨遼河の開城といふところに、第一兵站倉を置き、それから、鄧子村(等色屯)といふ、赫爾蘇河(東遼河)の上流に、第二兵站倉を設けた。鄧子村は、蓋し遼河水運の盡るところであらう。鄧子村兵站からは、蒙古人を利用し、陸運に由りて、伊通門(易屯)に至つた。この間、百清里のことである、そこには、第三兵站がある、易屯門からは、再び舟運で、易屯河を下りて、易屯口に出で、やがて、松花江に達するのであつた。記録によると、當時使用された船は、遼河に



五十艘伊通河に五十艘を置き、每船六十石(清量)を積載するを率とした。松花江のそれは、大船で二百石を積載するを率としたとある。松花江を出てた船のさらに嫩江を溯つて、齊齊哈爾に出で、尙湖つて墨爾根に達し、それから黒龍江對岸の愛琿に輸送されたことは、想像するを得るであらう。驛站も同時に設けられた。それは、開原から今の威遠堡を出で、柳條邊に沿つて、伊通州に由り、刷烟から吉林に出でた、吉林から以北は、松花江の沿岸を傳つて、伯都納に由り、かくして、愛琿に到達した。記録には、吉林から愛琿に至る一千三百餘里、十九驛を設けたとある。

**尼布楚條約の内容** 以上交通路の整頓によつて、清國の戰略を考ふるに、帝は、墨爾根に擬するに、黒龍江全境總括の地を以てし、愛琿をば、その前哨としたらしい、一六八五年以降同八九年平和條約の決定さるゝに至るまで、清露砲火の交換については、更めてこゝに詳説せぬであらう(清朝全史上卷五二〇—五五二を見よ)。たゞ吾人の快感を以て報告するを得るのは、八九年

九月七日の談判が、嘗て朔北の野に試みられざりし一大壯觀を、黒龍江上の山川に印したことのそれである。露國の媾和使節は、特命全權公使陸軍大將フエオドルアレキゼキツチユゴローキン、同尼布楚知事イヴァンブラツトと知られたが、清國は、欽差内大臣索額圖、都統佟國綱等の外、トーマス・ペライラ(徐日昇)ゼルビロン(張誠)といふ二人の佛國宣教師が参加するのであつた。宣教師の媾和談判に加はるといふことは、妙に思はれるが、そこが康熙帝の頭腦の卓越したところである。帝は露國人に對するジエスイツト宣教師の感情の面白からぬといふことを、一六八二年露國使節のランテ放逐事件で理解するところあつた。帝の心事を忖度すれば、夷を以て夷を制する手段の、かゝる際にも適用されたものでなあらう。談判は、清國側の兵力の露國使節に恐怖を抱かしめたにもよるが、ともあれ右の宣教師等の斡旋で異常の効果を收めたのであつた。決定された條約の大要は大略下の如くである。



(一) ゴルビチ(格爾必齊)河及びスタノボイ山を以て、清露の境界とし、山南黒龍江に注ぐ、溪河は、清國に屬し、山北は露國に屬するものとす。

(二) アルグニ(額爾古納)河を以て、他の一方の清露兩國の境界とし、右岸は清國に屬し、左岸は露國に屬す。

(三) シルガ、アルクン兩河合溪の北方、烏特河一帶を保留して、公中地帯とすること。

(四) アルハチン(雅克薩)城を毀ちて、兩國の平和を保つこと。

(五) 獵りに國境を越へて他國領に入るものを處分すること。

(六) 逃亡者を互に還附すること。

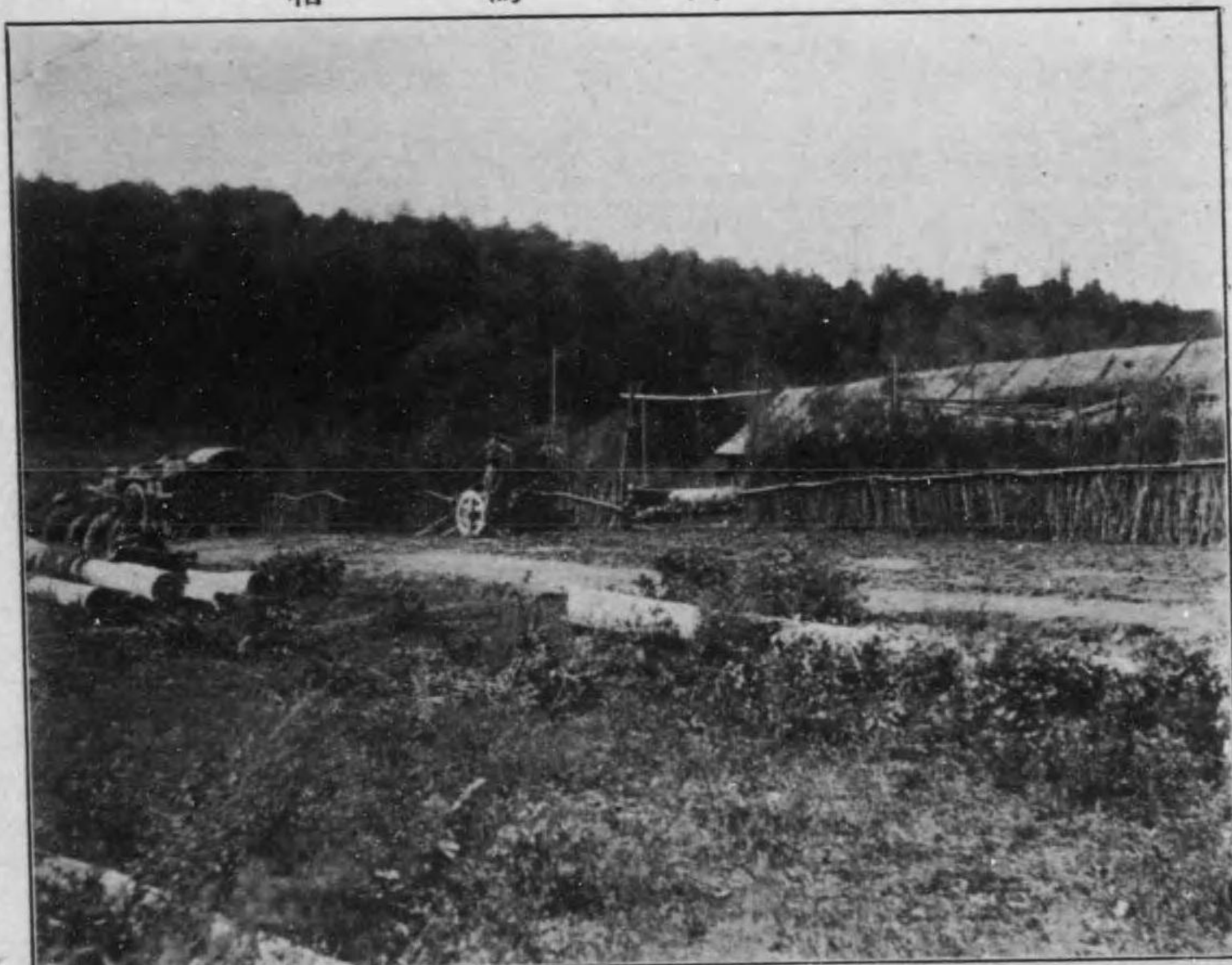
(七) 滿漢蒙古、羅甸の四國語にて書かれたる界碑を立つること。

右によれば露人が過去六十年に亘つた黒龍江占領の雄圖は、一旦にして挫折した。彼等は今や、その脚先をスタノボイ山脈の彼方に向け、氷山雪海のオコツク方面に向ふより外に、詮術なき始末に終つたのである。條約の全然空文に終はらなかつたといふとも、亦た吾人の知らざるべからざるところであらう。訂約以後、凡そ一百七十年間、黒龍江上には、正さに露人の隻影

を見ることを得なかつた。歴史の報ずるところでは、一八五〇年代に新に東部西伯利亞總督に任ぜられた露國の陸軍中將ムラウイヨフは、親しくアルバシンの廢壘を離々たる蔓草の間に憑吊して、その風殘雨折の悲哀に追懐の涙を洒いだといふことである。



色 出 烏 稽



額 木 索

(内藤博士撮影より)

省 別	滿 洲 面 積 表	
	圖 上 測 量	(滿洲一般志草稿)
奉 天 省	一〇、五六三、七五 <sub>方里</sub>	九〇〇、〇〇〇 <sub>方里</sub>
吉 林 省	一六、八六三、七五	八〇〇、〇〇〇
黑 龍 江 省	二一、六五六、九五	一、五〇〇、〇〇〇
計	四九、〇八四、四五	三、二〇〇、〇〇〇
		同上邦里換算
		一八、〇〇〇 <sub>方里</sub>
		一六、〇〇〇
		三〇、〇〇〇
		六四、〇〇〇



## 第十章 滿洲封禁の危機到る

上古から今代まで、支那の四周にあつた民族にして、漢人征服の野心を抱いて、やがて満足の結果を得たものは、少くは無いが、多くは、支那本部に乗り込みて、漸次にその特色を褪却し、遂に、漢人の色彩に包容せられざるを得ないこととなる。漢人自らは、その過去を回想して、定めて、その同化力の偉大なりしを誇る。とであらう。同化力といふことについても、種々に解せられるが、吾人は、先づ從來の漢人と漢人以外の種族との葛藤を以て農業國と游牧者との競争を以て見たいのである。支那が古から農業本位の國であることは、こゝに更めていふを須いなく、それと同じく、漢人以外の種族即ち北方種族は、古でも、今でも依然として游牧生活を送りつゝあるのである。北族の最古のもので、又た今日に直系ありと信ぜらるゝ蒙古の祖先匈奴と、漢の天子との和信條約に、下の如き文字の挿入せられつゝあつたことは、吾人の注意を要することである。それは、匈奴をば引弓の國といひ、漢人をば冠帶の國といつてある。引弓といふのは、射獵生活を意味するのであるから、匈奴の當時の發達が、尙ほ、游牧に親むこと、不十分であつたといふことも想像せられるであらう。いづれにしても、北人は、射獵游牧の生



活を以て得意として来たのであるが、やがて、長城を突破して、漢地に移住することとなり、忽にして、城廓の人となるのである。城廓は、市井から成り立つ、北族は、假令その爽快なる氣象と、剛健なる武力とに於て、遙かに漢人を壓倒するにせよ、市井に俯仰するに馴れ、またその間に生死を送るに至りて、彼等の長處は、漸次にその得色を失はざるを得ないのであつた。近い話といふと、深林や廣野に縦横の馳騁を志にして居る野獸は、北人のそれであつて、一旦之を庭園に拘置すると、例令その食物に飽くことを得るにせよ、その澁潮の生氣や、色彩やは、漸次に銷磨するの免る能はざると同様、北人は正さに衰亡の結果に到着するのである。吾人は第二の原因として農業を數へる。農業と游牧とは、絶対にその利益を殊にする、乃ち游牧者の活動區域の擴大すれば、するほど、農業者の勢力は、縮少され、農地の擴大すれば、するほど、游牧者は、その元氣を銷磨するのであるが、北人の支那に君臨したものの多くは、漢地から租税を徵收することに慣れて、反對に、彼等同族の射獵を束限することになるのであつた。北人は、こゝに於てか、自ら亦たその元氣の根源を喪失せざるを得ない、納租といふことも、かく考ふれば、彼等北人にとりては、一種の毒であつた。

北族と南人との葛藤は、北族それ自らの氏族制と、南人が上古より繼續しつゝあるところの宗法(家族制)との一大衝突であると解することも出来る。氏族制

といふても、時代により、又た種族によつて、相異はあるが、北人が有するところの氏族には、大約ね貴種賤種の兩様があつて、それらの階級制をば、あらゆる國家行政の上に適用せんとする傾向にある、而も顧みて、その階級の基礎をなすところの社會を見れば、何等整然たる組織を見ないのである、反對に、南人の家族制を點檢すると、吾人は、その根帯の牢固にして、且つ淵源の深大なるに一驚を喫せざるを得ない、そして國家といふものは、彼等の個々に有するところの宗法をば、天下に適用したに外ならぬのであつた。南人の國家は、脆弱であつた。それは、古へも今でも同じことであらう。されども、北人の衝突力は、その脆弱な部分を突破し得たるに止まつて、南人の根帯たる宗法の要諦は、依然としてその權威を認むるを得るのであつた、宗法といひ家族制といつても要は、人種それ自らの繁殖力なり、彈力性なりで盛衰を卜するを得るのであるから、徒らに法制の繁簡を以て、歴史の興亡を解釋することも出来ぬであらう。

以上の事柄は、現に衰亡したところの滿洲人の上にも適用されるであらうか、否らざるか、これは、吾人の本章を叙述する上に、見のがしかたい要件であるのである。結論のいづれに到着するにせよ、滿洲開發といふことは、愛新覺羅氏が、從來把持しつゝあつたところの封禁の破壊を意味するのであるから、吾人の觀察は、先づ以て中央政府、即北京廷の盛衰に思ひ及ばざるを得ない。



一 滿洲八旗の生計困惑す

歴史の回顧 滿洲人の支那統一の康熙時代に於ける三藩平定によりて遂行せられたことは前章に言ひ及びた。愛新覺羅氏は順治康熙ともに引きついでいて冲主を戴いたに關らずその國運は甚だ目出度かつたので、ことには康熙大帝の如き近古に比類ない明天子を出してからは東征西伐國運はいやが上に發展するのみである。康熙六十年の後に再び六十年の太平を贏ち得たのは帝の孫乾隆帝で支那はその富源その戸口の増加これ又比類ない盛運を現出したのであつた。右の康熙と乾隆との間に雍正十八年の時代がある。帝の代は割合に短かつたのと帝のやり口のいかにも緊縮主義にいつたものであるから一般に謳歌されてないが吾人をしていはしむれば雍正帝にあらざれば上康熙の大規模を受け下乾隆の盛運を開らくことを得ない之を農家に譬ふれば康熙には開拓播種の功あり雍正には

整理區處の勞あり乾隆には收獲儲藏の幸ありと評して視たいいづれにしても乾隆帝は幸多き氣運に乗じてその光輝ある時代の扉を開いたのであるが盈つれば缺くるは世の習とやらに洩れずしてその末葉は甚だ凄凉たる光景に陥つたのであつた。吾人は敢て凄凉といふ何とならば帝の末期に起つたところの民亂は前後七年の久しきを經八千餘萬兩の國帑を費して漸く平定したといふがその平定の力は旗下たる滿洲人の武力でもなく縁營といつて雇入漢人の武力でもなく全く民間の義勇兵によつて辛うじて金甌の朝廷を繋ぎ留め得たのである。康熙帝が三藩平定の歳より乾隆帝の殂落までは一百二十餘年を経たるに過ぎざるにさりとて情けない次第であつた。然りこの事實は一面からいへば滿洲朝廷の統束力の薄弱になりゆいたことを證明し他方からいへば漢人の彈力性の現前したことを暗示するに外ならぬのである。統束力の基礎たる滿洲八旗の腐敗懦弱概していへば元氣の全く鎖磨し去つたといふことは今や争はれざる事實と



なつた。

勁旅の實漸く銷磨 八旗には、滿漢蒙の三種八旗があり、各々朝廷の爪牙を以て任じつゝあつたが、滿八旗の特に世僕を以て視られたことは、我が徳川の旗下に酷似するものがある。滿八旗の數の歴代に、いかなる戸口を以て居つたかは稽查するに困難であるが、始めて北京に遷都した時代に於て、北京及びその附近に於ける駐在兵の定額が、八萬康熙の時代には増加して十二萬といふことであつた。十二萬は數たる必しも多くはないか所謂京營八旗は眞に一騎當千と評すべしものであつたらしい。康熙帝のかつていつたとの中に、滿八旗は一兵たりとも眞に愛惜すべきものである、朕は二十年にして漸くその一人之を補充するを得るのであるといひ、その垂憐も格別であつた。雍正帝のいふところによれば、右滿八旗の中にも、自ら差別がある。帝は、上三旗(鑲黃、正黃、正白)と下五旗(鑲白、正紅、鑲紅、正藍、鑲藍)との間に、その性格の優劣がある。上三旗は、國初以來の親軍で、下五旗は諸王の兵で

あつたから、自ら習性が異つて居るといつてあるが、そのいづれなるにせよ、滿洲八旗なるものが、武力に於て遙に漢人を凌いで居つたことは、雍正五年中彼等の武力を試験した時の記録に、親軍及び護軍の内、八人力の硬弓を挽くを得たものは、一萬八千餘人、間々十八人力、十六七人力の硬弓を挽くのもあつたが、普通は、十三人以上、十五人以下である。と知れたので、帝は、ひどく満足したといふことが知れる。八旗の精銳力は、たしかに、此時代に至るまで保證されてあるが、その名譽を咒咀するところの妖魔は、漸次にその首を擡げつゝあるのであつた。妖魔は、外ならず漢人趣味の誘惑と、生計困難の窘迫との二者である。

八旗の俸銀と物價 吾人は、さしあたり、八旗生計の困惑と稱せらるゝ原因を考ふるに、物價の昂騰といふを以て指摘せざるを得ない。八旗の兵餉は、記録によるに、騎兵領催で、多きは毎月銀四兩、少くも三兩、その歲支米は、四十八斛とし、歩兵領催は、多きは毎月銀三兩、少くも一兩五錢を給し、その歲支



米は二十四斛であつた。領催とは、丁度我が軍曹位のところであるが、銀貨の古い時代、そして物價の凡べて低廉なる場合に於て、右の俸餉は、必しも、薄給であるといふを得ない。順治や康熙の比に、物價の至廉であつたことは、内藤博士の指示せられた下の一節で會得される。

康熙年間には、聖祖皇帝が大に西洋の實學が好きてあつて、西洋の數學等を基礎にして、數理精蘊といふ本を作つて居るが、その本の數字の問題の中に、物の値段が書いてある。此の値段は、その數學の本を作つた當時の値段と大差がないものと考へて見ると、仲々興味がある。例へば、春秋二季に孔子の祭をするのに、羊を祭の犠牲に使ふのであるが、その羊の一疋の價は、康熙帝の時には、一錢八分、即ち一兩の百分の十八である、日本の金にすれば、二十四五錢になりませう。さういふ場合であつたのが、馮桂芬の時(道光咸豐)になつて、丁度六倍の高價に上つてるといふやうな例がある。それから、又馮桂芬は、韓桂齡といふ舊家に古い帳面があつたのを見たことがある。それは順治年間、清朝が始めて北京に這入つた時代の帳面である、それに依つて見ると、當時大工左官等の手間賃は、大抵一日に二十八文であつた、さうして、小兒が、その半額といふことであつた。ところが、道光の初年、順治から約そ百七十八年経つた時に、大工の手間賃が、八十四文にな

つて居る、一寸三倍の騰貴を來して居る。それから後、咸豐同治頃、即ち馮桂芬の時代までの間に、三四十年経過して居るか、その頃の手間賃は、二百二十文になつて居る。それで、約そ清朝の初めからして、八倍の高價になつて居る。(清朝衰亡論 六六—六八)

右は、博士が馮桂芬といふ會國藩の友人であつた人の文集中から得た記事を基礎として述べられたのである。か順治康熙代の勞力なり、物資なりの低廉は、之を以て類推することを得ると、いふに反對に、この傾向は、遞次に變化して、物資なり、一般勞力なりが、遞次に昂上して來たことが判知せられるであらう。定額の俸銀に據くせられつゝある兵の生活のかくて、甚しい苦痛を感じたことは、當然であるといはざるを得ない。

戸口の増加と間散旗人 右の外に、兵の生活を剝害するところの重大原因がある、それは、八旗戸口の増加に外ならぬのであつた。八旗とは、限らない、一般宗室や覺羅にも及ぼすを得るのであるが、滿洲の制度は、我が徳川時代のそれと同じく、八旗の丁數は、年々にその増加を告ぐるに關はらず、採用



さるゝところの額數は増加されるものでない、そこで一家の内でも領催な  
 り、軍校なりによりついたものは、その官職から生ずるところの俸銀を得る  
 が、その撰に入らざる次三男は、部屋住であらねばならぬのである。部屋住  
 は、間散もしくは、スラ蘇拉とかいはれてあるが、その數は、年一年に増加する  
 のであるから耐まらな、乾隆代に沈起元といふ人のいつた言の中に下の  
 一節がある。

定鼎北京遷都より以來、四聖順治康熙雍正乾隆相承、太平無事なるもの  
 茲に百年なり、深仁厚澤、休養覆育、生齒日に繁く、天下の戸口曩昔に數倍す、  
 而して旗人の繁衍之に視べり。竊に聞く、世祖(順治)の時定甲八萬甲受銀  
 若干兩米若干石、聖祖(康熙)の時に至りて乃ち増して十二萬甲となす、蓋一  
 甲の丁、今に至つて數十丁數百丁となるもの、比比として皆な是れなり、一  
 甲の糧は、昔以て一家を贍らすに足る者必ずや以て數十家數百家を贍ら  
 すに足らざる勢なり。甲は、遍ねく及ぶ能はず、而かも徒らに之をして、士

せず農せず、工せず商せず、兵せず民せず、而して京師數百里(清里)の内に環  
 聚せしむ、是に於て、其生は日に盛まり、而も計の爲すべきなし、旗人の愚の、  
 生を爲す能はざるに非ず、干木陶朱の智ありと雖も、生をなす能はず、豈唯  
 たに旗人の自ら計を爲す能はざるのみならん、堯舜の仁と雖も、之れが計  
 を爲す能はざるなり。

右の文には、多少の説明を要することがある、沈起元は、一甲の丁即ち國初に  
 兵額一人と規定されたものが、今では數十丁、數百丁の増加である、そこでも  
 つて、一甲の糧は、能く數十甲を養ふを得るところでないといふのであるが、  
 壯丁の全數の果して、幾倍の數に至つたかについては、何等明言を與へない。  
 嘉慶代の戸部の報告によると、丁數は滿洲旗人だけで二十二萬有奇とある  
 が、これは支那全土にそれぞれ駐在しつゝあるところの八旗兵額をいふの  
 であるから、實際の壯丁數を以て見ることは出來難いのである。史家魏源  
 の言も頗る漠然たるを免れない、それによれば、八旗の丁冊を計るに、乾隆の



初已に數十萬、今は則ち數百萬とあるが、吾人の研究は、今のところ、この説に従ふより致し方がない、いづれにしても、京營八旗の戸口増加といふことが、間散旗人(散丁)即ち部屋住の増加をいたしたので、軍紀の弛廢といふことも、兵力の衰憊といふことも、今や已むを得ざる傾向であると、看取せらるゝに至つた。

間散宗室も亦増加 旗人の増加したと同時に、宗室覺羅などいふ親貴にも、同様の兆向が認められた。魏源のいふところによれば、滿洲人の北京に乗り込みた時に、宗室の數が二千人であつた、ところが、道光の末年に調べて見ると、三萬人を超過して居るといつて居る。宗室戸口の増加は、いかなる結果に陥つたかといふに、これは、間散宗室の増加であつた。清朝の制では、親王の家柄でも、世襲には定數があるので、多くは、降襲といつて、一格を下すとなつて居る嫡子と餘子との區別もあり、側福晉の子と妾の子との區別もあつて、容易に陞叙を許さないが、それは、皇室費の増加を防禦するといふ

考慮から起つた制度であるのであつた。そこでもつて、多くの宗室は、部屋住みとなつて、その待遇は、受くるを得るも、その手當には、何等均霑するところがない、之を間散宗室といつて居る。清末のことではあつたが、それら間散宗室には、月に四兩五兩を貰うて、外國人のために、北京官話の教授をするものもあつた、それらは、まだしも、甚しいのになると、宗室の子女でありながら、密娼に落ちぶれて、果敢ない生活をつゞけてゆくものも稀れではない、宗人府即ち宮内省に相當する官衙もあるが、之を如何とも制し兼ねといふ始末になつたのである。

生産力の束限 八旗は、その家族を養育するの目的を以て、家屋田産を供給した。清代に旗地と民地との區別があるが、旗地は、乃ちそれである。記録によると、清朝の北京を占領した時代に、京城附近には、明代の皇莊やら、功臣の封地があつて、その朝廷の滅亡といふにも、自ら無主の形をなしたところから、清國の政府は、主もにそれを引き上げて、宗室王公以下八旗の兵士に分



給した。そしてその範圍は、近京五百里清里といふとに限られたのである。近京五百里を限るの原由については、種々に觀察されるが第一には、八旗の居住を束縛して、埒外に逃げ出さぬといふ必要、第二には、滿漢兩民の紛争を避くるといふ必要、第三には、北京を環衛するといふ必要を擧ぐることを得るのである。八旗の逃亡を防壓するといふことは、一寸妙に聞ゆるが旗人には例の漢軍旗人といふのがある、彼等は一時の方便でもつて、清朝に投じたのであるから、一旦自己に不便なことが出来し、又は旗人生活のそれよりも、他方に利益なことがあれば、何時でも逃亡する、そこで、朝廷では、逃旗の處罰を嚴重にしたものであつた、沈起元のいふところによれば、漢軍にして外省に任官する場合、その子は、父に隨つて任地に到るを得ず、親友は、訪問することを得ず、外任地で死した場合、必ず北京に歸葬せしむるといふ制もあつた。滿八旗に至りては、さらに嚴重なるものがある、第一は、居住の規程、彼等は、當初指定された區域外に移轉が許されない、第二は、營利事業の禁止で、絶

對に商賣を許されない、第三は、土地の買賣を許さない、第四は、漢人との通婚を許さない、右の内でも、營利事業の絶對禁止といふことは、甚しく旗人の生活に影響した。さらぬだに、旗人は、武士である、生産の何者たるかは、會得せないことを以て、寧ろ誇りとするが、その誇は、清廷財政の豊富なる時に於てこそすれ、一旦その不如意を告ぐるに至りては、自ら銷沈せざるを得ないのである。

**濫費の習癖甚し** 國家の爪牙たる滿洲八旗に特別の保護の加は、ることは、當然の措置であらねばならぬ、そこで康熙帝は、八旗の各大臣に官設の金庫を、それぞれ管理せしむることとした。帝の考慮では、彼等には、生産の念慮が乏しいといふので、その生活から來る禍をば、未然に救濟せんとしたものでかなあらず。康熙四十二年帝は、多くもあらぬ戸部の銀庫から、六百五十五萬兩を支出して、之を該庫に貸附せしめたるのみか、同時に數百萬兩の滞租を免除した。帝の保護も亦た努めたりと謂つべきであらう。然ど



も這般特種の救済策は何等寸效もない雍正五年中發せられた論文によれば從來先帝には兵士の戦功を軫念し給ひ、その負債を償還せんがため、内帑の銀五百四十餘萬兩を發し、一家平均數百兩を賜給した。然るにも關はらず、不幸何等置産の事業は、開くを得ないで、一二年を過ぎす間に既に蕩然として餘すところが無いのである。先帝康熙はその後又た六百五十餘萬兩を賜給したが、亦たも前日の如く立ろに銷費した。朕は即位以來、八旗の兵士に、毎回三十五六萬を賜給せること數次に及びたるが、彼等は、十日ならずるに、早や既に費ひ果して居るのである。彼等は、帑銀が、百姓の膏脂たるを知らざるか、將來彼等にしてこの惡習を改めざれば、加恩といふことも、至竟無意義に終るであらうといつてある。さもありぬべし、吾人は、八旗の兵士の濫費といふことよりも、康熙帝の救済策の無意義に了つたことを咎めざるを得ない、加恩は實に八旗の濫費を助長するに外ならざるものであつた。乾隆帝の言によれば、滿洲旗人は、銀兩の入手次第に、徑ちに市上に赴きて、狡

猾なる市人から綢緞を購ひ自ら敢て愛惜すること知らぬとあるが、これは定めて實況であるであらう。いづれにしても、八旗の生活の將來の如何に處置すべきやは、今や重要な懸案をなしたのであつた、吾人の知るところを以ていはしむれば、この問題の解答は、雍正帝の旗人をば東三省滿洲に移住せしめんとするの議に於て、漸次にその端緒を發いたのである。

## 二 旗地典賣の禁行はれず

典價は賣價 吾人は前節に於て、滿人には供給せられた土地の出賣の對絶に禁止せられつゝあることをいつたが、この法令は順治七年に於ける旗民不交産例として知られてあるのである。然ども、禁止は、多くの場合、未然を防壓するといふよりは、既成の形跡の上に施された法例といふを得るのであるから、旗人がこれより以前に早く一般漢民に對し、その世襲さるべき土地を出賣しつゝあつたと想像するを得るのである、中央政府は、今や此種



の光景に對し自ら十分の警戒を加へざるを得ない政府は、そこで一方旗人の自由を束縛するとともに、他方漢人の購賣を禁止した。これは當時に在りて至極妥當の手段であると想像せざるを得ないのであるが事實は、此禁止令の何等十分の効果あつたことを語らぬのである。何とならば旗人でも、漢人でも、禁止令に違反せざらんことの手段として、さらに典地の方法を選びた。典地とは、旗人の紅冊地(世祿地)をば、長年に亘りて租借するものである。典價には、累利の約束も結ばれてあるのであるから、旗人は、それを贖回するの期を長へに喪失する、いはゞ典價は、賣價で徒らに法令を免るゝところの手段たるに過ぎないのであつた。旗人は、何等の事情の下に典地に據くされたのであらうか、いふまでもなく、彼等の生計から起つた急要でもあるのであるが、吾人をして、いはしむれば、さらに根本上の事情が伏在する、それは、外ならず、滿洲旗人の生活は蒙古人のそれと同じく、農業そのものに親まざるの習癖が因を爲したのであつた。

旗人農業に親まず

旗人が農業に親まないで、賜給された土地をば、漢人の小作人(佃戸)に一任し、それから、納租を徴しつゝあることの、宗室王公等の皇莊(莊園)と、その規を一にしたことは、疑ふに由のないものである。小作人は、もとより細民であるが、彼等なければ、糊口の資を得るの途がない。間々奸智に長けた佃戸に出會すると、地主が主であるか、佃戸が客であるかは、顛倒せられざるを得ない。彼等は、又その地主の要求に應じて、約束以外の金帛なり、穀類なりを融通することになるので、佃戸は、寧ろ受典者たる形を取り、やがて長租權を占むるといふ禍を馴致するのであつた。旗人からいふと、この種の小作人は、奸佃戸ともいふのであらうが、その罪の旗人側に在ることとは、いふをまたないのである。乾隆十年代に、かつて雍正代に採用した典地贖回の方法を再び施行せんとして、近京五百里の圈地(旗地)を點檢したことがあつたが、その事業に關與した赫泰の言によれば、霸州等五十六州縣の民典老圈地は、僅に九千餘頃とあるが、これは民間の隱匿でがなあらう、何と



ならば康熙二三十年代より今日に至るまで典出した土地は極めて多く、それを贖回したことは甚だ少いから數十年間に於てかゝる僅少の數には止まらぬといひ、魏源の説に至りては乾隆代に於て近京の旗地は大半漢民に典ぜられたと斷言して憚らないほどである。かくて中央政府は旗人の患は土地の放棄に在ることを顧慮して或は長租權の制限を與へ或は典期の長短によりて典價償却に束縛を加へ或は進みて中央政府の力で典價を支出して土地を贖回したこともあるがそれらは康熙代の加恩と一例で徒らに旗人そのもの生活に放惰安逸を與ふるに外ならぬのであつた。いづれにせよ滿洲人は農民としての素質に乏しい否な寧ろ不適當であるといふの評は、今や争がたい事實であるのである。

金人と滿洲人との比較 吾人は以上の事實に對して彼等の祖先であると信ぜられる金(女真)人のそれを回想せざるを得ないのである。金人の漢地占領後に試みた制度を考ふるに清代に併觀するを得るもの少くはないが、

就中、猛安(千戶)謀克(百戶)の制を置いて特種の權利をそれら同族人に與へ、以て漢人を脅威せんとしたことは、旗人のそれと酷肖するものであつた。猛安謀克はその朝廷から土地を支給せられ、それによつて衣食する筈のものであるに關はず、その農業に親まないことは、滿人のそれと何等擇ふところがない。金史の食貨志には、一代の名王世宗によりて發せられた下の如き訓戒がある。

大定二十一年正月、上(世宗)宰臣に謂つて曰く、山東大名等の路の猛安謀克戶の民往々驕縱にして親ら稼穡せず、家人をして農作せしめず、盡く漢人に佃蒔せしめて租を取るのみ。富家は盡く執紼を服し、酒食遊宴貧者は争ひて之に慕效す、家給人足らんことを望まんと欲するも難し、近る已に奴婢を賣るを禁じ、其吉凶の禮を約ならしむ。更らに當さに委官をして戶數を閱實し、口を計りて地を授け、必ず自ら耕力せしめ、贖らざるものは方さに人に佃するを許し、仍ほその農時に飲酒するを禁ずべし。……



近ろ使者を遣はして秋稼を閱視せしむるに、猛安謀克の人、惟た酒を是れ務め、往々田を以て人に租し、而して預め三二年の租課を借るものあり、或は種すれども耘らず、その荒蕪に聽かすものありと聞くと、自今皆な閱實の上等弟科罪せん。(下略)

吾人はこれらの記事を點檢して、女真人が古より耕稼に親むところの習性の養はれたか、どうかといふことについて、寧ろ疑はざるを得ない、彼等の後身たる明代の女真人は、かつて天産物たる松子や人參や否らざれば、深林の間に射落した黒貂を提供するの外、何等稼穡上の作物の聊も知られず、終つたことを思へば、滿人の農業に極めて不熱心であつたといふことも、自から彼等種族の個性に發するものたるやを思はしめざるを得ない。若し吾人をして、世宗の訓戒に對する清代のそれを求めしむれば、著名なる康熙帝の耕織圖を以て答へねばならぬのである。

### 三 封禁の第二期經過

邊疆防範は具文 漢人の東出は、滿洲封禁の十分に行はれてない、否、なその堤防の缺陷から、一層流出を促進するのであつた。清末ならば、いざ知らず、雍正乾隆の盛時に、かゝることあるべしとも思はれぬといふ疑もあらうが、事實は、寧ろ吾人をして、その放埒と怠慢とに一驚を喫せしめざるを得ない、乾隆十年(一七四五)御史和其衷が呈出した根本四計の疏には、下の一節がある。

伏して查するに、山海關外迤北迤東、一帶共に七邊を設く、邊門の外は、各蒙古部落に係る、七邊の東より南直に鳳凰城に接するは、六邊となす、乃ち奉天寧古塔の方界、此れ盛京東北二面の屏藩なり、向來各邊俱に木を編みて柵となし、以て内外を限り、柵外には濠を濬ひて、以て越度を禁ぜり。該管各員は、巡防に勤め、隨時に修浚し、邊防實に嚴密と稱す。乃ち聞く、近年以



來總理の大員漫に稽查するなきにより、該管各員遂に之に因て怠玩す、附近の邊門數里は尙ほ濠欄あり、邊門を離るゝ稍々遠きものは多く坦途を成す、惟に大夥の私參人參密商透漏し易きのみならず、亦た恐る違禁の貨物任意に邊を出でんことを、近る將軍の加意辨理を經前に較ぶれば、已に改觀を覺ゆと雖も、但だ積玩の後大に整飾をなし、嚴に章程を立つるに非れば、誠に恐る、將來日久しうして視て具文となして、仍ほ廢弛に復せんことを。(下略)

これによれば、柳條邊牆の制度の略ぼ完備の状態に在つたのは、康熙一代で、雍正代より乾隆朝の初期に互りて、その甚しき個處は、邊欄も邊濠も、まるで形を留めなかつた、封禁の主體たる邊牆の荒廢は、これで想像せられるであらう。和其衷はこの荒廢から來る禍害として、密商人參や禁制品の密輸出を擧げて居るが、此場合に於て、それら商人と限らず、一般漢人が自由自在に滿洲に流れ込みたことは、容易に推知するを得るのである。

文藝排斥の企望 封禁の第二原因たる國家至上政策に關する杞憂は、雍正代に入つて早く既にその一端を呈露した。それは、雍正二年中、吉林の官吏趙殿最といふものが、該地方に文廟を建造し、學校を設立し、滿漢子弟に讀書せしめ、考試即ち文官の試験に應ぜしめんことを奏請したことに由りて、滿洲の氣運のいかやうであつたかは、想像される。雍正帝は之を視て悦ばず、直に下の論文を發して、奏請を却下したのである。

我滿洲人は、漢地に居るにより、已むを得ずして本國の習俗と日に相違かれり。惟だ烏喇寧古塔等の處の兵丁、滿洲の本習を改易せざるのみ。今若し文藝を崇尙せば、子弟の稍々類悟なるもの、俱に讀書に意を専らにして、心を武備に留めざらん。即ち果して能く力學するも、亦豈に能く江南の漢人に及ばんや。我滿洲人は、長上に事ふるに篤く、父母に孝にして、貨財を好まず、極めて貧困と雖も、無恥卑鄙の事を行はず、これ我が滿洲人の長所なり、讀書なるものは、即ち之を知りて而して之を行はんとするのみ。徒らに讀書して行ふ能はざれば、讀まざるに若かず。本朝の龍興して、區宇を混一せしは、惟だ實行と武略とを恃みしのみ、並びに未だ嘗て虛文を恃み、粉飾を事とせるにあらず、然れば則ち我が滿洲の實



行は、漢人の文藝、蒙古の經典に勝らずや。今、若し、文藝を崇尚して、一概に學習せしめば、勢必ず一二十年に至りて、始めて端緒あり、恐らくは、武事既に廢れて、文藝又た未だ能く通ぜず、徒らに兩ながら無用の人を成さんのみ。學校考試の請の如きは、皆な流罪發遣人の内にて、稍々文字を識るの匪類に搖惑せらるゝの致すところのみ。果して能く材勇卓越なるもの數人を得て、以て予が股肱たるあらば、二、三、無能の生員を成就するに比して、遠く勝れり。

帝の論文は、當時多少の効果を待たであらう、然ども、漢人東出の勢を禁遏するを得ないで、文藝を排斥せんとすることは、殆ど本末を顛倒すとせざるを得ない、乾隆一八年代に、發せられた上諭には、滿洲に於ける不良書の禁止が示摘せられてある、不良書とは、滿文に翻譯された水滸傳西廂記の類をいふとあるが、翌々年には、さらに新滿洲人の漢文講讀を禁止することゝした。勿論それらの論文は、何等の効力も生ぜなかつたのである。

#### 四 旗人の滿洲移住問題

#### 清露界約及び實邊

雍正帝の滿蒙に對する經營の父帝康熙の遺緒を繼ぐに在つたことは、いふまでもない。一七二七年、露國の女帝カタリンの要求を容れて清國の使節は、外蒙古なる土拉河上に會見した、これが著名なる恰克圖條約である。この條約で、露國は、商隊を北京に派遣する權利や、國境貿易即ち庫倫ウルの通商權を獲得したので、一般には、この會議の要件が通商のみであると思惟さるゝが、その實は大に然らずして、多年の懸案であつた西伯利國境上の經界線が決定せられたのである。乃ち康熙帝の代には、ネルチンスの和約によりて、黒龍江の上流の經界が確定されたゞけであつたのを、恰克圖會議には、恰克圖を起點として、その東は、アルダンの河堤に至り、その西方は、サビン嶺に至つた、この界約は、清末に至るまで何等の變更を來さぬものである。界約の内、今一つ注意すべきことは、ネルチンスクの東邊ウヂ河一帯に、中立地帯を保留したこと、それであらう。實邊即ち東三省の内地行政も、帝の代になつてから、一段の進歩を見た。康熙常



の代には主もに愛琿や齊齊喀爾の經營にその主力を傾注した形に在るが、帝は、一七二六年を以て今の伯都訥に長寧縣を置き、ついで、二九年に、阿勒楚喀を置き、三四年に今のハルビンの對岸なる呼蘭城を經營したのである。帝の布置したこれらの地點は、今の北滿腹原の中心をなすことを思へば、帝の滿洲智識の淺薄でなかつたことを想像し得るであらう。帝は實に滿洲經營の研究から得た智識に基いて、北京に於ける旗人の過剩人口を、北滿に發遣せんとしたのであつた。

旗人移住の議起る 生計の困難人口の過剩やがては、武力の衰頽を來た

すといふことの、滿人によりて、早く注意せられたことは、いふまでもない、康熙帝の時に行はれた格外の加恩も、雍正の初期に施された特別の救助も、今は何等の効力を示さないといふところから、何等か別に妥當の方法を按出して、當面を解決せんとは、雍正末年から乾隆の初期に於て、一般考究の題材とはなつたのである。意見は、相當に交換されたりしい。然ども、要するに、

それら過剩人口をば滿洲なり、他の方面に送り出すといふ雍正帝の見解より外に、明案が出ないのであつた。吾人は、左に乾隆二年中(一七三七)御史舒赫德によりて提出された「八旗開墾邊地」の意見書を紹介する。

我朝定鼎の初、八旗生計頗る豊厚と稱する者は、人口の多きこと無く、房地充足するが故なり、今百年以來、甚だ窮迫を覺ゆるは、房地從前より減じ、人口什伯を加ふるあり、兼ぬるに俗の奢侈を尙び、節儉を輕ずるに由り、生計日に消し、習尙日に下り、而も底止する所なし。夫れ旗人の生を爲す所以のものは、惟た房地(家屋土地)あるのみ、別に他項なし、若し房地充たされば、百計以て之を養ふと雖も、究むるに目前の計に過ぎずして、終に久遠の謀に非ず、我が聖祖(康熙)の旗人を愛養するは、嘗に父母の赤子に於けるのみならず、休養安全、數十載を歴深しと謂ふく、厚しといふべし、而も近年以來、尙ほ此の如に至る、此れ豈に亟かに計慮を爲さざるべけんや、惟是れ京師房屋尙ほ通融すべきも、而も地畝は、且ち昔時所謂近京五百里なるもの、己に半ば民人(漢人)に屬す、前に匠工の餘資を經營を動かして收購せしむ旨を奉じて、徐徐に辦理するも、尙ほ未だ舉行せず、臣愚以爲らく、即便舉行すとも、而も八旗の人口太だ多し、亦未だ必しも盡く能く濟すとあらず、故に臣長計を熟思するに、勢、變通して布置せざるを得ず、惟だ一方に聚めさらしめば、庶くは、並



ひに其利益を得べし、苟も能く效を日後に收むれば、何ぞ必しも難を目前に畏れんや。伏して思ふに盛京、黑龍江、寧古塔三處は、我朝興隆の地、土脈沃美、地氣肥厚、聞くその開墾のころ甚だ多く、概ね開墾すべしと、八旗滿洲は、他方に散在すべからずと雖も、而も此根本の地に於ては、遷移居住を妨げざるに似たり。且つ八旗の額兵將士に十萬に及ばんとし、復た成丁閑散、數萬の老穉者あり、内に在らず。若し三處に分居せしむれば、京城の勁旅、原と單弱の虞なく、而して根本の重地、更らに強壯の卒を添えん、事や兩便に屬す、これに由り、京城及び三處の地畝を合計して、均分攤給し、務めて、家に恒産あり、人に恒心あらしめ、然して後、再び敦ゆるに儉樸を以てし、その初風に返さん、則ち根本鞏固、久遠計るべし。但だ安土重遷は、乃ち情理の固然、而も、就易避難は、實に事務の有るところなれば、之を遷すの道は、必ず先づ數年の前に料理し、三處一切の規模の既に定まるを俟ち、然して後、八旗の往くを願ふもの、及び生計の極窮者に於て、一その起身安家等の事を籌り、明白曉諭、厚く賞賜を加へ、各々欣然として就道し、遷徙の苦あるを知らざらしめば、方さに事理に碍あらず、若し料理稍々宜しきに合せずして、抑勒あり、或は、遺漏あるを致す、乃ち徒らに一番の擾累を生じ、轉た旗人依戀の心あらしむ、更らに復た河の益かこれあらん、これ皇上に在りては、忠厚明幹の大臣を揀派し、臨期に於て悉心料理せしめば、庶くは、之をして弊なからしむべきのみ。預籌の道に至りて

は、請ふ三處の將軍等に密飭し、それをして所屬地方を踏勘せしめ、その可墾の處、應きに若干地畝を得べきか、若干兵丁を住ましむべきか等、逐一審度、實に據りて具奏せしめん。准行の後を俟ちて、廣く民人を募り、地を擇びて開墾し、その力なきものは、官より牛具籽種を給し、而も遽かに、陞科を行はず、地既に熟し、果して收穫あれば、即ち帑を動かして城壁を建造し、以て民人商賈を居らしめん。該將軍は、情勢を度量し、もし、其人の以て、遷住すべきの時となさば、即ち奏聞して帑を動かす、移住の人数を酌定し、一面に房屋を改造し、區宇を分定し、然して後、京より派往し、彼に到る時を俟ち、即ち所墾の地をとつて、按戸攤給し、或は、即ち民人に耕種交租して兵に給せしめば、旅人一往の勞あるに過ぎずして、而も之を在京に較ぶるに、己に世世の恒産を得べし。(下略)

舒の意見は、一見巧妙である、何とならば、彼れは、先づ漢人を募集して、特別の手當を充てて行へ、それらをば、滿洲に派遣し、開拓に従事せしむる、かくて幾年かの後、荒地が熟地になつた曉を見計ひて、京營八旗の過剩人口をその地に移住せしむるといふやり口であるが、此計畫に對しては、當時の朝廷に於て、幾多考慮すべきことがあつた、その一は、漢人の多數を滿洲に送り出すこ



との政府が多年取りつゝあるところの封禁政策に反するといふ杞憂、その二は、かゝる二重の經費を支辨するといふことの浪費に失せずやとの考慮、況んや、舒の解釋によるに旗人が愈々滿洲についてから、既墾地を受取りて、必しも親ら耕作に従事せなすも、即ち民人(漢人)に貸付して上納を取り立て、もよゝいといふのである故、幾年かの後、それらの旗地は漸次民地に化すること、尙近京五百里の状態と同一になるであらう、こゝに杞憂も起らざるを得ないのである。ともあれ、彼の意見書は、朝野の間に多大の注意を以て讀まれたが、遂に施行するには至らなかつたのである。

拉林、阿勒楚喀二地への發遣 舒の意見は行はれなかつた然ども、大體に於ては、旗人の滿洲發遣より外、良案はないといふことになる。そこで、乾隆六年、戸部侍郎梁詩正は、著名なる八旗屯種の疏を上つて、この氣運を促したのであつた、梁の意見書の大要は下の如くである。

毎歲春秋二期に於て、戸部の收入を計るに、多きも銀七八百萬兩、少ければ四五

百萬兩にすぎず、而して京中各項の支銷合計千二百萬兩、入るところ、出づるところに敷ねからざる、比歲皆然り、蓋し八旗の兵餉の浩繁なるが故に、出づるところの常にも多し、各省の綠旗の兵餉日に増加するが故に、入るところの萬一少し、かゝれば、兵餉の一項は、國用十分の六七に居るものといふを得べく、萬一臨時の費を要するあらば、左支右調するを免れざらん。臣請ふ、斟酌變通すべきを陳述すべし。査するに、八旗人は、各省の駐防と、近京五百里(清里)に屯田するを除くの外、其餘は、悦く北京に羣聚せり、これ國家統治上の必要に出でたれど、百年の休養に戸口増加し、農工商買の業の營むべき無ければ、彼等は、皆な食を朝廷に仰けり。朝廷の彼等を遇する亦委曲備さしに至らざる無からず、而も旗人の彼が如く窮乏するは何ぞや、臣以らく彼等をして自治の手段を講せしめずして、官府の常に彼等を給養するに山らずんば、あらざる、これ勢の永久に變改せざるを得ざるものなり。臣の知るところにては、雍正帝は、嘗つて應こゝに及び、彼等過剩の戸口をば、東三省の地に移住せしめんことに内決せるが、未だ施行するに至らざりき。乾隆以來、廷臣の亦た此議を提するなからず、されど、こゝに一難あり、そは、旗人の久しく輩下に生長せる結果、一旦邊外に遷さざるをば不便となすこと、是れなり、即ち中外の臣僚も、事體の重大なるを見て、亦輕しく言はず、これ此議の杆格して行はれざる所以なり、伏して願くは、數十百年後の將來を顧慮して、八旗



移墾の議を施行せられたし。

梁の意見は、八旗分遣といふことが、國家財政の危殆を救済するものであるといふ點に於てたしかに、舒のそれよりも、朝廷の意向を動かしたらしい。乾隆九年(一七四四)かと思はるゝが、北京廷は、愈々京營八旗の散丁(部屋住)三千を、吉林なる拉林と阿勒楚喀との二地に發遣した。勿論この發遣は、旗人自らの情願といふよりも、政府の強要に據くされたであらう。それらを證するのは、彼等旗人が多くは、その妻子をば、北京に残し置いて、隻身その屯田地に赴いたことである。

**屯田の成績不良** 北京生活に安佚の習慣を繼續して居つた八旗の子弟が、遽かに邊外の屯田に甘すべしや、何人も疑はざるを得ないのである。政府からいふと、拉林等の二地を屯田に指定した次第は、第一に土地の豊饒なるか上に、松花江の水運を利用するの便益あるといふことであつた。彼等の愈々發往せられんとする政府は、毎戸に若干の準備費を給し、その沿途

には、車輛と馬糧とを與へ、該地に到着するや、又た立産銀といつて産業資金と官設の家屋田地併びに耕作用の牛具種粒等一切を供給した計に、一戸の費銀百餘兩全額總計數萬餘兩を支出せりとは、乾隆帝のいふところである。この政策は、幾分京營八旗の生計を緩和したるであらう、されども屯田の彼等は、始めより永住の考慮がない、日を経るにつれ、依然放漫の生活を送り、立産銀の費ひ果した頃は、その地を脱走して北京に歸還するのであつた。乾隆帝は、ひどく怒つて此輩を處罰するところあつたが、その命令たる多くの場合は行はれないで、所謂旗屯は益々衰退したのである。惟だ吾人の此問題に對して注意すべきことは、政府が旗人を東三省及び熱河等邊外の空地に發遣するに至つたのは、彼等が耕作すべき土地の支那本部に於て絶對に喪失したといふのではないので、かつて給與された土地の一般漢人に典賣し、その典價を浪費して贖回するの力がなく、政府又た之を贖回するの力がなくといふところから、已むなく前記の地方を擇びしものと知られる。



いふまでもなく滿政府よりすれば漢人の狡計は好ましからざるも旗人は寧ろ之を便としたることの疑はれないであらう。果せるかな吾人の豫測は錯たすして漢人は再び邊外なる旗人の後を追ひ往いたのである。土地に關する同一の事情は又たその地方に於て繰り返される。

### 五 旗屯成績擧らず

北京廷の財政窘迫 乾隆の末年より嘉慶年代に亘つた連年の内亂は、北京廷をして殆ど失神の極に至らしめた。支那でいふ大局糜爛とは、彼れが如きをいふであらう。勿論八旗や漢軍や綠營や常備軍の力は、遂に白蓮教徒を中心とした叛徒を征服するに足らざりしにせよ、尙ほ朝廷では滿洲に於ける旗人を招募して討伐に向はしめたのであるから、拉林でも阿楚勒喀でも開墾の發達せないのである。民亂の平定は一八〇五年前後であつたであらう、中央政府は、やがて再び八旗生計の救済について、かつ

てその前代に採用した滿洲移住問題を審議せざるを得ざることゝなつたのである。尙ほこの問題の審議を促進した重要な事實があつた、それは清廷の權威が頓みに衰退した結果でもあらう、流民の東出は、大河の堤防を決するが如く、滔々として滿洲に入りこみて、到るところに自由の殖民地を形成するが、否らざれば、旗人の生活を間接直接に剝奪するので、滿洲朝廷は、一段の警戒を加ふるの已むを得ざるに至つた、一八〇六年即ち内亂平定の翌年かと思はれた比嘉慶帝は、名相松筠及び當時の盛京將軍たりし英和等に命じて、在京の間散旗丁を吉林に移住せしめんとし、略ぼその成案が纏まつたのであるが、凶年であるとの故障から、一時中絶されたと傳へられる。越えて六年(一八一二)政府は、更に命じて、吉林に於ける御獵禁地、拉林河流域に於ける可耕地及び盛京なる養息牧河の牧地、大凌河の牧場を踏査せしめたのであつた。右の内、吉林將軍の報告に指定せられた拉林東北の地、通稱雙城子一帯の二萬五千餘响(一响は六畝)約そ我が、八百餘町歩は、阿勒楚喀



の東、四十五清里に亘つた沃土であるといふので、中央政府の特に留意するところとなつたのである。

双城堡の旗屯開始せらる 富俊といふ蒙古出身の將軍があつた。彼は、嘉慶九年以降、滿洲に赴任し、吉林、盛京、黑龍江を歴官したが、同十九年（一八一四）再び吉林に將軍として來任し、著名なる拉林試墾章程を提出した。彼れは、開拓意見として、下の如く力説するのである。曰く、

舊卷（舊案）を検査するに、移駐せる京旗蘇拉（Sural）問散の家屋を建て、土地を開墾するは、均しく吉林各城の兵力の趕辨に藉る其地や、但だ墾して種せず。數人を酌留して、教耕すること一年、新移の京旗蘇拉を裁汰するに、往々にして耕作する能はず、始めて流民を願免し、代りて力田せしむ之を、久うして多くは民有となる、殊に我が皇上旗人を愛育するの至意を失ふ、故に此時試墾を預籌するに、先づ吉林所屬の無業閑散の旗人内に於て、各旗をして、共に丁一千名を練出して、屯丁たらしめ、毎丁に銀二十五兩を給

與す外、官は爲めに牛具を置買し、自ら家屋を建造せしめん。又た阿勒楚喀公倉内よりは、子種として穀二石を給し、毎年倒斃牛の價銀一千三百三十六兩を給補することゝす。土地は、每一丁に荒地三十晌を撥給し、内二十晌は開墾し、十晌は荒地のまま保留せしむ。試種三年の後、每一晌（六畝）につき穀糧一石を收めしむ之を貯倉に交付せん。かくて、十餘年の後、閑散京旗を移住せしむる時、一人の京旗に十五晌の熟地と五晌の荒地とを分給し、餘の熟地五晌と荒地五晌とは原種の屯丁に給付して恒産とし、その交糧を免せしめん云々。

彼は、右の意見に附するに、章程十條と豫算表とを提出したのであるが、もともと、中央政府の度支を煩はすことのないのであるから、容易に許可せられ、一八一六年以降、愈々開墾に着手することゝなつた。

屯丁の脱走相繼ぐ 双城子は、やがて双城堡と命名せられ、左右中の三大屯に、吉林地方から一千名の旗人を收容して試墾せしむるといふことゝな



つたが、その果して定數に充つるに至つたか、どうかといふことは、先づ疑はれざるを得ない。何とならば、嘉慶二十一年即ち開始の歲に於て既に屯丁逃亡によりて別に補充を行ふたといふ吉林將軍からの報告がある。そこで上諭では、ひどくそれを憂へて、双城堡は新開地で、且つは氣候早寒の地方であるから、右の不結果を來したのであらう。富俊は實に據つて報告し、別に計畫したらよいであらうとあつたが、その實際は、新開地であるからといふのではなく、吉林の地方から驅り集めた旗丁といふものは、本來農業よりも射獵を好むので、いかにその看視を嚴にしたればとて、その地に定住する手合ではないのである。かく考へて見れば、富俊が試墾の基礎をば滿洲在來の旗人に求めて、その成績の現れた後に、北京の旗人を招致せやうとする計畫は、根底から誤つて居るといはねばならぬのであらう。吾人は右の逃亡屯丁の原因をば、或は不肖の徒の懶惰なる習慣に歸せんとする富俊の解釋には、遂に賛同を表することを得ない。尙ほ吾人の此試墾開始の經過について、

知らざるべからざる重要な事實がある。

旗屯經營は漢人 それに、雙城堡開墾の根本の計畫者は、漢人であつたことである。吉林通志のいふところによると、寶心傳といふ山西人の進士があつて、江西の知縣から滿洲に轉任し、承德縣の在職中革職された男だといふが、革職後は將軍富俊の幕友となつて居つたらしい。富俊は、ひどくその材幹に服して、右の開墾屯務の一切は舉げて、資に委ねたといふことである。吾人は、この記事の實際なるべきを信ぜざるを得ない。寶の心事のいかやうであつたかは、もとより揣摩するの限りではない。然とも、彼れは、當時吉林邊の旗人を驅り集めて、それで墾務の實績の擧らうとは信じて居らなかつた。彼れは、滿洲の形勢と開拓の氣運とを知つて居る。彼れは、定めて、豐沃な滿洲の處女地をば、漢人に提供して、思ふがまゝに開拓させたいといふ企圖があつたであらう。但たそれ吉林は清朝の根本で、絶對の封禁地であるといはれてある。彼れは、そこでもつて、京營八旗の過剩人口を排出するといふ好題



目を捉らへ、それによりて漢人誘入の素地を做したものと推測されるのである。嘉慶十九年十一月の上諭には、双城堡の開墾は、旗人の生計に關するものであるから、至極結構ではあるが、若し旗人が人を雇いて代墾させたり、土地を小作に貸與したりすることがあれば、久うして、流民に占耕されることか明白である、不幸にして、此等のこととなつた曉には、將軍等は、責めを負はざるを得ないとあるが、これは、至極透徹した見解といはざるを得ない。上諭は、又旗人が、愈々北京から移住するときに、かくては、餘地なきに至るであらうといふてある。この推測は、移住者の缺乏からして、徒らに杞憂たるに止まつたが、前者即ち漢人の代墾は、果して屯中に現はれ、甚しきは、妻子眷族を率ゐ、公々然として耕作に従事するものもあつた。双城堡創建の假面は、かくて、漸次に取り去られる。

北京よりの移住者寥寥、双城堡三大屯は、その最初に於て、北京旗人三千戸を收容するといふ計畫、それも、一年に二百戸とし、戸部は、毎戸に治裝銀三

十兩外、各本旗から貼銀十五兩、車馬は、皆な官給といふことにした。かくて到着後には、四間の家屋を給與するといふのである、殊とには、その土地は、熟地で、二十响八町歩強を受取るといふのであるから、頗る厚遇であるといはざるを得ない。そこで一般には、移住の希望申込みは、豫定數を超過するであらうと期待された、それも無理からぬことであらう。滿人は、今やその故郷に、特設の樂土を得て、それに向つて歸還するのであるから、かく解釋するのにも、當然であらねばならぬ。然るに、事實は意外であつた。政府の報告によれば、道光二年中、移住希望者は二十八戸、翌三年には、三十一戸、翌四年には五十三戸、さらに翌五年には七十七戸、これが移住旗戸の全體である、それより以降は、何程を送り出したか、孫鼎臣の説には、旗人移屯は、富俊、松筠等の熱心によりて行はれた、二公逝いてより、當事者にも懈怠がないでもない、所謂安土重遷で、往くものは、益々少くなつたといつて居る。京旗移住は、果して失敗に了はつた、然ども、道光四年中、容照者英二人の奏によれば、既墾の熟



地は此時三萬一千百餘响我が一千町歩にも及びたといふ、これやがて漢人占墾の結果であるのである。

伯都訥に於ける御獵禁地が久しく野獸が居ないから双城堡と同じく旗屯を興さうといふ議も富俊によりて提出された然ども中央政府は双城堡の不結果に畏れて敢て許可を興へやうとはせなかつたのである。南滿洲の方面では一八一九年以降大凌河牧地の開墾やら養息牧の牧地の拓殖やらがそれぞれ問題となつた。尙ほ附言するを得るのは中央政府は嘉慶帝の後を承けたのでその財政の窘迫は著るしく民心は益々離叛するといふ始末一八四二年南京條約の交換ありかくて十年ならざるに長髮賊の大亂起り滿洲封禁といふことも今や過去の夢想たるに留まつた。封禁の破壊は、やがて漢人の民族的復讐を意味するのであらう。

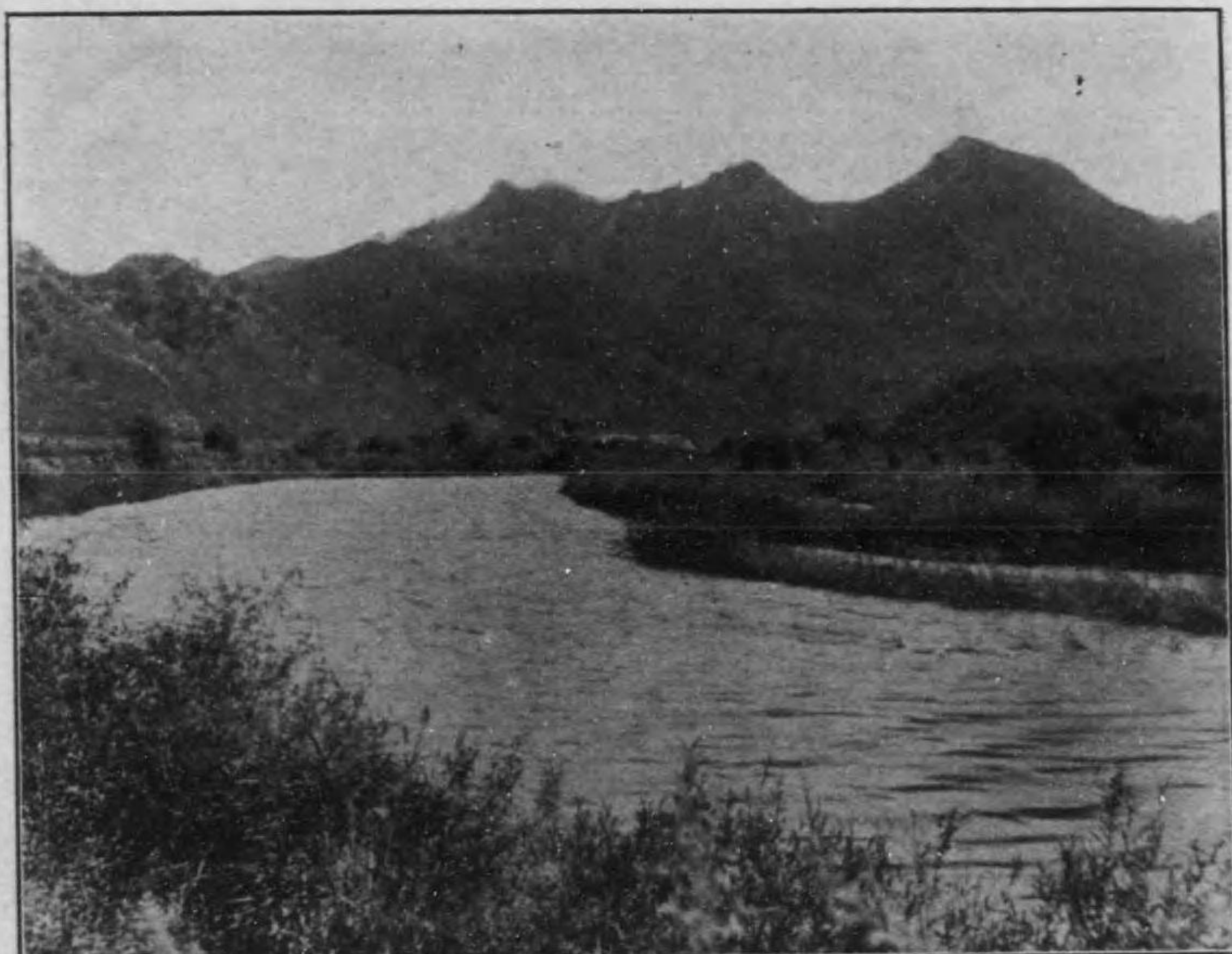
清末滿洲旗籍人口一覽

省名	官數	兵數	男	女	合計
奉天省	七〇四	一九、二五五	五六八、八四六	三七四、三三二	九六三、一六六
吉林省	八七七	一二、四四八	一六七、〇七八	一三八、〇三	三一八、四一
黑龍江省					

\*吉林省城ハ調査未報告、黑龍江省同シ(宣統元年)



布爾哈圖河より五虎頂子望む



(内藤博士撮影より)

呼爾哈河及び俄朵里城

老把頭を祀る

西安縣志略(西流—大疋疽)に老把頭祀といふこと見ゆ、曰く老把頭相傳。係古園場行獵採獲之人、熟悉山河道路、入園者、或路迷、祝禱老把頭、即得<sub>レ</sub>出、或曰老把頭名班德瑪發(バンデマア)發行園時、蓋祀之、厥初司園守者也、二者いづれも理あり、されども、今の漢人に祝禱されつゝあることを見れば、前説眞に近き如し、予は、往年興京北方の山中にて、支那人の之を物語るを聞けり。



# 第十一章 滿洲の開發實現す

## 一 乾隆の移民禁止令

漢人東出は自然 一六八四年以降露國との交戦の結果滿洲の山川は新  
に漢人の視聽を聳した。滿洲といへばこれまでは鬼や蛇の巢窟であるか  
に思惟して居つた。順治年代の記録によるに漢人の山海關を出るを畏怖  
する、虎の如しなどいつてあるのでも想像するを得るであらう。然るに、  
從軍の結果は到るところに千里の沃土の横はりつゝあることも知れ、天産  
物の豊富なることも明白になつたので漢人東出の思念は自ら刺激され、そ  
れといふにも出關山海關を出ることを畏怖するといふ觀念の何等理由がな  
いとといふことも了解するに至つた。さらに、一つの重要事がある、それは、  
北京朝廷が南滿洲から北滿洲の要鎮にまで驛站を設立したことである。



驛站は、今日でいふと、交通路の整頓であるから、その來往を便にしたことは、一と通りではなかつた。漢人は滿人でない従つて、彼等と對等の便を得る能はざるにせよ、東川の慾望のそれらによつて、慾通されたことは、蓋し疑ふべからざるものであらう。それにつれて思ひ起さるゝのは、臺尼堪即ち吳三桂、平定に得た雲貴二省の俘虜の、右の驛站到配置せられたことである。漢人は、それらによつて、滿洲を知るの機會の、少くなかつたといふことも想像される、何とならば、彼等漢人は、その親戚骨肉をば、一たび、その苦境に見舞ふべく、或は海上よりし、或は口外喜峯口古北口等の外よりし、法網を犯してまでも、深く滿洲に入り込むのであつた。

流民とは何ぞや、康熙六十年について、乾隆六十年の昌平は、その間に多少の動亂ありしにせよ、大體に於ては、支那近古に比類のない平和を實現したので、戸口の滋生は、寧ろ驚くべきものがあつた。旗人の戸口増加については、政府に於ても、重要な議題をなしたが、漢人の増加については、自然の成

りゆきに一任するより、何等政策は、攻究されなかつたので、土地の狹窄といふこと、職業難といふこと、天災饑饉といふこと、それやかれやで、漢人の貧困者は、今は、年々歳々に累加するのみとなつたのである。彼等は、憐むべき細民ではあるが、それは、彈力ある細民であつた。彼等には、資力はない、資力とするものがあるとすれば、腿一本、腕一本を頼みとするより、外に方法はない、彼等は、今や群を成し、隊を成して、水の低きに下るが如く、四方に流出するのである。支那には、流寇といふ、盜賊の團體もあるが、流民は、流寇の平和的のものとも解せられる。いづれにしても、滿洲なる處女地は、今や彼等流民の狙うところとなつた、朝廷は、それら流民の上に、何等かの束縛を加へざるを得ない。

移住禁止の第一令、乾隆五年に至つて、政府は、愈々遼東に於ける流民に對して、その原籍地に歸還すべきことを命じた、會典事例によるに、奉天府に入籍を希望する流民は、保證を立てし、後入籍を許可し、否らざる者に對して



は爾後十年間内に原籍に歸還せしむべしとあるから表面より見るときは、單に流民に對する戶籍整理案のやうにも思はれる。然ども右の規定は、單に舊住移民に對する整理案たるに止まらずして、さらに一步を進めて、流民の新來居住を防遏すべく解釋されるのであつた。それは乾隆十一年正月の論文に「奉天民人を清理するの一案府尹霍備懸閣して辨ぜず、朕は既に議に照らして處分せり、朕の霍備を處分する所以のものは、その奉天寄寓の民人を編せざるの過の尙ほ輕く、その出關山海關の人數の添えて數萬に至るも、漫として查察なく、實に怠玩に屬するものたるを知らずとあるので、流民禁止の精神のいかやうであつたかは、推知するを得るであらう。

右の論文中には出關即ち山海關を越えて東出するところの貧民について、特に注意されてある。記録の示すところによるに漢人や旗人の滿洲旅行票は從來山海關で發行されたのを、康熙時代には、一旦之を中央政府なる兵部に引き上げたが、乾隆二年臨榆縣をその地に設くるに及び再び出入路

票の發行權をば山海關に移したとある。察するところ、臨榆縣の新設は、漢人の東出の年一年に繁多なるよりして、特設の必要を喚起したのであらう、そして制度からいふと、新設縣は漢衙門であるから、専ら漢人をして、漢人を取締まらせる政策であるが、新設後四五年を経ざるに、早くもその官吏は、路票稅十七文の制を無視し、頻りに私腹を肥したといふことが知られてある。吾人は、此等の事實よりして當時の政府の、山海關流民禁止といふ聲言の徒らに大にして、而もその實行の甚だ覺束なかつたことを想像せざるを得ない、大約を禁止といふことの下に、禁止以上の犯罪の公行されるのは、支那の官場に、毎毎見るところの實例であるのである。

**海岸防禦の必要** 流民の東出は必しも、陸路山海關に由るものとは限らない、遼東は、西南海に面して居る、従つて商船や漁船に托して、海上から遼東に上陸するものは、甚だ多いといふので、乾隆十五年に、政府は西南各省に布令を出し、海港の偷越を禁止し、同時に山東江蘇浙江福建廣東廣西の各督撫



に商船の取締を嚴達し、一方奉天沿海の地方官に警戒を嚴にせしめた。多少の効果は、これで收むるを得たであらうと思はれたが、これ亦反對の事實を示し、山東から密航する流民は、遼河流域の監視を避け、封禁以外の間曠に向つて、その移住地を求むるのであつた。吾人は、今北京廷の所謂海禁が、乾隆一五年代に發せられたことをいつたが事實は、此年以前に於て著るしく發展し、多數の流民は、一種の隊伍を組織し、或は、船舶を列ねて、鴨綠江の流域を上下しつゝあるといふ報告も受取らるゝに至つたのである。清廷の意向が此場合、尙ほ絶對に封禁を斷行するの勇氣に於て十分であつたかは疑はざるを得ないが、彼等が内心に抱いたところの杞憂は、蓋し甚大なるものがあつた。そこでもつて、政府は、先づ一面に滿洲に於ける旗人に訓示して、土地の典賣を禁止し、他の一面には、漢人私墾の土地の整理を執行し、以てそ限りなき彼等の發展を東限とした乾隆三十年乃至三十三年に施行せられた土地丈量は、乃ちこれらの必要に促かされたものであらう。

禁止令行はれず 禁止令は、屢々繰り返さるに關はず、直隸及び山東の漢人は、依然として東出するのであつた。否な從來よりも、年一年にその數を増加する。奉天省内とのみならず、乾隆の末年になつてからは、到るところに私墾地が發生するといふ始末、これは、或る一部の觀測の如く、當時の地方官の不取締に歸するを得るであらうかといふに、實際は、不取締といふことを通り越して、寧ろ地方官の歡迎によりて、大勢を助長した傾向が認知せられるのである。吾人をしていはしむれば、滿洲封禁を以て、國家の至上政策と思考しつゝあるのは、少數の滿洲貴族のみで、その多數は、寧ろ漢人を引き入れ、それらによりて開墾力の不足を補充したい、かくいへば、立派にも開墾するが、自分の手には、あり餘るほどの土地があるのであるから、漢人に代墾させて、年貢米を徵收し、それで以て安閑と日を送りたいといふ一般旗人の希望がある。地方官にも、略ほ同一の希望がある、それは、流民の私墾を默認して置いて、時機を見計らひ、その土地を一旦官に沒收し、別に官廳から小作權



を認むるゝいふことにするのであるから、直接に官府の収入を増加することとなるのである。地方官は、かくて種々なる地目を増設して、私墾地を丈量し、以てその収入増加を求むるのであつた。滿洲に於ける土地の名目の内地に比して、著るしく繁多なるは、此等の事情に基因するのであらう。

封禁の一部開放 中央政府は、もとより此間の消息を看破しつゝあつたので、嘉慶四年中には、旗人に向つて嚴諭を下し、その自作農たらんことを要求したが、これ果た幾何の効力ありしやすら、頗る疑はれる。吾人は、この論文を讀むごとに、その昔金の世宗の一般國人に勸農して、漢人の代銀を抑止せんとしたことに思ひ及ばざるを得ないが、結果は、金代も清朝も同一であつて、漢民の侵削は益々その度を強むるのみであつた。中央政府は今や漢民の此氣勢に對して殆ど措置を失つたらしく思はれる。同四年中、仁宗は移民禁止令の行はれないのは、地方官が陽に奉し陰に違ひ、具文と同視するに基くといつて、ひどく地方官を叱責したのであるが、同八年には、右の移住民に

對する酌定章程を公示した、當時の論文の大意には下の如き痛切なる文字がある。

東三省は、滿洲の根本にして、若し移民の雜居を許すときは、荒地を私墾し、旗人の生計を妨ぐるに至るを以て、其移住を禁ずること年あり、その乾隆五十七年、及び嘉慶六年に、流民の山海關外に出て、食を覓むるを許せるは、直隸地方の凶作に對する一時の處置にして、豐年には、勿論其出關を禁ずべきに、當今猶ほ家族を携へて山海關を出づるもの、數百戸を算せるは、當該官吏の不注意に出づるものたり、嗣後、農民の山海關を出入する者あるときは、之を嚴査し、單身商業に従事し、又は他人に雇はれて、食を得んとする貧民に限り、地方官の給票を有するときは、其山關を許し、一帳簿に記入して、兵部に通知せしむるも、家族を携へて、關を出でんとするものあるときは、一切之を禁止せしむ、若し關内地方荒歉の年に遇ひ、貧民家を移して謀食せんことを希望する者あるときは、先づ地方官より、災害の程度、移住希望者の多寡を調査し、督撫に通知し、其の許可あるを俟つて關を出づるを許すべく、その出關移住を許可すべき期間も、之を明定して、その後の移住を禁すべく、本規定施行以後、直隸、山東の督撫は、兵部の通達に接せば、徧ねく告示を出し、人民の家族を携へて移住するを禁じ、各本籍地に在りて、業に安じ生を謀らしめ、輕しく故郷を去り、關に赴き半途逐回せらるゝか如きこと無らしむ、云々。



此論文は或る特別の時期と貧民の階級とを限りて、臨時に移住を許可したものであるが、事實は全般の漢人に對して開放したと何等擇むところが無いのである。本節の論文發表後奉天將軍が多數の流民の吉林侵入を阻止したことに思ひ合はすれば移住許可は奉天省に限られたものと推せざるを得ない然ども一たび決せられた洪水は行くところまで行かざれば底止するを得ないのであつた道光七八年代には山海關を東に出づるもの四千六百餘名に達し豊年になつても一人の原籍地に歸來するものがないといふの報告もあるそしてそれらの流民はすべて辭を嘉慶八年の特別許可令に托するといふのであれば所謂乾隆五年の禁止令も此の法令の發表を以て事實の廢棄を告げたものといふことを得るのであらう。

## 二 蒙古王公流民を招く

蒙地漢人に典賣せらるる 吾人はさらに滿洲に毘連しつゝある蒙古に對

して侵略の鋒を向けつゝある漢人の經過を瞥見したい。漢人の蒙古智識は、明末に於いて一時著るしく退歩した一般に韃靼や蒙古といへばこれ又た人間の住家でないやうな感じを抱いたことであらうが康熙大帝の準噶爾大征伐が行はれて蒙古は擧げて愛新覺羅氏の保護の下に立つといふことになつてから彼等には自ら畏怖の念が取り去られそれに代はるべきは侮蔑の觀念であつた。康熙大帝の遠征軍は又た彼等に長城附近の土地の耕作に耐ゆることはその内地の沃土と選ぶところがない否な或る地方には極めて豊沃なる處女地が横はりつゝあるといふ消息を知らしめたので間がな隙がな長城を抜け出してそれらの土地を占耕せんと企圖するのであつた。吾人は北京の東北喜峯口外なる蒙地に山東人の多數入り込みつゝあつたのを查出して之を原籍地に還へらしめたことの康熙時代に行はれた事實に對して寧ろ漢人侵略の速度に一驚を喫せざるを得ないのである。



康熙帝が何故に漢人を蒙地から驅り出したかといふことについては、一言を費さざるを得ない。吾人をしていはしむれば、これ又一種の封禁政策で、漢人の蒙古接觸を排斥するに出た思慮に因るものであらう。北京政府では、それらの漢人をば、越墾者といつて居る。事實はたしかに越墾であるであらうが事のこゝに至らしめた原因は、その責めの一半の地主たるところの蒙古王公に在ることは、これ又た自明の理であらねばならぬのである。吾人は右の越墾の真相を以て、蒙王の招民といふことに解したい。そして、招民の已むなきに至つた事情は、蒙古人が土地典賣より得るところの利益に、よりて自己の負債を填補せんとする企圖に出たものと觀察したいのである。記録によるには、乾隆十三年（一七四八）代に政府の査定したるところによれば、土默特、喀喇沁の兩旗地で、漢人の承典者が二千數百頃（二千餘町歩）に上つたといひ、政府は爲めに兩者の中間に立ちて整理の方法を講じた。整理法とは外ではない、北京の理藩院では、各札薩克（旗長）をして、價銀百兩以下

で、典耕の既に五年以上に及びたるものは、嗣後一年を経たら撤回する價銀二百兩以下のものは、三年を経るをまちて之を撤回するといふので、つまり蒙古人に贖回の資力がなから、典耕年限を延長して、漢人を驅り出さうといふ方案であるのであつた。ついで政府は法令を出して、漢人の蒙地占耕を絶対に禁止したといふが、この實行は甚だ覺束ない、乾隆四十一年中（一七七六）政府は、再度の典地贖回を行つたのである。

流民東蒙古に入る 土默特や喀喇沁は直隸や遼西に接續して居るのであるから、漢人の占耕は怪まれないが、一七八四年乾隆四九代に至つて、今賓圖王科爾沁、左翼前旗博王、同後旗達爾漢王、同上中旗即ち遼河の屈折點東西併ひに柳條邊牆に沿ふた蒙王の旗地に多數の漢人が潛住して、蒙古人との間に種々の葛藤が起りつゝある。政府は爲めに鐵嶺縣に命じて、その裁判を管理せしめたとの報告は、さらに、吾人をして、その東出の速度に一驚を吃せしめざるを得ないのである。何とならば、一七八四年代は清室の盛運



期に屬し、無限の威武と絶對の壓迫とを以て移民禁止令を布告しつゝあつたに關はらず、彼等は、その邊柵の一角を突破して、蒙古に侵出したのである。されども、一面からいへば、南滿洲に於ける土地清丈といふことや、戶籍整理といふやうなことが、動機となつて、自らその地方に流浪しつゝあつた細民や商戸やを、柵外に驅り出したといふことも、想像されざるを得ない。流民はかくて益々東出する。一七九一年(乾隆五六)代に至り、郭爾羅斯公の前旗即ち長春、農安の全境には、多數の漢人が、恐るべき速度を以て侵入したのであつた。尙以上の事實について、吾人の知らざるべからざるは、蒙古の王公が、その私腹を肥さんがために、流民を招致することのそれである。

郭爾羅斯公と流民 郭爾羅斯公の流民招致は、右の事實に於て、顯著なる例證を示すものであつた。記録の示すところでは、公旗の會長コンコラプタン(恭格喇布坦)は、私かに流民をその境内に引き入れたが、約十年ほど、その事が政府の注意に遠かりつゝあつたらしい。蒙地の漢人占墾といふことは、も

とより王法の許すべからざるところである。一七九九年(北京)廷では、右の事情を探知したので、ゴルロスに近い吉林將軍秀林をば、その地に發遣した。が、何を圖らん王の旗地を占墾しつゝあつた民戸は二千三百三十戸に上り、熟地亦た二十六萬五千六百四十八畝(我が三千五百町歩)を算した。加之此等は、前後長年月に互り、小作を契約しつゝあつたもので、一時に驅逐するの困難なるのみならず、固より蒙古人の生計を助けつゝあつたのであるから、全然その關係を没却することを得ないといふ事情がある。政府は、今は已むことを得ない、そこで、一定の地域をば區劃して、民墾を許可することとし、同時に理事通判一員を長春堡に置いて、漢人を管理せしめた。南滿洲鐵道の最北端として、又た全滿洲の中樞とも思はるゝ今の長春の前身は、乃ちこれである。

流民益増加す ゴルロスの一部の開放について、博王領地の一部即ち今の昌圖地方は、開放され、一八〇六年に長春のそれと同じく、通判一人を置く



となつた。記録によると、當時該地方の流民は、數萬人の多きに達したとあるが、達爾漢王即ち今の奉化地方の王領も、それと前後して盛に流民を招集する、一方長春堡は、いかにと見るに流民の新來は、數年の間に一萬を越え到底從來の小吏通判では處理しかねるといふところから、堡を升せて應とするのであつた。以上を通覽するに、流民の占墾地は、遼河の屈折點と、伊通河及び衣兒們河の流域とに過ぎないのであるが、その位置は東に吉林の大平野を控え、西に東蒙古の限りなき廣原を扼し、北は直ちに嫩江の流域に毘連する、固より滿洲南北の交會で、東西交通路の適便に當て居るのであるから、その發達に異常の進歩あることは、推知せられるであらう。一八一二年代に昌圖一帶の開墾は、略ほ成功を遂げたといはれてある。

東蒙古の面積は、大約一萬九千七百方里(邦里)といはれるから、我が本州に北海道を加へたるものと視れば、大差がない、右の内でも最も滿洲に密接の關係あるものを求むれば、哲里木盟の八、六〇〇方里を擧ぐべきであらう、本盟は科爾沁、札賚

特、杜爾伯特、郭爾羅斯の四部より成り立ち、外に依克明安の一族が附屬する。農業地として從來知られてある、東蒙の概要は、下の如くである。

	可耕地	現種作地	未耕地
哲里木盟	一〇、七〇〇、〇〇〇响	二、三〇二、〇〇〇响	八、三八四、〇〇〇响
昭烏達盟	二、五九八、〇〇〇	五七三、〇〇〇	二、〇二五、〇〇〇
錫林郭爾盟	一、一九〇、〇〇〇	二、〇〇〇	一、一八八、〇〇〇
卓索圖盟	一、二八〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇	六七〇、〇〇〇
察哈爾	一、〇五〇、〇〇〇	三一五、〇〇〇	七三五、〇〇〇
計	一六、八一八、〇〇〇	三、八〇二、〇〇〇	一三、〇二二、〇〇〇

右は、清朝末年の調査に基づくところの報告であるが、全體の可耕地千六百萬响に對して現種作地が僅に三百八十萬响であるから、その比例は、四分一強に過ぎぬ。尙此表に示すが如く、現種作地の第一は哲里木盟即ち今の滿洲毘連の地で、之に次くものは、卓索圖盟即ち今の大遼河の上源地、シラムレン、ラオハの一帶の地方に外ならぬのである。

清末の報告は、東蒙の人口について下の如きを語る。

哲里木盟	支那	蒙古
	二、八五二、〇〇〇人	二三〇、〇〇〇人
昭烏達盟	五八三、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇



錫林郭爾盟  
卓索圖盟  
察哈爾

七六〇、〇〇〇  
一七五、〇〇〇  
五五、〇〇〇  
七、五〇〇  
四、二五〇、〇〇〇  
七二五、〇〇〇

計  
吾人は、これによつて、益々支那人の勢力を認識せざるを得ない、哲里木盟の如きに至りては、蒙古人は、僅に支那人の十分の一にも足らないのである。(東部蒙古問題—支那参照)

### 三 如何に漢人の拓殖力を観る

漢人の拓殖力問題 吾人は前節に於て、漢人の殖民地が早く滿蒙交界の上、建設せられつゝある徑路を語つた、彼等は實に遼河と松花江との分水嶺上に旗鼓を立て、全滿を睥睨するの概がある。然ども若し之を個々別々に吟味し來れば、眞個憐むべき一個の流民たるに外ならぬのであつた。彼等には、自己を防衛すべき武力がない、彼等には國家の聲援がない、彼等には、彼等を指揮統率するところの先達がない、果して然らば、彼等は、いかにして、

這般の一大成功を收め得たであらう、それは偶然であらうか、はた必然であらうか、これらは吾人に取りて、最も注意を要するところであらねばならぬのである。

佃戸としての支那人 吾人は彼等が一大農園を建設せるまでの一般の順路を語つて見たい。彼等は、支那本部の一角から、遼東にその足を投ずるや、第一の足溜りとするところは、遼河平原であつた、そこには旗人滿人なる大地主が、實に彼等の來着を待ちつゝあるのである。彼等は、そこで、とり敢えず、滿人の佃戸(小作)となつて、月日を送るか、さらずば、その附近の官地を私墾して、將來發展の素地を作り上げる、これが、主として山東人の遺口であるのである。彼等は、既に佃戸となるや、やがて、その地主を脅威し、遂にその地上權を放棄せしめ、されば已まぬのであつた。脅威といへば、武力か、何かのやうに聞ゆるが、彼等は、容易にさる武骨な手段に出づるとを敢てせない、多くの遺口は、滿人の尊大で、驕奢で、且つ農事を解せないといふところに乘じ



て、何事も下た手に出る。滿人は種々な事情から、佃戸に對して、納租年貢の前借を敢てすることゝなると最早や彼等の術中に落ちたものといはざるを得ない。佃戸は、やがて、從來の態度を一變して、反對に地主を威赫することとなり、佃戸は徒らに名のみばかりに止まるといふ結果に到着するのである。旗人の典地といふことも、これと共に起らざるを得ない。旗人は、その生計上の急に迫られて、土地を典出する、受典者は多くは、佃戸の成り上りであつたらしいが、それらの關係を辿つて、商人等が出資するものもある、これらの遣口は、支那本部でも、滿洲でも、同一様に受け取られるのであつた。

**蒙地に侵入せる佃戸** 彼等は、この筆法で大方開原以南の遼河流域を蠶食し、かつて、十分の餘地になきに至らしめたが、反對に、朋を呼び友を引いて來集するところの移民は、年一年に増加するといふ始末であつた、彼等は、今や、東して吉林に流れこむか、否らされば西して蒙地を侵すべく餘儀なくされたが、衰亡の運に向へる清廷の封禁は、それを關門で譏止することが出來

ない彼等は、潮の如く、法庫門を突破して、遼河の屈折點に出で、蒙古の王公に向ひ、土地に對する使用收益權を要求するのであつた。吾人は、此場合に於ける漢人の佃戸は、かつて遼河流域の旗地に應用したそれに比して、一段の拓殖力を認めざるを得ないのである、何とならば、遼河流域は、國初以來の開墾地で、その土地には、不完全ながらも、地目の編製があるが、蒙古には、それが無い、但に然るのみならず、人口稀薄、土地豊饒、彼等に取りては、好個の處女地たることいふをまたぬのであつた、今一つの便宜がある、それは、蒙古王公は、土地の丈量といふことも、徵租の計算といふことも、一切承知してなかつたのであるから、佃戸たる漢人は、そこに不當な、而も莫大な利益を得たものである。

**權頭と徵租機關** 蒙古王公が、その土地を開放するの利益を味はつてから、流民中の有力者に命じて、一般漢人を招集せしめた。之を權頭といつて居る、恰かも、一六五五年代に、遼東招墾令を施行した場合に、移民の請負業者



を招頭といつたのに近似をなすものであらう。招頭は招民の數によつて、官爵を得る約束であつたが攬頭にはそれが無い。攬頭は招民の委任を行使する上に於いてはさらに莫大なる權利を得たのであつた。それは蒙古王公が計數に疎いといふところからして王公の徵租に關涉し、遂にはその權利を把握するに至つた間々地方の民衙門に委託したところもあるが、その大體の地局又は租子權と呼ばれる、徵稅局で徵租しつゝあるのを見れば、攬頭がいかにもその勢力を恣にしたかゝ想像されるであらう。攬頭は又た土地の丈量や分配權をも行使しつゝあつた。

右の如く支那の流民が蒙地に侵入し遂に同種族の間から攬頭なる統領を出し、それに伴ふところの衙門(地局)を組織するに至りては、最早や成功の域に達したといはざるを得ない。蒙王そのものは、今や一個の傀儡たるに過ぎずして蒙地の經營は實に彼等の欲するがまゝであつた。彼等は蒙王の窮境につけて込て金錢を貸附し、その際に不當の利權を獲得する一例を示せば、道

光年代に於いて、長春農安の佃戶等は、ゴルロス公(南公)に一萬吊文を貸しつけて、牧地開放の要求ともにも永久不勘丈の承諾を得、或は五六萬吊を貸附して永久土地不清丈不增租の内約を得たことがある。蒙王は、後年になつてから、その破約を迫つたが、反て佃戶に脅かされて實行を中斷したのであつた。蒙王の壓迫は尙ほ可なり、醇朴無智なる一般蒙古人に、いかにせるやといふに、彼等は年々歳々に、その牧地を侵削せられ、遂には、或る僅少な地域を劃して、その生存を計るの悲境に陥らざるを得ない。それらの地域は、普通屯界(俗稱七里界)と呼ばれ、博王の領域で見ると、二三百平方里、乃至六七平方里の地積を有し、招蘇太河の南北に散在しつゝあるが、それはた何時まで彼等の存在を持続するであらう、恰も、四方から押寄せて來た洪水や海潮の難を避けて、丘陵の上で、霎時の生息を偷むところのそれは、今日の屯界生活に外ならぬのである。拓殖成功の原因については、別に吾人の思考すべき重要な事實がある。



一山東人と滿洲 以上流民が佃戸となり、典主となり、やがて攪頭を出し、地局を左右するに至るまでの徑路の主として山東人の能力に與かることは吾人の知らざるべからざるところであらう。山東といつても必しもその全體ではない主として青州登州萊州即ち東三州の産出を推すのである、説をなすものはそれら三州の地方の確確で耕作に耐えぬといふところから手近かな滿洲に樂園を求めたといふが、この見解は、必しも全體ではない。山東人は勤勉で、堅固で、勞作に耐ゆるといふ點に於て、恐らくは南方の福建廣東人に比して、或は勝るものがある。山東人の滿洲智識は、他省人に比して、寧ろ卓越であつた、近い話が、清朝の起つた時に、第一に投降した漢人の集團の登州の兵士であるのでも、いかに機會を見るに敏であつたか、推知されるであらう。山東人は實に順治康熙以來、その封禁政策の施行されつゝあるにも關はず、その滿洲に對する運動は、かつて中絶したことはない、若し果して然らば、封禁の警戒の弛緩に乗ずる彼等の侵出の、彼れが如く猛烈

であつたことは何等怪むを須むないのである。

勞力供給の根據地たる山東窩棚 山東人か滿洲開發の原動力に與かつたことの至大なるは何人も異言がない、過去に於て然り將來に於ても亦た然るであらう。然とも、山東人そのものが、滿洲開發の全體であるかといふに、必しも然るを得ないことは、吾人の知らざるべからざるところである。吾人は、彼等の行動について、今一應の吟味を遂げて見たい。彼等は、その兒を載せ、その妻を運び、目的の地點に到達すると、そこに、窩棚といふ家屋を建造する家屋といへば、立派にも聞ゆるが、實は半土窟の堀立小屋たるに過ぎない、彼等はそれを唯一の根據地として、手近い土地を燒きつくし、第一年には蕎麥を種え、第二年から高粱なり、粟なりを蒔くといふ順序でゆく。窩棚は、一個と限らない、要は移住民の多少家族數の多寡に比例するわけで、朱姓のものも、鄭姓のものも、李姓も、趙姓も、各々それぞれに窩棚を營むが、單なる朱姓のみて集合した窩棚は、その姓をとつて朱家窩棚と名け、庶姓の集合で



ある場合には、その原籍地の名を附することもある、されども前者の極めて多數で、後者の極めて寥々たるを見れば、窩棚の集合は、同姓同族を基礎とすることを普通の原則とするであらう。窩棚は、かくて、山東人によりて、支那固有の家族制をば、滿洲や蒙古に移したといふことに解釋されるのである。

**直隸人の商店は都市發達の基礎** 窩棚は、必しも、山東人のみと限らない、直隸人でも、他省人でも、窩棚を造るを得るが、それは寧ろ山東人のシステムに學びたものと解せられるであらう。開墾地には、今や多數の窩棚が現はれる、然とも、それには未だ相互の間に、何等密接なる關係がない、いはゞ個々別々に開拓の基礎を置いたのであるが、その缺陷を満足すべく、窩棚の後を追ふて來るものがある、それは直隸人の手で、經營さるゝところの商店であるのである。商店は、突如として現はれたのではない、彼等は支那本部に鞏固なる本店を有し、それからして、遂次に發遣せられつゝあるところの支店であつた。彼等は、多くは、雜貨店の形を取るが、漸次にその規模をすゝ

めあらゆる殖民地の需要を満足すべく、その内容を充實するのである、彼等は、第一に強烈な酒精を賣る、粗末で強い木綿を賣る、靴を賣る、帽を賣る、藥品を賣る、兩替をする、手形を發行する、書信の受發をする、約そ労働者が、その日常に需むるところのものは、それら一個の商店あるによりて満足を與ふるのである、商店は、又た地形を相し、遠近を測り、あらゆる各支店を統括すべき地を卜して、最も大なる商店を打ち立つるのであるが、それら大商店は、やがて都市發達の階梯をなすのであつた。今のブルロスの北部や呼蘭平野の新開墾地に、尙ほ長盛永とか和祥盛とかいふ地名は、無數に散見するが、それら何れもが商店號であることを知れば、吾人の説の誤らざることを了解するであらう。

**燒鍋は第二の地方中心** 發達の第二期に屬するもので、地方中心の基礎をなすものは、燒鍋であつた、燒鍋とは、燒酎(高粱酒釀造業者をいふのである)が、その内容は、又た單なる燒酎屋を以て見ることを得ないのである、殖民地







備考 本表ハ大約ヲ表スニ過キス各村共自主作農ハ五分ノ一ヲ出ツルモノ少シト謂フ	鎮安縣	新民府	遼源州	奉化縣	懷德縣	昌圖府	洮南府	西安縣	西豐縣	興京府
	南	東	北	本	西	西	東	太	小	拉
	路	路	街	街	南	南	北	平	河	達
	路	路	街	街	南	南	北	社	力	達
	路	路	街	街	南	南	北	社	力	達
	路	路	街	街	南	南	北	社	力	達
	路	路	街	街	南	南	北	社	力	達
	路	路	街	街	南	南	北	社	力	達
	路	路	街	街	南	南	北	社	力	達
	路	路	街	街	南	南	北	社	力	達
路	路	街	街	南	南	北	社	力	達	

義州	盤山縣	廣寧縣	法庫廳	遼中縣	開原縣	鐵嶺縣	蓋平縣	滿洲發達史
西北	東	南	東	東	西	北	北	
路	路	路	路	路	路	路	路	
路	路	路	路	路	路	路	路	
路	路	路	路	路	路	路	路	
路	路	路	路	路	路	路	路	
路	路	路	路	路	路	路	路	
路	路	路	路	路	路	路	路	
路	路	路	路	路	路	路	路	
路	路	路	路	路	路	路	路	



吉林省

備考 本表ハ大約ヲ示スニ過キス而シテ奉天省ニ比シ比較的小地主多キ傾キアリ	依蘭府	臨江府	寧安府	琿春府	延吉府	伊通州	五常府	濛江州	樺甸縣	磐石縣	吉林府	大地主 五〇〇响	中地主 一〇〇响	小地主 一〇〇响	備考
	一〇〇	一五〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇	二〇〇	三〇〇	五〇〇	三〇〇	五〇〇				
	三〇	二〇	一〇	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇	二〇	二〇	一〇〇	一〇〇				
	二	二	三	四	五	四	五	五	五	五	六				
	長嶺縣	農安府	長春府	榆樹府	新城府	双城府	長壽縣	阿城縣	賓州府	方正府	大地主 一〇〇响	中地主 一〇〇响	小地主 一〇〇响	備考	
	一〇〇	六〇〇	一〇〇	五〇〇	二〇〇	七〇〇	一〇〇	一八〇	一〇〇	一〇〇					
		二〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇〇	三〇〇	〇	一〇〇	三〇〇					
		五	五	三	五	八	〇	二	三	四					
			乃至	乃至					乃至	乃至					
			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇					
			乃至	乃至					乃至	乃至					
			二〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇					
			六	五	四	三	二	一	〇	〇					
			六	五	四	三	二	一	〇	〇					

黑龍江省

備考 本表ハ大約ヲ示スニ過キス而シテ奉天省ニ比シ比較的小地主多キ傾キアリ	餘慶縣	綏化府	木蘭縣	肇州府	大興府	武興府	龍江府	大地主 二〇〇响	中地主 七〇〇响	小地主 三〇〇响	備考
	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇				
	三〇	二〇	一〇	二〇	五〇	五〇	七〇				
	四	三	四	六	五	五	六				
	拜泉縣	青岡縣	海倫府	蘭西縣	巴彥州	呼蘭府	安達府	大地主 五〇〇响	中地主 二〇〇响	小地主 二〇〇响	備考
	五〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇				
			乃至	乃至							
			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇				
			二	一	一	一	一				
			六	五	四	三	二				

四 金 匪

人參私掘と挖金賊 滿洲開發に與かるべきものは、農業者として顯著なる成功を収めた流民併ひにそれを助成した商人を以て第一とすべきであるが、ついで擧ぐべきものは、長白山の東西に據つて、私かに採金業に従事し



つゝあつたところの挖金賊であらう。挖金賊は一に金匪と呼ばれて居る。彼等がいかにして滿洲に於ける金礦の所在を知つたかは記録の徴すべきものがない。然ども挖金は必ずや人參の私堀に伴はざるを得ない、人參採取乃ち千山山脈や摩天嶺の東北に出没して、その森林に野生人參を採取するといふことは、明末清初にまで行はれたことであつたが、その採取の度の激しくなるにつけて、人參の産地は益々東北して、長白山の東西に求めざるを得なくなつたのである。人參が清朝勃興以後、宗室王公の獨占に歸したことは、吾人のかつていひ及びところである。従つて清國では、採參山をそれ限定し、長白山一帯には、何人をも立ち入らせぬといふを主張したのであるが、何分にも土地は曠莫で、殊とには朝鮮に隣接して居るといふところから、その防備は周密なるを得ないのであつた。吾人は、此等の觀察よりして、鴨綠江の水路を通路として、人參私堀に従ふものゝ多數は、山東人のそれであつたことを認めざるを得ない。山東人は實に人參堀りによつて、沙

金堀りの極めて有望なることを知り得たのである。

韓邊外とは何ぞや

今より約そ八十年前、長白山中に割據した挖金賊の首領に韓現琮といふものがあつた。邊外といふのは、彼れが邊牆外に覇を稱しつゝあつたところから、しか呼びなされたものでなあらう。邊外の原籍は、山東省登州府の人、何時の頃よりしてか遼東の復州に家居しつゝあつた。彼れ年三十餘歳まで、その土地の侯姓といふものに傭役しつゝあつた。居ること十年餘、四十餘歳にして賭博に失敗し、侯姓を逃れて長白山中なる夾皮溝に赴き、その地に於ける控金の工夫となり、一二年間に異姓五十餘家と兄弟の約を結び、漸次に勢力を扶植したのである。夾皮溝は、今の樺甸縣治のある一帯だといふから、輝發江の松花江本流に合する東寬街の北方に在るであらう。韓効忠は、夾皮溝探金場の開祖ではない、彼れと同時に以前に李把头といふ山東人が同じくその附近に探金しつゝあつたが、探金場の屢々馬賊に襲はれるのを防禦すべく、彼と韓との間に握手されたので



ある。二人者の同盟は、效を奏し一撃百餘の馬賊を斬殺し、勢に乗じて、夾皮溝一帶を占領するに至つた。夾皮溝金場が、愈々統一されたのは、全く此時期にあるらしい。李は、頭目の位置を韓に譲り、韓は李に譲り、双方とも相譲りて決せないといふので、遂に抽籤の法で撰擧をしたが、幸にも頭目の月桂冠は韓の頭上に落ち、韓邊外の名は、かくて長白山東西の全金匪を壓倒した。當時韓家の基礎と思はるゝものを見るに、長さ六七里、寬四五里に跨る夾皮溝一帶の地に、金匪千餘人を使役し、それから採金の幾分づゝを徵收するのであつた。光緒七八年代になつて、現琮は、吉林分巡道吳大澂に招撫せられ、六品官を頂戴して、名をば効忠と改め、納租を吉林將軍に約束したといふが、その實際は、叛服不常といつたやうな姿で、かつて將軍の命令に恭順を表することは無つたのである。効忠は光緒二十三年中に死没し、孫の登擧なるもの家業を承繼した。日清役中彼れは、その手兵五百を以て、海城の戦に加はり、空しく敗退したとの噂もある。

夾皮溝は、爾後歳を逐ふて發展し、獨り採金夫を收容するばかりでない、人參採取者も來り、木耳採集者も來り、農業もそこに起り、商估もそこに行き、やがて、殷賑なる山中の一都會を形成するに至つた。旅行者のいふところでは、目下戸數五千、人口二萬五千を下らない、そしてそれらの大部は山東の登州萊州青州人である。採金業そのものも、漸次に増加せられた。清末には、玉盛發、公正興、馬架子、興順堂等の十餘家、每家工夫七八十名を使役するといはれてある。

**東出せる金匪** 金匪は、既に長白山中に、一大根據地を形成した。彼等は、一個の夾皮溝に止まるものでない、彼等は、四出して、金苗を求め、奉天、吉林の封禁山は、殆ど、彼等の私採を免れぬといつてよいほどであつた。彼等の脚先は、かくて益々東向せざるを得ない。光緒十六年中、吉林將軍長順によりて提出せられた三姓地方の採金意見は、下の如きを語つて居る。

吉林の金礦省(吉林)南なる木其河、夾皮溝、及び寧古塔所屬の萬鹿溝等の處は、從



前數千人を聚めて偷挖せるに、封禁より後、往往滿かに、三姓の山内に赴き、窩棚を搭蓋し、木耳を採取し、名けて菜營となす、實は期ち間に乘じて金砂を盜挖するのみ、孳獲すれば、法を盡して懲辦し、並に隊を派して遂に棚民を散せしめたり、而も、願恩無知、利に趨くこと驚の如く、驅り去れば復た來る。(下略)

これによれば、當時金匪が菜營の名の下に、三姓地方に得意の手を伸べつゝ、あつたといつてある。尙ほ長順の意見には、三姓の某々地點を指し、均しく金匪私控の舊跡ありとあるから、その着手年代の早くも同治末年に在ることがを知られるであらう。

以上を通覽するに、清末の沙金私堀は、前代に行はれた天産物採拾に關連した新たなる現象に外ならぬ。天産物といつても、主もに人參や木耳を擧げるのであるが、それらの産額の減少するにつれて、代はるべきものを沙金に求めたといふ形にもある。但だ人參採取や木耳取りは、その隨處に利益を收むるのであるから、土地そのものが、それらの人々によりて直接發達の

基礎をなすことはないが、沙金堀りは定住地をその附近に求むるので、自ら地方開發の基礎をなすのである。昨日まで金匪の巢窟たる夾皮溝の今日つた甸縣なる行政上の一要區と化した徑路は、此間の消息を語るもので、あは樺かの黒龍江上源に公開された漠河金廠も、同じく金匪の影響として特に注意すべきであらう。

### 五 滿人の特別保護權撤せらる

北京廷の嚴達行はれず 北京旗人を滿洲に移住させやうとした企望は、不成績に終はつた。反對に漢人の移住者は、開墾に採鑛に行商に伐木に滔々として抑止することを知らぬのである。かくして一七四〇年の禁止令も、嘉慶帝の一八〇三年に至りて、その一部を開放せざるの已むなきに至つたのであつた。滿洲人は、又た漢人の蒙古に接觸するを好まない、否、絶對にその交通を阻止したのであるが、何日の間にやら漢人は、彼等の發祥地たる



滿洲を通過して蒙古に侵入し、やがてその地に一大農園を形成した。荷も満人にして多少の意氣と成見とだにあらば、這般の形勢を以て何とか観取する。嘉慶帝は、一八一〇年に下の如き感慨の論文を發した。

賽冲阿(將軍)の奏に、吉林廳にては、新來の流民一千四百五十九戸を查出し、長春廳にては、新來の流民六千九百五十三戸を查出すとあり。流民出口(邊外)に出づること、屢次旨を降して查禁せるに、各該管總べて未だ實力奉行せず、以て查辦一次ごとに、輒はち新來流民数千戸の多きを増出し、總べて該流民等の業已に騾族相安、驟かに驅逐するを難するを以て詞となし、仍て入册安插せしむ、再び查辦するに至りて復た然り、是れ流民を查辦するの一節、竟に具文となす。試みに思へ、此等流民多き数千戸に至るは、豈一時の能く聚集するところならん。該地方官、果して能く入境の始めに於て認真に稽察すれば、何ぞ即時驅逐するに難からん。且つ各該流民の、關隘の處を經過する、若し守口の員辦にして、果して能く嚴密に稽察すれば、何ぞ能く族を擧げて偷越せん。各該管種々廢弛せる、こゝに於て見るべし。此次吉林長春の兩廳の流民を查出せるは、姑らく請ふところに照らして入册安置せしむるの外、嗣後該將軍等を責成し、廳員を督率し、實力查禁して、再び流民一戸をも増添するを許すなかれ、如し再び流民を續至するあらば、何

の關口より經過するものたるかを訊ひ、即ち該守口官をとつて參處せん、長春廳民人に至りては、向きに郭爾羅斯の地畝を租種するに係る、兼ねて理藩院に著して、該盟長扎薩克等に飾知し、見の開墾を経たる地畝及び租地の民人をとつて、確數を查明して院に報して存案せしめ、嗣後一人を招致し、一畝を増墾するを許す勿れ、もし陽奉陰違、民人を續招し、地畝を増墾するものならば、即ち該將軍に交し、理藩院に咨明して參奏辦理せしむ。

この論文は、一八〇六年代に發達した命令を反古にして、二年の後に、流民三千餘戸を招致し、さらに二年の後に、かくも多數人を招致した不始末に對して、繰り返された泣言である。然とも、論文は遂に行はれなかつた。蒙古王公は、一八二二年代に、九五處罰の命は下つたが、流民の居住は、反つて默認されたのである。

贖罪人の生業 吾人は、漢人の侵迫力について、今一とつの特例を語りた。清國の刑法として、罪人の免死一等のものは、吉林や黒龍江に發遣して、奴となすといふ規定がある、そこで罪人の多くは、その地方の旗人に分配せ



られ、それによりて苦役に服するといふことになるのであるが、それら犯罪者は、やがて發遣地に到着すると、旗人に對し、私財を出して贖罪を行ふのであつた。もとより、かゝることは、中央政府の許容するところではない、政府は、一八一〇年の諭文をもつて、それらの不法行為を禁止したが、果して効果があつたか、どうか、疑はれる。贖罪者は、かくして、土地を買ひ、産業を營み、自由にその生活を送るのであつた。奇體の現象あればあるものである。一八一四年の諭文には、實に下の如き一節があつた。

向例により、吉林、黑龍江に發往して、奴となすの人犯は、多く免死、減等の情罪に係り、較々重きは、兵丁に分給して、奴となす。原と之をして、備さに艱苦を嘗め、長へに折磨を受けしめんとするに由る、乃ち兵丁養贖する能はず、竟にその贖身して、自ら生理を謀るものあり。

これでもつて、犯罪者のいかにして、贖身するに至つたか、旗人は、何を以て王法を犯してまでも、犯人に自由を與へたかといふことが、一に八旗の生計か

ら來たことを知るであらう。滿人は全體とはいふを得ないが、その奴隸を賣買してまでも、纒かに生計の緩和を求めたのであつた。

滿人保護權の一部撤回 次ぎに考へられるのは、滿人と漢人との間に起るところの訴訟の審理の上に著るしく變化を與へたことである。それは、從來滿人には、一種の治外法權が與へられて、不法行為でも、曲庇されるといふ傾向に在つた、勿論、戰勝國たる滿人の、戰敗國たる漢人に對することであれば、かゝるは、當然と考へられるのであつたが、一七七九年代に乾隆帝は刑部の旗民(滿漢)の詞訟は、悉く州縣の審理に歸せしむといふ要求を裁可したのである、州縣とは、乃ち漢人の組織するところの衙門であれば、滿旗人をして漢人の審理に服従せしむるも可なりといふことになる。乾隆代にかゝることは、その實行が覺束ないといふ想像も下されるが、奉天に於ける流民の私墾地を是認して、その地目をすら置いたほどの時代であるから、幾分の施行を見たことであらう。ついで、一八一三年代に至り、旗人(滿人)の城外



に在るものは、州縣の管理に一任せしむるといふ上諭が出で、一八二一年代には州縣に於ける旗民(滿漢)の詞訟審理に對し、旗員(滿吏)の干預を得ずといふことが嚴定された。滿人は、かくて一階は一階つゝ、その自由を東限されるのである。

**旗民不交産例の繼續** 滿人の特別保護權撤退は、滿人自らの招いた禍でもあるが、支那本部の大勢は、今や滿人本位の何等をも認めざるに至つたのであつた。一八二〇年嘉慶帝が、その糜爛した國土を道光帝に讓與した如く、一八五〇年道光帝は、腐敗失政、不平、叛亂といふやうな手もつけられぬ遺産をば、咸豐帝に贈與するに至りて、大なる叛亂は、やがて支那歴代に行はれた一種の常道に進み、四百餘州は、恰も蜂の巢の破れた如くに感ぜられる、而も、それら叛亂の首領が、何れも滿人排斥を標榜して立つに至りては、中央政府は、そこに何等か果斷の手段を取らざるを得ざるに至つたのである。吾人は、此觀察の下に、一八五二年咸豐二年中發表せられた旗民交産例は、反

清朝思想に對する一種の緩和濟であるとして視ざるを得ないのであつた。旗民交産即ち滿漢の自由交産章程は、十數箇條に亘つて居るが、その中でも、特に注意せらるべきものは、漢人が從來滿人の土地を購入するに典當の名でいつたものは、賣買の地契を交付するといふこと、莊園の售出を准すといふこと、帶地投充を嚴禁するといふことであらう。漢人の努力は、かくして、その土地の上に唯一の障礙物を破壊し去つたのである。北京政府が、當時この法例の適用を支那本部に限りて滿洲に施行せなかつたことは、たとへ、形式にとゞまるとはいへ、尙ほ封禁政策を遵由するものといはざるを得ない。滿洲の旗民不交産例撤回は、實に一九〇五年奉天將軍趙爾巽によりて遂行せられたのである。

### 六 朝鮮國境上の諸問題

國境上の開市 清國と朝鮮との貿易市場は、二個に區分される、その一個



は、豆滿江なる會寧と慶源とに行はれたので、前者をば單市後者ば雙市といつて居つた。鮮人が此兩市に於て朴陋なる女眞人を欺満して、財囊を裕かにしつたこと、久しい歴史であるであらう。それが清國が勃興して、その國から派遣せらるゝ監市官に、市易を東限さるゝに至り、甚しい打撃を受けたのであつた。他の一個は、鴨綠江なる義州の西中江台といふ鴨綠江の中洲で行はれた之を中江貿易といつて居る。中江台が市場となつたことも、古い歴史をもつて居つたそれは、我が秀吉の征韓の時に、朝鮮から明國に請ふて、軍糧馬匹を賣買することゝした、が種々の弊端で中絶したのである。清代では、太宗の天聰二年(一六二九)を以て始めとする。一六二八年江都會盟の結果によりて開市されたこと、いふまたさるところであらう。開市の期日やら約束やらは、爾後種々の改變を見たが、大體に於て、極めて窮窶なる官貿易であつたことは、疑はれない、何とならば、市場に持ち運ばるゝところの貨物は、清韓兩國の官吏が立合ひで決めた價格を以て取引きされ

るといふのであつた。記録によるに、開市は、三月十五日と、九月十五日の二回であつたのを、後には二月八月の二回に變改したらしい。

密貿易大に行はる

國境貿易が、何日まで、密商を禁じ得たかといふことは、疑問であらねばならぬ。一六九〇年(康熙二九)代からして、密貿易は、種々な形でもつて現はれた。その第一は、中江後市といふのである。それは、鳳凰城や遼陽の、運送請負業者車戸の欄頭と、鮮人との間に、密貿易が行はれた。その次第をいふに、欄頭は、始め車賃の不當利益から得た收入をば、遼東の官吏に贈賄して、貨物の密輸出に對する默認を得た、右の車戸は、大約十二人ほどあつたところである。第二は、朝鮮の貢使の鳳凰城の欄頭を出入する場合に、故意に貢使の貨車を遅緩ならしめて、その間に密貿易を行ふので、之を欄頭後市といつて居る。第三は、朝鮮政府が、自國の銀子の流出を恐れて、北京行き使臣及び隨員の帶銀に制限を與へた、何でも、一人に五十兩を越ゆるを許さぬといふことであつたらしい、政府は、又た密商の銀貨流出を恐



れて、團練使なる貨物押領の官吏を發遣し、奸濫を監緝するといふことにしたが、何を圖らん、この官吏は、商人の頭領になつて、恣まに買賣する之を團練使後市といつて居る。要するに、中江後市、柵門後市及び右の團練使後市なるものは、清韓兩國人が公設市の東縛に満足せざないところから起つたものではあるが、その主なる原因は、漢人の勢力が、漸次鴨綠江に加はりた結果自ら國境貿易を活潑にしたものと觀取されるのである。

空間地留保の再申

太宗朝一六二八—一六四二に約束せられた豆滿鴨

綠兩江の空間地留保は、依然繼續されたのであつた。吾人は、其一例として、康熙五十四年、豆滿江なる慶源訓戎二城の對岸に、清國人が家屋を建造し、併ひに開墾されたことについて、北京廷は、朝鮮の抗議を納れ、直ちにそれを撤回せしめたことを擧ぐるを得るのである。康熙帝の此處置は、爾後の定例となつて、久しい間、効力を示した。第二の例は、英祖大王七年、即ち清國の雍正九年に、奉天將軍那蘇圖は、柵外に於ける盜賊取締の必要上、草河、靈河二水の、

鴨綠江に合する地方、蟒牛哨に、卡倫營を置かんとしたことがある。朝鮮政府は、報を得て、蟒牛哨が、中江市場に近いからといひ、前代康熙の時の例を引いて、その中止を要求し、北京廷では、已むなく承認したこともあつた。第三の例は、乾隆十三年、中訓戎鎮の對岸に、清國人の造屋墾田があるといふので、これ又た撤回した。これを通計するに、緩衝地留保といふことは、約そ二百餘年の間、ともかくも、満足に行はれたらしい。然とも、これ果た、北京朝廷の信義、盛京將軍の好意から出たもので、鮮人の實力は、少しも、それに關與するところがない。従つて、若しも、清國側で、これらの約束に怠慢であるとする以上、何時でも、緩衝地は、破壊されざるを得ないのである。

鴨綠江流域の墾田續出

乾隆十三年以降、空間地問題も、久しい間、記録

に跡を絶ちた。然とも、その多くの場合は、山東人の飛躍に一任しつゝ、あつたことと想像される。道光二十二年、中朝鮮は、上土、滿浦兩鎮の對岸に、漢人の家屋あることを發見したので、北京に移謀して、その家屋を撤回せしめた



といふがそれは實行されたであらう。さりながら一面からいふと以上の事實は、鴨綠江の對岸であるから望見するを得たので、空閒地全體の如何やらであつたかは知るに由なかつた。越えて四年朝鮮は、江界の對岸に漢人が四十餘處に家庭を建て、伐木墾田しつゝあることを見多般説諭したが、遂に撤回せなといふので奉天將軍にその次第を要請したことがある。そこで北京廷は、特使をその地に發遣して、流民の驅逐に幾分の努力を試みた。うしいが、何分にも鴨綠江沿邊二十餘處に設けられた卡倫は、當時大方廢類に歸したので、根本的にそれを掃除せんとする希望は、寧ろ不可能であつた。統巡會哨といつて、時季を定めて兩國から巡視立會の官吏を發遣するといふ制度も、果して十分に履行されたかは、疑はれざるを得ない。同治六年中（一八六七）に至り、政府は遂に口實を設けて、空閒地帯を一般漢人の墾地に開放したのである。

伐木墾地及び採金

鴨綠江流域が漢人、ことに山東人に注視されたこと

の、人參採取に始まる次第は、いふまでもなからう。ついで着手されたのは、豊富なる鴨綠江本枝流に沿へる森林の伐木であつた。山東人は、卡倫の官吏が、冬季になつて引き上げるのを見計らひ、森林の伐採を始め、夏季の増水に乗じて、その障子を鴨綠江口に下すのであつた。伐木と同時に、行はれたのは、開墾である。同治六年、中何名慶といふものが、吉林なる五常堡開墾の例を引いて、開放を要請した時に、早や五十萬畝の熟地を得たといふから、そのいかに發展しつゝあつたかは、想像されるであらう。越えて八年に、盛京將軍が、提督左寶貴等に丈量を命じたが、新たに熟地百八十萬三千餘畝を得たといふことである。右の伐木開墾と同時に、跋扈したものは、沙金採取であつた。彼等は、又た到るところを掘鑿するといふので、北京廷は、興京の啓運山といふ祖陵の地點から、龍崗と稱する風水の山脈、長さ百餘清里、寬さ二三十清里を封禁して、彼等の侵迫の防禦をせざるの已むなきに至つたのである。馬賊は、以上の混亂に乗じて、その猖獗の勢を逞くするのであつた。



間島問題新たに提議せらる

空閑地の保留は、鴨綠江方面に於て先づ破

棄せられた。光緒元年盛京將軍崇實は、東邊一帶に縣官を設定するの議を提出し、ついで安東、寬甸、通化、懷仁等の行政廳は新設せられ、國初以來の朝鮮の保有せる權利は、一朝にして過去の畫餅に歸したのである。朝鮮は、沙河子即ち今の安東縣に衙署の設定されるのを見て、抗議を北京に致したが、もとより何等の手應だにあらず。漢人は爾後益々鴨綠江の谷地に侵入するのであつた。西間島、鴨綠江問題は、右の始末で、朝鮮は泣く泣く手を退いたか、反對に東間島即ち豆滿江方面には、新たななる葛藤が生起されたのである。

西間島の容易に落着を見たるに反して、同一事情の下に在る東間島が、無窮の葛藤を生起したのは、間島に占墾した人民が、一は漢人(上國人)で他は韓人(小國人)であつたことに原因する。一八八一年(光緒七年)清國では、鴨綠江開墾の例に倣ひ、豆滿江東北の荒地を開墾せんと企て、盛京禮部からその旨

を認め、た咨文を朝鮮に送達した。豆滿江一帶は、吉林の所轄に係り、當時の將軍は、著名なる銘安といふ人である。北京政府では、吳大澂をば、欽差大臣に任命し、かくして直に開墾に着手せんとしたが、意外にも、そこには、無数の韓人部落を發見した。そこで清國側では、豆滿江は、土門江である、土門江は、中國の境であらねばならぬ、既に境を越えて開墾に従事して居る韓人は、その多少に關はらず、中國の民と認むべきである以上、納税はいふまでもなく、その冠服が、我が政教に従ふべきであるが、當分は、年限を酌立して猶豫を與ふるであらう、こゝういふのが、清國の主張であつた。此主張の下に、それぞれ施政に着手したのは、一八八二年(光緒八年)五月のことであつた。朝鮮政府の態度は、この主張に對して、寧ろ輕卒であつたことを認めざるを得ない、該政府は、直に之に答へて、越墾の鮮人をば、直に中國臣民とする解釋は、甚だ同意しかねるから、それらをば、悉く刷還して、本國地方官に還附して貰ひたい、爾今以後、流民の取締りは、嚴にするであらうといつた。流民即ち間島の人民



局子街附近の布爾哈圖河



(内藤博士撮影より)

東古城子附近の石獸

滿洲發達史 七一六  
は、それを以て満足するであらうか右越墾者刷還の告示は、果して流民を驚かしたのである。

土門と豆満との紛争 京城政府の意向と、間島人との意向は、一致しない、彼等は清國に編入されることを好まざるのみならず、その土地は、鮮領で清領でないといふことを主張した。かくて、彼等は直に人を派して、白頭山の界碑を踏査し、その始末をば、鐘城府使に呈出したが、府使はさらに吉林なる敦化の知縣に大要下の如き照會を發したのである。

朝鮮國咸鏡道鍾城都護府李照會する事の爲めに、鍾城、穩城、會寧、茂山の民人等の呈狀によるに、内に稱すらく、小人等耕鑿を爲すと雖、豈に全く國家の經法に昧からんや、小人等墾する所の土は、即ち土門以南なり。粵に昔、東方に在りて國を立つること最も久しき者は、唯だ本國のみ、地を拓くことを務めずして、土門を以て界となし、而して退ひて豆満江を守り、土門豆満兩江の間は、荒地となし、民の入り居るを禁ずるものは、逸患あることを慮りてなり。一たび上國(清國)の東土に新興してより、東北無事にして、而して康熙壬辰に至り、烏喇總管穆克登大人旨を奉して邊を査し、亦、土門江を以て界と爲し、西を鴨綠とし、東を土門とし、石に



勅して記を白頭山の分水嶺に爲せり、土門南岸或は上國土民の潜處するものあれば、上國より毎々刷還を行ひ、亦た敢て本國相望むの地に顯居せず、近來邊禁漸く弛び、入りて居るもの相續き、列邑の官憲瓜期甚だ近く、邊事を以て心に存せず、居民は、江を過ぐるを以て禁となし、見聞ありと雖も、而も敢て官に告げず、近年に至り、荐りに凶作に遭ひ、民、本業を失へるに因り、中國の邊を開き、荒を墾せるを開き、亦た江を過ぎて懸種せり、入居の朝令無きが故に、春に農幕を結び、秋には輾歸し、且つ地を劃して界となし、敢て深入せず。近來冬始めて開く、吉林將軍大人より本國に行文し、旨に遵て、土門江以北以西佔墾の朝鮮貧民を刷せしむと。小人等以爲らく本國流民の禁を冒して、吉林界内に入るもの、甚だ多し、往年刷還すと雖も、而も未だ盡きず、恐らくは、必ず此類ならんと。去年四月教化縣より告示を鍾會兩邑越邊に貼し、民をして歸回淨盡せしむと、始めて教化縣の誤りて、豆滿江を認めて土門と爲せるを知る也、小人等相顧みて愕眙し、嘗て往て上國の派員彭正郎、及び教化縣知縣に訴へしも、而も未だ顯示を承けず。先づ土門、豆滿の別を查尋せんと欲し、乃ち人を派して往きて白頭山の立碑處を審にせしに、碑東には土堆木柵を連置して限となし、下に土門あり、兩岸對立すること門の如くにして、石にあらずして土なり、其下水あり、源を發し、別に別派となる、此水の合流する處は、則ち江岸路絶て流に沿ふ能はず、又た鍾城越邊九十里の甘土山下に於て分界